

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第3回幕別町議会定例会
(令和5年8月30日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁

日程第2 会期の決定

（諸般の報告）

行政報告

日程第3 報告第11号 令和4年度幕別町健全化判断比率の報告について

日程第4 報告第12号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第5 報告第13号 令和4年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第6 報告第14号 令和4年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について

日程第7 報告第15号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について

日程第8 報告第16号 令和4年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について

日程第9 議案第91号 令和5年度幕別町一般会計補正予算（第6号）

日程第10 議案第92号 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第93号 令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第94号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第95号 令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第98号 財産の取得について（スクールバス）

日程第15 認定第1号 令和4年度幕別町一般会計決算認定について

日程第16 認定第2号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第17 認定第3号 令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第18 認定第4号 令和4年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第19 認定第5号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第20 認定第6号 令和4年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第21 認定第7号 令和4年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第22 認定第8号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第23 認定第9号 令和4年度幕別町水道事業会計決算認定について

会議録

令和5年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年8月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口 和弥 | 17 藤原 孟 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
代 表 監 査 委 員 八重柏新治
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 本間 淳
こ ど も 課 長 川瀬真由美
土 木 課 長 香田裕一

副 町 長 伊藤博明
農 業 委 員 会 会 長 中村富士男
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
福 祉 課 長 亀田貴仁
保 健 課 長 宇野和哉
水 道 課 長 河村伸二

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁

議事の経過

(令和5年8月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和5年第3回、幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、15番芳滝議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月21日までの23日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月21日までの23日間と決定いたしました。

[農業委員会会長就任挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、農業委員会会長より、発言を求められておりますのでこれを許します。
中村富士男農業委員会会長。
○農業委員会会長（中村富士男） 本会議の貴重な時間を割いていただきまして誠に恐縮でございます。
この度の農業委員改選後の総会におきまして委員各位よりご推挙を賜り会長を就任いたしました中村富士男でございます。
会長就任にあたり重責を深く感じているところではありますが、22名の農業委員の皆様とともに本町農業のさらなる振興・発展のために最善の努力を尽くしてまいりたいと存じますので、議員の皆様方のご指導、ご支援を今後も賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではありますが会長就任の挨拶とさせていただきます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
後ほどご覧いただきたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和5年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、簡易水道使用料金の過大徴収について申し上げます。

本年7月11日、簡易水道を使用している契約者から、牛舎で使用している簡易水道の使用料金が「営農用」ではなく「家事用」として請求されているのはなぜかとの問い合わせがあり、令和元年に申請のありました給水装置工事申請書を確認したところ、用途種別が「営農用」ではなく「家事用」と記載されていたことから、賦課当初から「家事用」として使用料金を徴収していたものであります。

簡易水道使用料金は、用途ごとに基本料金と、使用水量に応じた水量料金の合算額により算定しており、用途が「家事用」の場合の使用料金は、基本料金399円と、水量料金として1立方メートル当たり204円に使用水量を乗じた額の合算額となります。

一方、用途が「営農用」の場合は、基本料金は「家事用」と同額の399円で、水量料金も使用水量が20立方メートルまでは「家事用」と同額の204円であります。21立方メートルからは1立方メートル当たり122円となることから、この部分が過大徴収となったものであり、その額は、令和元年度から4年度までが103万3,528円、本年4月から6月までの5年度分が11万7,752円、合計115万1,280円でありました。

今回の件については、給水装置工事申請書には「家事用」と記載されていたものの、添付書類では建物の用途は「牛舎」となっていたことや、現場確認を行っていることから、審査過程において誤記載に気づくべきであり、当該契約者には、不適切な審査から生じた過大徴収について、衷心からお詫び申し上げたところであり、過大徴収した使用料金については、還付をすべく、今定例会に関連する予算を提案させていただいたところであります。

なお、このたびの過大徴収に当たって、申請書や現場の確認など審査を担っていた職員に対しましては、公務の運営に支障を生じさせたものと判断し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、依田公園浄化槽使用料の過大徴収について申し上げます。

依田公園の合併浄化槽は、平成2年度に十勝幕別温泉ホテル緑館を経営する北海道振興株式会社との契約に基づき、同社が建設費の一部を負担して町が設置したものであり、維持管理に要する費用については、浄化槽設備使用契約書及び覚書を締結し、町が管理する依田公園のトイレと排水量に応じて費用を按分して合併浄化槽使用料として負担金を徴しておりました。

その後、平成10年度に町が焼肉施設ガーデンハウスを公園内に設置したことから、施設の管理使用者となったサカモト食品有限会社を加えて按分することとし、また、16年度には、ホテルの経営権が北海道振興株式会社から、現在の十勝幕別温泉グランヴィリオホテルを経営するルートインジャパン株式会社へ譲渡されたことにより、同年8月1日に同様の内容で契約書及び覚書を締結し、以降、町を含めた3者で維持管理費用を負担しているところであります。

この維持管理費用のうち、公園浄化槽保守点検業務委託料については、平成25年度から依田公園を含む8箇所の公園の浄化槽の保守点検業務を一括して発注することにして以降、依田公園に係る分のみを算定の基礎とするところを、誤って他の7箇所を含めた額により算定していたことがこの度判明いたしました。

さらに、令和3年度と4年度の4月から6月までの第1期分の納入額について、使用料を按分する際に使用する流入メーターの値を誤入力していたことから、実際の排水量と異なった按分率となり、ルートインジャパン株式会社に対しては過大に、サカモト食品有限会社に対しては過小に使用料を徴収していたことも確認したところであります。

今回、誤って過大徴収していた使用料は、民法第703条に基づく不当利得の返還義務に該当し、同法第166条第1項第1号では5年間の返還義務となりますが、町に帰責事由があることから、平成25年度

から令和4年度までの10年分を全額返済するものとし、還付に伴い発生する還付加算金と合わせて還付することといたしました。

また、この過大徴収とは別に、当初から使用料算定の際の維持管理費用に、浄化槽法第11条に基づく検査手数料や軽微な修繕費用などの経費を見落としており、この分の使用料を過小に徴収していたことが判明しましたが、これについては、民法第166条第1項第1号の消滅時効が適用されることから、平成30年度から令和4年度までの5年間を遡り未収金として徴収しようとするものであります。

なお、還付金の額については、ルートインジャパン株式会社が409万9,733円、サカモト食品有限会社が9,850円となっており、還付加算金は、サカモト食品有限会社は少額のため発生しませんが、ルートインジャパン株式会社は25万5,900円で、2社に係る還付金と還付加算金の合計額は436万5,483円となったところであります。

また、未収金の額については、ルートインジャパン株式会社が77万971円、サカモト食品有限会社が2,279円、合計77万3,250円となっており、還付加算金と併せて、今定例会に関連する予算を提案させていただいたところであります。

なお、今回の不適切な事務処理から生じた過大徴収及び未収金については、相手方に対し衷心からお詫び申し上げたところであり、事務処理及び管理監督の立場にあった職員については、公務の運営に支障を生じさせたものと判断し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、落雷に伴う防災行政無線の被害状況について申し上げます。

8月6日から翌7日にかけて北海道の南に前線が停滞し、南から暖かく湿った空気が流れ込み大気の状態が不安定となり、十勝地方で落雷が多発しました。

本町では、7日午前、忠類晩成地区の防災行政無線忠類晩成屋外子局の電気系統が破損する被害が発生しており、保守業者によりますと、破損箇所の状況から、原因は付近への落雷に伴い高圧電流が地中や電線を伝わって流れる「誘導雷」によるものと推測されるとのことです。

現在、この誘導雷による電気系統の破損により、忠類晩成地区の屋外拡声器による放送ができない状況となっており、早期復旧を目指して、メーカー及び保守業者と調整を進めているところでありますが、本復旧までに時間を要することから、仮設の屋外子局も含め当面の対応を検討しているところであります。

なお、無線基地局には被害がなかったことから、戸別受信機の放送に影響は出ておりません。

次に、ハザードマップ及び防災のしおりの改訂について申し上げます。

令和2年7月以来3年ぶりの改訂となりますが、今回の改訂は、ハザードマップでは、忠類地域及び幕別農村地区を流れる合計23本の中小河川について洪水浸水想定区域を新たに表示するとともに、洪水時の指定避難所を8カ所追加したほか、津波浸水想定区域の見直しを行っております。

また、防災のしおりでは、ハザードマップに合わせて指定避難所一覧を更新するとともに、日本海溝や千島海溝の周辺で大地震が発生した際に内閣府及び気象庁から発信される「後発地震注意情報」のほか、分散避難や女性の視点からの避難所運営など、避難所での生活に係る内容を新たに追加しております。

なお、今回改訂いたしました新しいハザードマップ及び防災のしおりは、9月上旬までに町内全戸への配布が完了する予定であります。

本年も10月1日に127年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限らない郷土愛により、幕別町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体から自治功労者として5名、社会功労者として1名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月1日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定としております。

次に、自治体DXの進捗状況について申し上げます。

本町では、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえ、令和4年度までにマイナンバーカードの普及促進とあわせて、子育て関係や介護関係などの27手続のオンライン化を実施しており、本年5月には、庁内各部署から提案されたデジタル技術を活用すべき143件の取組を、窓口業務、情報発信に係る業務、事務の効率化につながる業務の3つの区分に分類し、分野横断的な検討を進めていくこととしたところであります。

7月には、庁内において、副町長及び各部長で構成するデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進本部のほか、実務担当者で構成する3つのワーキンググループを設置し、キャッシュレス決済やLINEの活用、AI-OCRの導入などの具体的な取組について、全庁的に議論を深めていくための推進体制を整えたところであります。

自治体DXは、行政手続きの効率化や住民サービスの向上、デジタル技術を活用した地域産業の維持・発展など幅広い分野において専門的なノウハウを必要とすることから、7月31日に、東日本電信電話株式会社北海道東支店と「自治体DXの推進に関する連携協定」を締結したところであります。

また、9月8日には、道路管理における先進的な取組として、道路占用許可手続のオンライン化を行うため、同社と道内では初めてとなる「道路管理関連業務の高度化に向けた共同検討に関する連携協定」を締結する予定となっております。

なお、自治体DXの推進に当たっては、多額の費用を要することが見込まれることから、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用すべく11月に見込まれている事前申請に間に合うよう準備を進めてまいります。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月28日、国は「令和5年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を17兆2,594億円、前年度との比較では2,889億円、1.7パーセントの増と決定いたしました。

算定に当たっての昨年度からの主な改正内容は、基準財政需要額において、マイナンバーカードを利活用した住民サービスの向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要が反映されたほか、光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、文化施設等地方公共団体の施設に係る光熱費が措置されたところであります。

本町におきましては、社会福祉費や高齢者福祉費に係る単位費用の増などに伴い、基準財政需要額が増となったものの、市町村民税所得割や消費税収の増に伴う地方消費税交付金の増など、基準財政収入額の増により、本年度の普通交付税額は58億7,418万6,000円で、前年度当初算定額との対比では2,289万円、0.4パーセントの減となったところであります。

今後におきましては、令和4年度繰越金及び特別交付税などの財源の状況を勘案しながら、財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、春から温暖で、作付け作業も順調に進み、農作物全般にわたり生育も平年より早く順調に推移しております。

8月15日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より5日早い7月14日に収穫を始め、7月26日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は、約12俵と平年を上回る収量になる見込みとお聞きしております。

このほか、馬鈴しょは3日早く生育しておりますが、高温少雨の影響でやや小玉傾向にあり、てん菜は4日早く生育し、根周も順調に肥大しており、豆類も10日ほど早く生育し、着莢数が多いことから、おおむね平年を上回る収量となる見込みであります。

また、飼料用作物では、1番草の収穫は収量・質ともに良好で、現在2番草の収穫期を迎えているところであり、サイレージ用とうもろこしにつきましては、13日早く生育しておりますことから、良質な粗飼料の確保が期待されております。

しかしながら、7月下旬以降の猛暑により、畑作では白菜やキャベツなどの葉菜類を中心に病害が

発生し、一部廃棄が見られるなど出荷量に影響が出ており、酪農では乳量の低下が見られるなど、農業経営への影響が懸念されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後の収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故が無く、豊穡の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月25日現在の公共工事の発注状況は、24億1,822万円で、発注率にいたしますと87.48パーセントとなっております。

現在までのところ、土木関係では新北町32号通、緑町団地道路5号、忠類24号線などの道路整備工事を、建築関係ではあかしや南団地の公営住宅建替工事のほか、保健福祉センター及びアルコ236の屋上防水工事、百年記念ホールの屋根の改修工事などを、水道関係では道路整備に伴う配水管移設工事のほか、札内配水池電気設備更新工事などを、下水道関係では下水道処理区統合に係る連絡管渠の整備工事などの発注を終えております。

今後は、公園施設の更新工事や水道管の布設替工事などの発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第11号、令和4年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第11号、令和4年度幕別町健全化判断比率の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の実質赤字比率等の健全化判断比率を、監査委員からの審査意見を付けて、議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和5年8月24日付けで、「是正改善を要する事項」に関して「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに「実質赤字比率」であります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておられません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下、7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。

令和4年度は9.6パーセントで、令和3年度の9.1パーセントに比べ、0.5ポイント増加しております。

主な要因は、比率算定において「分母」となる「普通交付税額や臨時財政対策債の発行可能額」の減少であります。

次に、「将来負担比率」であります。

令和4年度は89.3パーセントで、令和3年度の82.5パーセントに比べ、6.8ポイント増加しております。

実質公債費比率の要因と同様に、比率算定において「分母」となる「普通交付税額や臨時財政対策債の発行可能額」の減少に加え、「分子」から差し引かれる「財政調整基金や減債基金等の充当可能財

源」の減少が、主な要因であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める「早期健全化基準」を下回っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号を終わります。

[一括議題、報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、報告第12号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第8、報告第16号、令和4年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第12号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、報告第16号、令和4年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでを一括してご報告申し上げます。

議案書は、2ページから6ページまでにわたっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の会計ごとに、本町においては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の5つの会計がありますが、この5つの会計の資金不足比率を、監査委員からの意見を付けて議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和5年8月24日付けで、5つの会計のいずれにおいても「是正改善を要する事項」に関して「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

5つの会計の「資金不足比率」につきましては、いずれの会計も実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、5議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号から報告第16号までを終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第9、議案第91号から日程第14、議案第98号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第91号から日程第14、議案第98号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第91号、令和5年度幕別町一般会計補正予算（第6号）を議題と

いたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第91号令和5年度幕別町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,958万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ177億9,312万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、1変更であります。

変更いたします2事業は、いずれも資材高騰や設計変更による事業費の増額に伴い、それぞれ130万円、180万円を追加し、限度額を変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費1,293万7,000円の追加であります。

障害者自立支援給付事業、自立支援医療費給付事業とも前年度の事業費確定に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

6目老人福祉費3,668万円の追加であります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、前年度の介護保険料の低所得者軽減事業に係る国への精算還付金であります。

介護サービス提供基盤等整備事業は、認知症高齢者グループホーム、9人1ユニットを整備する事業者に対する、北海道からの補助金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費510万8,000円の追加であります。

前年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国への精算還付金であります。

9ページになります。

3目施設型・地域型保育施設費2,624万円の追加であります。

前年度の認定こども園等の施設型給付事業に係る国と北海道への精算還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費100万9,000円の追加であります。

12月から産前休暇を取得する予定の職員に係る代替保健師1人分の給料、手当、共済費等であります。

10ページをご覧ください。

2目母子保健対策費72万3,000円の追加であります。

母子保健対策事業は、前年度の母子保健医療対策総合支援事業に係る国への精算還付金であります。

不妊・不育症対策事業は、北海道の補助事業を活用し、医療保険の適用外となる先進医療について、本年4月1日に遡及して助成しようとするものであります。

補助額は、医療保険の給付割合と同様に、先進医療に要した費用の10分の7に相当する額とし、1回の治療当たりの上限を3万5,000円とするものであります。

これまでの実績に鑑み19回分を見込んでおります。

3目予防費222万2,000円の追加であります。

前年度の緊急風しん抗体検査等事業に係る国への精算還付金であります。

4目成人保健対策費8万6,000円の追加であります。

前年度のがん検診総合支援事業に係る国への精算還付金であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費285万8,000円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る健康被害者として、今年度、新たに認定された2人に対し、国から給付される健康被害給付金であります。

11ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費1 億2,436万9,000円の追加であります。

麦・大豆生産技術向上事業は、国産小麦・大豆の安定供給に向けて、作付けの団地化や営農技術の導入等を支援する事業で、国からの間接補助金であります。

今回は、小麦、大豆の生産面積の拡大に取り組む7 団体と生産拡大に必要な機械を導入する2 団体に対するものであります。

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業は、畑作産地における安定した生産体系の確立に向けた取組を総合的に支援する事業で、国からの間接補助金であります。

ソフト事業として、種馬鈴薯のり病率低減に取り組む2 団体とてん菜から需要の高い作物への転換に取り組む11の個人及び団体に対して、取組面積に応じた補助を行うものであります。

また、ハード事業として、労働力負担軽減対策に取り組む5 団体とてん菜からの作付け転換に取り組む2 団体に対して、必要な農業機械の導入に係る補助を行うものであります。

4 目農業施設管理費25万8,000円の追加であります。

ふるさと味覚工房の玄関扉の修繕費用であります。

7 目農地費401万5,000円の追加であります。

土地改良施設等維持管理事業、10節は、幕別ダムの通信機器の修繕料、12節は、幕別ダムの緊急操作点検委託料、14節は、五位のコンクリート製水路の側壁倒壊の復旧に要する工事費であります。

多面的機能支払交付金事業、18節は、本年度の協定面積増加に伴う交付金の追加、12ページをご覧ください。

22節は、令和元年度から3 年度に係る多面的機能支払交付金の北海道への精算還付金であります。

8 目土地改良事業費581万円の追加であります。

いずれも道営水利施設等保全高度化事業の事業費増額に伴う北海道への負担金の追加であります。

13ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費300万円の追加であります。

幕別町森林組合が受託している民有林の造林事業に対する北海道からの補助が、増額決定となりましたことから、追加するものであります。

7 款、1 項商工費、5 目企業誘致対策費5,566万7 千円の追加であります。

本年度、指定地域内において工場の増設を行った企業1 社に対し、投資額の10パーセント相当額を補助するものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、2 目都市環境管理費690万円の追加であります。

14節は、公園の樹木剪定やフェンスの修繕、パークゴルフつつじコースの看板更新に係る工事費の追加であります。

22節は、依田公園合併浄化槽を町と共同使用しております民間2 事業者の支払い済み使用料に係る過誤納還付金であります。

当該使用料は、共同使用しているルートインジャパン株式会社とサカモト食品有限会社に対し、公園施設浄化槽の保守点検業務の委託料や電気料などの維持管理に要する費用を排水量などに応じて按分し、負担いただいております。

町では、平成25年度から依田公園を含む8 公園の浄化槽の保守点検業務を一括管理することとして、維持管理事業者と契約しておりましたが、上記の2 者に対する依田公園浄化槽に係る負担額を算定する際に、8 公園の保守点検業務料の総額を根拠に算定していたことなどから、過大徴収していたものであります。

このことから、平成25年度から令和4 年度までの過大徴収総額を過誤納還付金として、加えて、還

付に伴い生ずる還付加算金を計上するものであります。

14ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、5目ナウマン象記念館管理費79万円の追加であります。

敷地内を除雪する除雪機の故障に伴う更新費用であります。

7目図書館管理費49万5,000円の追加であります。

地下オイルタンク油面計の更新費用であります。

6項保健体育費、2目体育施設費41万5,000円の追加であります。

この夏、地下水の水位低下に伴い、忠類町民プールにおいて水槽に地下水を給水できなかったことから、その代替措置として水道水による給水を行っており、これに要する水道料と農業集落排水施設使用料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金52万5,000円の追加であります。

相川第2道営水利施設等保全高度化事業に係る受益者分担金であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金285万8,000円の追加であります。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金であります。

17款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金3,660万円の追加であります。

介護サービス提供基盤等整備事業に係る道補助金であります。

3目衛生費補助金33万2,000円の追加であります。

不妊治療費等助成事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金1億2,757万6,000円の追加であります。

1節は、麦・大豆生産技術向上事業と持続的畑作生産体系確立緊急支援事業に係る国からの間接補助金、3節は、土地改良事業に係る道補助金、6ページをご覧ください。

4節は、豊かな森づくり推進事業道補助金であります。

20款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり基金繰入金79万円の追加であります。

ナウマン象記念館の除雪機更新費用に充当するものであります。

4目森林環境譲与税基金繰入金96万8,000円の追加であります。

パークゴルフつつじコースの看板設置費用に充当するものであります。

2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金8万円の追加であります。

前年度の低所得者保険料軽減負担金の精算還付に伴う特別会計からの繰入金であります。

7ページになります。

21款、1項、1目繰越金1億1,572万2,000円の追加であります。

22款諸収入、5項、4目雑入103万1,000円の追加であります。

細節56は、依田公園浄化槽に係る負担金であります。

当該浄化槽の使用料として算定している軽微な修繕費用や検査手数料などの維持管理費に関して、算定漏れとなっておりました平成30年度から令和4年度までの5年間の未収金相当額であります。

細節67は、多面的機能支払交付金の交付対象面積の減に伴う2組織からの返還金であります。

23款、1項町債、4目農林業債310万円の追加であります。

道営水利施設等保全高度化事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[一括議題、議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第10、議案第92号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から、日程第13、議案第95号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第92号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号から議案第95号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第1号までを、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第92号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ115万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億4,186万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金115万6,000円の追加であります。

前年度の特定健康診査負担金の確定に伴う国と北海道への精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

6款、1項、1目繰越金115万6,000円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第93号、令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,182万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億2,558万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1億8,174万8,000円の追加であります。

前年度の介護給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、北海道、社会保険診療報酬支払基金への精算還付金であります。

6款、1項繰出金、1目他会計繰出金8万円の追加であります。

低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う一般会計への繰出金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

9 款、1 項、1 目繰越金 1 億8,182万8,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算第 2 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第94号、令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ 7 億1,559万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12ページ、13ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

15ページをご覧ください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費103万4,000円の追加であります。

酪農業を営む簡易水道使用者に対し、令和 2 年 1 月から、本来は営農用でありながら家事用として料金を賦課し、支払い済みとなりました使用料に係る過誤納還付金であります。

使用者からは、家事用として申請がありましたが、申請書に添付されている図面と現地確認に基づき、牛舎で使用することが確認できたと認められますことから、申請時に遡り、本来の水道料金との差額を還付するため、過誤納還付金を計上するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページになります。

5 款、1 項、1 目繰越金103万4,000円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第 3 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第95号、令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ855万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億3,976万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17ページ、18ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

19ページをご覧ください。

第 2 表地方債補正、1 変更であります。

個別排水処理施設整備事業は、新築住宅の建設に伴い、合併浄化槽を新たに 3 基設置する必要が生じたことなどから、700万円を追加し、5,220万円を限度として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更がありません。

歳出をご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費855万8,000円の追加であります。

合併浄化槽 3 基の設置などに係る工事費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

20ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金28万1,000円の追加であります。

受益者分担金であります。

4 款、1 項、1 目繰越金127万7,000円の追加、6 款、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債700万円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計から個別排水処理特別会計までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第92号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第93号、令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第94号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第95号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、失礼いたしました、議案第95号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第14、議案第98号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第98号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りいたしました、議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、現在、主に駒島線で運行しておりますスクールバスの更新を行うものであります。

現行のスクールバスは、平成22年3月に購入したもので、13年あまりが経過し、走行距離も本年7

月末現在で60万キロメートルに達し、老朽化が著しいことから、国のへき地児童生徒援助費等国庫補助金を活用して、取得しようとするものであります。

ページ下段に記載しております規格形式のとおり、車両は、中型バスで、補助椅子席を含め45人乗りであります。

議案書の1ページをご覧ください。

1 財産の名称及び数量は、スクールバス（駒島線）1台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年8月23日に、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店の2者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、2,034万931円をもちまして、東北海道日野自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、執行役員支店長井上達哉氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。

納期は、令和6年3月31日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第98号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会設置、付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第15、認定第1号、令和4年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第23、認定第9号、令和4年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く17人の委員で構成する令和4年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものにといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く17人の委員で構成する令和4年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、8月31日から9月4日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、8月31日から9月4日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月5日、午前10時からであります。

11：00 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第3回幕別町議会定例
(令和5年9月5日 10時00分 開会・開議)

	開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第1	会議録署名議員の指名
	16 谷口和弥 18 中橋友子 1 畠山美和
日程第2	一般質問（6人）

会議録

令和5年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年9月5日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月5日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 | 11 岡本眞利子 |
| 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 | 16 谷口和弥 |
| 17 藤原 孟 | | | | |

- 6 欠席議員

7 酒井はやみ

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
防 災 環 境 課 長 井上一成
こ ど も 課 長 川瀬真由美
学 校 教 育 課 長 西田建司

副 町 長 伊藤博明
代 表 監 査 委 員 八重柏新治
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 本間 淳
福 祉 課 長 亀田貴仁
保 健 課 長 宇野和哉
生 涯 学 習 課 長 石田晋一

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

16 谷口和弥 18 中橋友子 1 畠山美和

議事の経過

(令和5年9月5日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番谷口議員、18番中橋議員、1番畠山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

町長から、「令和5年度幕別町功労者の報告について」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。後ほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（合田利信） 7番酒井議員から本日欠席する旨、3番山端議員、17番藤原議員から遅参する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2番（塚本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

1、地域とともにある学校に向けての組織づくりについて。

本町も平成31年よりコミュニティ・スクールを導入しているところは、周知のとおりであります。しかしながら、CSについての認知度は低く、事務局である学校の先生方も多忙の中、小中一貫の取組に加え、学校運営協議会や両輪とされる地域学校協働本部の立ち上げ、サポーター募集等を正直どう進めているのか戸惑う中、教育委員会の姿勢が現場や委員に伝わっているとは言えない状況です。

また、学校運営協議会と両輪とされる地域学校協働本部の設立については急務であります。現場任せではなく、教育委員会として施策を明示し、学校・委員・地域との意思疎通の機会をより積極的に設けていくことが重要で、教職員・運営委員・住民の当事者意識の改革も必要なことから、地域住民も含めて啓蒙・広報・研修活動の重要性は高いと考えます。

(1) CSの今後の取組について。

①今後のCSマイスター派遣要請やコミュニティ・スクールの講演や広報普及活動計画についての考

えは。

②校長先生等の社会教育士養成講座受講実施、また、指導主事の配置等への取組は。

③教育委員会としての施策は。

(2) 地域学校協働本部設立に向けて。

①社会教育法第9条の7による地域学校協働活動推進員の現状での委嘱状況は。

②地域学校協働活動を推進する必要の意味とは。

③CS活動に対する各学園への予算は。

(3) 教育委員会内でもCS担当部署を設立する考えは。

2、社会に開かれた学校に向けた学校ホームページの運用への取組について。

社会に開かれた教育課程が叫ばれる中、学校の活動は地域住民に分かりやすく把握してもらう必要があります。しかしながら、学校ホームページは一向に進まない現状は望ましくない状況にあります。作成運営に当たっては、過度の負担にならぬような方法で工夫し、推進すべきと認識しています。

(1) 学校ホームページの取組について、幕別町の学校ホームページの現状と現在のサイトのサポート体制は。

(2) 学校、校長任せとはなっていないか。

(3) 学校ホームページ開設を積極的に行っていない理由は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

「地域とともにある学校に向けての組織づくりに向けて」についてであります。

コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会は、平成16年制定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を目指した仕組みであります。

本町におきましても、平成31年4月に、小中一貫教育の各学園やわかば幼稚園に、地域の住民や保護者、教育に識見を有する方などを構成員として学校運営協議会を設置したところであります。

ご質問の1点目、「CSの今後の取組について」であります。

一つ目の「今後のCSマイスター派遣要請やコミュニティ・スクールの講演や広報普及活動計画についての考えは」についてであります。

文部科学省は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「コミュニティ・スクール推進員」、いわゆるCSマイスターとして委嘱し、教育委員会等に対して派遣することにより、全ての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入及びその機能の充実を図るため、「CSマイスター派遣事業」を実施しております。

本町におきましても、平成31年4月からの各学園での学校運営協議会設置に向け、30年11月にCSマイスターの北海道科学大学の出口寿久教授をお迎えし、「地域とともにある学校づくり」と題して、北海道科学大学との連携による生涯学習講座「コミュニティカレッジ・北海道科学大学公開講座」を開催したところであります。講座では、コミュニティ・スクール制度導入の背景や現状、先進事例などについて講演をいただき、小中学校教職員、PTA、町議会議員、教育委員、社会教育委員など60人の受講をいただきました。

平成31年4月以降、各学園で学校運営協議会が設置され、複数回の会議が開催されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和2年度は書面会議を余儀なくされるなど、計画どおりに進まない期間となりました。現在は、次第に体制が整っているところであり、令和3年度からは、学校運営協議会としての体制と年4回程度の会議開催などの年間サイクルを確立し、学校運営協議会の主な三つの機能のうち、「学園長が作成する学園運営の基本方針を承認すること」は、全ての学園で実施されているところであります。

また、「学園運営について、教育委員会または学園長に意見を述べるができること」において

も、各学園において、子どもたちがどのような課題を抱えているのか実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標を共有するために「熟議」を重ね、学園の経営方針やグランドデザインにその結果を反映するなど、学園経営に地域の知恵や願いを導入する体制が整いつつあるところであります。

こうしたことから、各学園の学校運営協議会委員を対象に、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働していくための理解をより深めるため研修会を開催することを考えているところであり、各学園の学校運営協議会において、今後、さらに理解が深まる中で課題が発見された場合など、解決の手法の一つとしてCSマイスターの派遣要請も考えてまいります。

さらに、一般の保護者や住民の方に対しては、まずは教育委員会で、毎月、町ホームページに掲載しております「小中一貫・CS通信」などを通して積極的に広報普及活動を行った上で、今後、保護者や住民の方を対象にしたコミュニティ・スクールに関連する講演会等を開催することも考えてまいります。

二つ目の「校長先生等の社会教育士養成講座受講実施、また、指導主事の配置等への取組は」についてであります。

令和2年4月から、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令が施行され、これにより社会教育主事講習または社会教育主事養成課程の修了者が、「社会教育士」を称することができるようになりました。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働を図りながら、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されております。社会教育士の称号を取得するための講習につきましては、毎年、北海道での実施機関である北海道立生涯学習推進センターから教育委員会に講習実施の通知がありますので、町内の小中学校に通知し、教員に受講の呼びかけを行っているところであります。

「指導主事」につきましては、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長および教員に助言と指導を与えることを職務として、教育委員会事務局に置かれる職のことをいいますが、現在、教育委員会には、同様の役割を担う「学校教育推進員」を3人配置し、業務の中では、各学園のコミュニティ・スクールのコーディネーターの役割も担っているところであります。

三つ目の「教育委員会としての施策は」についてであります。

本町では、幕別町小中一貫教育の全体構想で、「ふるさとに誇りをもつ子どもを育む幕別の一貫教育」を目標に掲げ、令和元年度から五つの学園全てで本格実施しておりますが、これに合わせて、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、同じく元年度からコミュニティ・スクールを導入したところであります。

また、小中一貫教育の基本構想で掲げる三つの柱のうちの一つ、「学校・家庭・地域が一体となった教育の創造」では、具体的な内容を、「学校運営協議会を基盤にした、地域ぐるみで子どもの学びを支える仕組みづくり」「幼小中高校の教育活動と家庭地域の連携をめざしたコミュニティ・スクール構想」としているところであります。これにより期待する効果は、地域の教育力を生かした特色のある教育活動が創造され、地域保護者の方々が学校を理解し、共に教育活動を進める中で、帰属意識が高まり、家庭や地域の教育力が向上し、子どもの健全育成につながることであります。

現在の本町のコミュニティ・スクールについては、各学園において、学校数や学校規模、地域の特色がそれぞれ大きく異なっていることから、一律に取組を統一して進めることが難しく、それぞれ実態に応じて工夫を凝らしながら取組を進めることとしているため、各学園の取組にばらつきが出ることを認識しております。そのため、これまで子どもたちがどのような課題を抱えているのか実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標を共有するために「熟議」を重ねてきているところであり、学校運営協議会の委員からも、学園運営について学園長に意見を述べるができることとして、学園経営に地域の知恵や願いを導入する体制を整えてきているところであります。

コミュニティ・スクールについては、各学園において、9年間で目指す児童生徒の資質、能力の育成について地域の理解を進め、目標を共有し、地域でできることを様々に考えていただく仕組みでありますことから、今後も、地域住民、保護者、学校職員など関係者の十分な理解と相互の信頼関係の下、「熟議」を重ね、「地域とともにある学校づくり」を進める中で生じる課題の解決に向けた相談や支援を行ってまいります。

ご質問の2点目、「地域学校協働本部設立に向けて」についてであります。

一つ目の「社会教育法第9条の7による地域学校協働活動推進員の現状での委嘱状況は」についてであります。

地域学校協働活動推進員は、社会教育法第9条の7第2項において、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行うものとされております。また、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、その間の連絡調整等を行う「総括コーディネーター」についても、地域学校協働活動推進員として教育委員会が委嘱することができ、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるものです。

本町においては、令和3年度に「地域学校協働本部」を立ち上げた札内東学園の「チーフプロデューサー」や「地域コーディネーター」がこれに該当するものでありますが、活動が始まった段階であり、現在は委嘱しておりませんが、今後の本格的な活動に向け、できるだけ速やかに教育委員会が委嘱する推進員制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の「地域学校協働活動を推進する必要の意味とは」についてであります。

「コミュニティ・スクール」は、「地域とともにある学校づくり」に向けた仕組みであり、「地域学校協働活動」は、家庭教育支援や地域活動、学びによるまちづくりなど、「学校を核とした地域づくり」に向けた仕組みで、相互に補完し高め合うものとして、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要でありますことから、両取組の連携と協働をさらに進めることが重要であると考えます。

そのため、本町の「地域学校協働活動」については、既に動き出している札内東学園のほか、他の学園においても、「地域学校協働本部」の立ち上げに向け、構想案の検討やロードマップの策定を進めているところであります。あわせて、「地域学校協働活動」として、既存の活動をリストアップすることで「見える化」をして、学園として地域にお願いしたいことを整理し、地域に対しても、学園と地域で連携や協働できる活動の募集を行っていくことが考えられているなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組の相乗的な連携と協働が少しずつ進んできております。

しかしながら、「地域学校協働本部」未設置の学園があるなど、計画どおりに進まない実態もあり、委員や地域の方が主体的に取り組む体制が確立されていない学園があることも認識しており、携わる地域の方々が理解を深め、活動に慣れたり、機運が高まるまでには、ある程度の時間を要するものと推測していることから、まずは分かりやすい学校支援活動を当面の主な活動として推進することを考えております。

引き続き、両取組の相乗的な連携と協働がさらに進んでいくよう、しっかりとサポートに努め、活動経過等の積極的な発信により新たな活動につなげるなど、教育委員会の伴走機能を果たし、「議論から実践」への流れを具体化し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めてまいります。

三つ目の「CS活動に対する各学園への予算は」についてであります。

現在、学校運営協議会運営事業に対する予算につきましては、委員への報酬および日当と費用弁償の旅費を年4回の会議開催を想定して予算措置しておりますが、各学園に対して、会議運営費や活動費に対する費用の予算措置はありません。

今後、新たな費用が想定される場合は、必要に応じて予算を措置してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「教育委員会内でもCS担当部署を設立する考えは」についてであります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組につきましては、現時点では小中一貫教育の学園事務局が中心となって活動を支えています。さらに学校運営協議会や地域学校協働本部が主体的に活動できるよう、教育委員会内に推進委員会組織を立ち上げることを検討しているところであります。具体的には、学校教育と社会教育が連携した構成で、構成員は教育部長以下、生涯学習課や学校教育課の職員と学校教育推進員とし、構成員から「統括コーディネーター」を選任して、窓口を一本化することで各学園の学校運営協議会、さらに地域学校協働本部とその「地域コーディネーター」とのつながりを明確にし、学校運営協議会の運営支援、地域学校協働本部の設立や運営支援などを先々の見通しを持って、サポートする体制を確立してまいりたいと考えております。

次に、「社会に開かれた学校に向けた学校ホームページの運用への取組について」であります。

教育委員会においては、平成31年4月から、各学園の小中一貫教育やコミュニティ・スクールの取組などを紹介するため、「小中一貫・CS通信」を毎月発行し、「いつでも」「誰でも」見ることが可能な町ホームページ内の「学校教育」のページに掲載し、周知に努めてきたところであります。また、町内小中学校や各学園の活動や行事予定などについては、各学校から発出される「学校だより」で、保護者のほか、地域に向けて周知してきたところですが、本年度からは、町内会回覧文書の取扱いの変更と、さらなるコミュニティ・スクール推進の観点から、同様に町ホームページに「学校だより」と「学園だより」を掲載しているところであります。

ご質問は3点に分かれておりますが、相互に関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

現在、町内小中学校のホームページにつきましては、平成25年度から途別小学校、令和2年度から糠内中学校で、それぞれが独自の判断で開設しており、サイトの開設や更新はそれぞれの学校の管理職が行っているため、ネットワーク環境等のサポートのみ教育委員会で行っている状況であります。

教育委員会といたしましては、各学校や学園での小中一貫教育やコミュニティ・スクール、地域学校協働活動などの取組を地域の住民の方にホームページなどで公開することは有効な手段とは認識しておりますが、持続可能な取組としては、独自の学校ホームページの開設を増やしていくのではなく、町ホームページでの公開を基本に考えておりますことから、さらに町ホームページの充実を図ってまいります。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

(10:25 山端議員着席)

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今、答弁を拝聴いたしました。まさにそのとおりだとは思いますが、私も現役の委員でもありますので、5年間やってきましたけれども、なかなか教育委員会さんのほうの対応というか、姿勢が見えてなくて、もう委員、学校とも、ちょっと戸惑っているような状態だと思います。特に私どもの学校、途別小学校は地域とのつながりが多くて、町長をはじめ、教育委員会の皆さまには日頃からご協力とご列席いただいて感謝しているところでございますけれども、特に今夏にしましては、災害的な酷暑となった部分もありまして、道内においても小学生が亡くなるという事態もありましたが、本町においては、先見的な取組によって、快適な教育環境ができたということはずごく感謝しております。また、教員の方々からも、暑さを気にせず子どもたちを迎えることによって、精神的にも安定しているという話を聞いております。

コミュニティ・スクールに対しては、多分もう具体的な施策に入っていかなければならないかと思えます。今年の5月に中教審の方針が出ました。今までは、コミュニティ・スクールにしましては、学校運営協議会を設置したというところに加えて、地域学校協働本部も一緒になってやるという、要するに二つでコミュニティ・スクールだよということを明言されたのだと思います。そして、コーディネーター、地域学校協働活動推進員、こちらの配置も積極的に進めてほしいという指針の下、行われております。

ただ、今、運営協議会に対しては、やっぱり何ていうのですか、会議はうまくいっているところもあるのですが、でも我々も5年間やってきて、コロナ禍もあって大変な部分もありました。私ど

もの委員会も5年間やっていて、なかなか成果が出ないというのは非常に責任を感じておりますし、子どもたちに申し訳ないなという部分もあります。その辺は教育委員会さんと同じ気持ちだと思いますので、一緒に取り組んでやっていきたいなとは思いますが、会議の開催が目的化しているような会議になっているのではないかなという部分がありまして、やっぱり運営協議会の進め方のノウハウとか、熟議の持っていく方が各学園によって違うかと思うのですけれども、非常に実を結ばないというか、次につながらない部分があるのではないかと。そして、委員自体も、私とか3人ぐらいは、さつない学園の場合はずっと最初からいますが、あとはPTA会長さんとか、公区長さんが委員になられます。俗な言い方をしたら失礼ですが、充て職で来られるので、現状が分かっていないまま運営協議会に際して出席をされて、一体何を話しするのだろう、また学校から何か言ってくださるのかなというまま、また1年で交代してしまうというのを繰り返し行っていて、常に継続的な部分に問題があるのではないかなという部分も私は感じております。

あと、予算についてでも、やっぱり予算請求したいなと思って請求してからやるのではなくて、あらかじめ、例えばサポーターの印刷物を作りたいなとか、そういった部分にあらかじめ例えば自由に裁量が、各学園に使えるような予算を配分していただくというのも、やっぱり大事な事かと思えますけれども、いずれにしても、今回、伴走的な教育委員会の支援というのが非常にうたわれておりまして、その部分では、やっぱりちょっと感じないな、その部分はちょっと弱いなと思えます。

それで、このコミュニティ・スクールというのは、やっぱり名前からいってスクールとつくので学校のことだと思いがちなのですが、これは壮大なまちづくりのプログラムでありまして、これによって地域のコミュニケーションが深まり、地域同士の結びつきが深まり、そして幅広い子どもに地域愛あふれる教育を受けさせることができ、そういった子どもたちがやがて社会に出ていっても、地域のことを気にかけて、スキルを身につけて地域に戻ってくる、サケのように戻ってきけるような人材、実際にそういった成果を出しているところも先進地ではあるようでして、やっぱり幕別町の町長がおっしゃる人口構成、現役世代の増加とかそういった部分も、さらなるそういった今の子どもたちが戻ってくるような施策にもつながってくると思いますので、やっぱりこれは全町民、我々を含め当事者意識を持って取り組んでいきたいと思えます。

そして、なお、今の答弁を拝聴しまして、考えておりますという部分があるので、そこをいち早くもう実行していただきたいと。

それで、やっぱり運営協議会に、教育委員会の方々、教育委員の方々、出席されておりますが、なかなかいろんな意見を聞きたいと思うのですけれども、書記的な役割で何の発言もなく退席されてしまいますので、やっぱりその部分、そういった時間はもったいないなと。せっかくノウハウを持っている方がいらっしゃっているのに、そういったものを伝授していただけないのはどうかなという部分もありますので、その辺も含めて、ちょっと今後のサポート体制を具体的に表していただきたいと思えますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育委員会のサポート体制ということで、答弁の中でもお答えはしたのですが、教育委員会内に推進委員会の組織をつくりまして、もっともっとコミュニティ・スクール、学校運営協議会のほうに入っていくって、しっかりとサポートしていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今後ともよろしくお願いいたします。

もう多分5年、最初の教育会議でそもそも僕を感じるには、小中一貫にちょっと偏り過ぎているかなという部分がありまして、小中一貫の学校運営協議会でも、話ばかりになると委員の出る幕がないのです。やっぱりそっちは学校のほうが主になってやっていますので、承認とか追認という意味ではありますけれども、やっぱり委員として参加している以上、何かしらお役に立ちたいかという部分もありますので、協働活動のほうもやっぱり両輪ですので、委員の負担軽減ということで、最初の取

っかかりが運営協議会と小中一貫から始めましょうということだったと思うのですが、教育委員会の中では負担軽減にはならないように、しっかりと協働活動の準備を進めて、向かっていっていただきたいと思います。

そして、これは今後、中央教育審議会の中間まとめにもありますけれども、教育委員会もこれからはまちづくりに関わっていくのだということも出ていますので、こうなると、さっきのここにもありますけれども、学校教育課だけではなく、生涯学習課、ひいては住民課も一緒になってやっていかなければならないシステムだと思いますので、その辺も、今後、役場の中も意識改革が必要ですし、昭和の教育を受けてきた我々も、先生方も、住民も、意識改革を持って今の現状を、やっぱり教える教育から学ぶ教育へ、探求する教育へと向かっていっていますので、そういった部分に向けて意識改革をしないとなかなか難しいかと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、ホームページの件ですけれども、ホームページに関しては、非常に難しい部分があるのは承知しております。今、町のホームページを見て、それでCS通信とかを出すと、結構大変ですね。それで、やっぱり役場と言ったら失礼ですけれども、やっぱり民間のホームページに比べて非常に取っつきにくいというか、もうちょっと、ホームページというのは作るのが目的になっているのではなくて、大抵、見てもらうことが目的ですので、手段としてのホームページは、やっぱり使いやすさ、見ていただける工夫をもっとしていただかないと、一応ホームページに上げておりますという報告ではありますが、見ていただかなければ何なりませんし、見ようと思ってもなかなか出てこない。例えばSEO対策、検索対策におきましても、途別小学校と打てば、途別小学校の独自のホームページが、ぼんとトップに出てきますけれども、ほかの学校を見ようとすると、やっぱり教育委員会の学校の予定とか、そういったものがリンクは出てきますね。やっぱりそういう部分も含めまして、トップページにそれが出てくるのもどうかなと思いますので、その部分でもうちょっと改善が必要かなと思います。

ただ、校長先生の中には、やっぱり自分はこういう学校にしているのだ、こういう学校があったのだと報告したい方もいらっしゃると思いますので、そういった方々については、積極的なサポートと応援をしていただきたいなと思います。やっぱり全部に強制しているというのは、やっぱり先生方も忙しいので、また先生方によっても得意な方とか、年齢的に、今、デジタル格差と言われていますけれども、そういったことに疎い方、それから得意な方、いろいろいますので、その辺は町のほうでやっていただくことはあるのですが、やっぱり町のホームページ、もしそれでいくのであれば、町のホームページを、もうちょっと見やすく親しみやすいものにしていく工夫をしたほうがいいかなとは思いますが。とても僕も探すのは最初大変でしたので、そこはぜひやっていただきたいなと思います。

そして、やっぱりこのホームページに関しましては、費用とかの問題もありますけれども、独自ドメインを使うのかとかそういった部分もありますけれども、費用に関しましては、例えば糠内に対しましてはウィックスを無料で使えるホームページを使っております。これは、無料の場合は広告とかが出てしまいますけれども、持続性という部分ではちょっと不安がありますが、独自ドメインとかを使うのであれば有料版というふうになってきます。そして、途別小の場合は、最初、デジタルステージのソフトをずっと使っておりましたけれども、ちょっとやっぱり更新の問題と、町のサーバーのセキュリティの相性が合わなくて、今はフェイスブックにて情報発信をしているところであります。

途別小におきましては、ホームページを作ったきっかけと申しますのは、やっぱり特認校で、人口、学童が減っている、16名を切ってしまう。16名を切ると、学校運営が非常に厳しくなるということで、これは特認校をもっとアピールしなければいけないということで、その世代の校長先生が、PTAの皆さんと協力してポスターを貼ったりとかという運動をして、生徒数、3人兄弟の方が何世帯か入ってくださったという経緯がありますけれども、やっぱり学校を維持するとか、学校児童数を増やすというそういった目的もありますけれども、本来の目的は、途別小のような特認校の特色ある教育、自然環境の中にある教育の中で、生きづらい子どもや、そういった子が6年間途別小に来ることによって、やっぱり無事に自信を持った子どもに育って6年間を過ごせるというところ、そこが大事だと思うの

です。やっぱりそういったことを、他町から幕別町に転入した校長先生、教頭先生なんかには、途別小が特認校であることすらご存じない方もいらっしゃるわけで、自分の学校に、ちょっとここの大きい学校では難しいかな、この子をどうしたらいいかなといったときに、途別小にどうだろうかとか、そういった方法もあると思うのです。だから、やっぱりその子どもが6年間行きづらい思いをして過ごすのか、途別小に行って、楽しくそれなりになじんでやっていけるのかというので、そういった子どもを僕も何人も見えていますので、そういった意味合いも含めて、やっぱりこれから小さな学校が重視される時代とは言われていますので、そういった部分もあります。そういった活動を含めることによって、途別小独自のホームページを開設したわけでありますので、確かに持続性とか、先生方が代わったらまた途絶えてしまうのではないかと。他町のホームページを見ましても、もう何年も更新されていないホームページもあります。そういった部分を含む心配はありますけれども、途別小に関しましては、やっぱり地域でサポートしたり、また、地域学校協働本部を立ち上げれば、SEに強い方とかがいいらっしゃるはずなので、そういった支援も受けて、充実したホームページを運営していけるようになっていくかと思っておりますので、ぜひその辺のサポートをより一層お願いしたいところであります。

見やすさという点では、やっぱり教育委員会内でも現状でどうなのかという部分の意見はありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 町ホームページの、教育委員会の学校教育のページということでの話かと思えます。

教育委員会だけのお話ということにどうしてもならざるを得ないのですが、塚本議員がおっしゃる内容については、やはり少し分かるところもございます。ちょっと工夫をしながら、見やすくというところを工夫してやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） ありがとうございます。

本当にそういった部分で、町のホームページでそれが見やすくなって、皆さまが学校を知りたいというときに、そこを開いたらどういう活動をしているのかというところがすぐ出てくるようなホームページ、そしてビジュアル的にも、やっぱり今のはちょっとあまりにも無機質っぽいので、もうちょっと見やすい、親しみの湧くようなものにするとか、あとはブログのような、校長先生のブログのようなページであれば、さほどな、ホームページというところがわかりやすいけれども、ブログでしたら、毎日ということではないと思いますので、これも校長先生の仕事として、ブログ程度であれば近況報告として掲載できるような、町のホームページ内でいいですので一覧となって出るような、根室市なんかはそんな感じですよ。だから、そういった部分も工夫していただけたらと思います。ということで、ホームページに関しては、本当にこれからは社会とともにある学校ということで、やっぱり情報発信というのがとても重要になってきますので、今後ともその辺は一緒になって、我々委員も当事者ですので、一緒になってやっていきたいと思えます。

さっきも申しましたが、継続的な、伴走的な教育委員会のサポート。中にはあまり行政が入ってくるとやりにくいのだという部分もあるかもしれませんが、そうではなくて、やっぱりノウハウを持った方が、きちっとここをこうしたらいいのだという説得力のある意見をさせていただくためにも、やっぱり社会教育主事とかそういった方の、社会教育に精通した方のスタッフもやっぱり増やしていくことが大事かなと思いますので、その取組についても具体的な施策に向かって実行しないと意味がありません。試案ではなく実行に向けて、今後、ロードマップを明示していただいて、そして委員も共通の認識を持てるようにやっていただきたいと思います。

あと、市民に対するコミュニティ・スクールにちょっと戻りますが、研修とか、そういった部分の予定というのは、どのように考えていらっしゃいますか。市民、委員、それから教職員も含めてですけれども、やっぱり認知度が低いのですよ。それで、やっぱりサポーター募集をしても、「コミュニティ・スクールって、なに」ということで、やっぱりなかなかサポーターも集まらない。集まってい

るところもあります、やり方もあるかもしれませんが、その辺を、やっぱりコミュニティ・スクールとは何ぞやというのを、もっと広報も毎回特集ページを作るような形でやるとかやられたらいいと思います。今回のCS通信の6月か7月号なんかはすごくいい内容なので、そういうのは、あのページ、なかなか見ていただけないページに置いておくよりも、やっぱりもっと大々的にポスターを貼るとか、それからあの部分だけでもいいので、広報の1ページに入れるとか、そういった工夫もしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） コミュニティ・スクールの住民周知という部分、ご質問にもいただきました講演会の開催等のご提案もいただいているかと思うのですが、こちらについては答弁のとおり、まずは積極的な広報普及活動ということで、ある程度、住民の方にもう少し理解をいただいてから講演会を開かなければ、やはりまた参加者の問題等もあるかなというところで考えております。そういった意味では、今、お話しいただきました広報の掲載、またポスター、ちょっとその辺についてはすばらしい取組になってくるかなと思うので、そちらのほうについては、今後、前向きに考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） ありがとうございます。

今後とも、そういった取組を実行に移していただいて、やっぱり認知度を上げていくことが大事かと思います。やっぱりコミュニティ・スクールというのは、あくまでも手段であります。目的は、幅広い教育と地域愛に根差した教育を子どもたちに受けさせるというのが目的ですので、形の見える方策、結果を出せるように向かっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10:45 休憩

10:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして質問させていただきます。

今後の幕別町教育施設等の管理計画についてであります。

幕別町では、平成29年に策定され、令和4年に一部改訂された「幕別町公共施設等総合管理計画」において、本町が保有する公共施設の人口1人当たりの延べ面積は7.85平方メートルで、近隣1市3町の平均5.31平方メートルより多く、全国・全道平均と比べても多い状況にあるとされています。また、「幕別町建築物保全システム」による維持管理費は令和2年度で約8億3,000万円であり、平成30年度より毎年約2,000万円ずつ増えており、旧耐震基準で建設された施設は38.4パーセント、耐用年数の半分以上を経過する施設は10年後には、約95.5パーセントまで上昇することが見込まれているため、今後の財源不足が大変危惧されます。

教育委員会は「幕別町公共施設等総合管理計画」を受けて、令和2年11月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を策定し事業が進められていますが、以下お伺いいたします。

1、第6期幕別町総合計画3か年実施計画、令和5年から7年度において、本年、札内南小学校校舎屋体改修工事が行われ、来年は幕別小学校の校舎屋体改修設計、令和7年には改修工事が行われる予定になっていますが、教育委員会では「まくべつ学園」の在り方と施設整備の方向性を検討し、「施

設分離型」「施設一体型」「義務教育学校」の3通りの方向性を示されています。今後の児童生徒数及び学級数等を考えれば、「施設一体型」か「義務教育学校」の方向になると考えられます。その場合、使用しない校舎等の利用について、ふるさと館の移設、認定こども園の移設、しらかば大学の移設等について議論をしていくことが必要であると考えますが、お伺いいたします。

2、集団研修施設こまはたの今後の利活用について、民間力の活用等を視野に入れ見直す必要があると考えますが、お伺いいたします。

3、古舞小学校閉校後の在り方について。

(1) 地域住民との対話の状況についてお伺いいたします。

(2) 古舞小学校閉校後の利活用についてお伺いいたします。

4、今後の幕別町教育施設等の全体的な管理計画と方向性についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「今後の幕別町教育施設等の管理計画について」であります。

本町の教育環境の整備については、第6期幕別町総合計画の第4章の「生きる力」を育む学校教育の推進として、子ども一人ひとりが個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身につけ、より快適な学校生活を過ごすために、幼児、児童及び生徒の推移など長期的展望に立って、学校施設の計画的な整備、改修を推進しているところであります。

また、百年記念ホールや町民会館などの社会教育施設、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの社会体育施設の計画的な環境整備を進めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営と機能充実を推進しているところであります。

ご質問の1点目、「幕別小学校及び幕別中学校校舎等の今後の利用について」であります。

幕別小学校と幕別中学校は、令和元年度から「まくべつ学園」として、9年間の一貫した系統的な教育課程を編成し、中学校教員の小学校への乗り入れ授業、小学生の中学校登校など、小中一貫教育に積極的に取り組み、様々な成果を挙げています。

また、教育委員会では、令和2年11月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を策定し、4年度から札内南小学校の長寿命化改修工事に着手していますが、次期対象施設として幕別小学校校舎を検討してきたところであります。

このことから、令和4年7月に「幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育の進め方について」を策定し、幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育を推進するに当たり、幕別小学校と幕別中学校を使用した「施設分離型の小中一貫型小学校・中学校」、幕別小学校あるいは幕別中学校を活用した「施設一体型の小中一貫型小学校・中学校」「義務教育学校」の3通りから、「まくべつ学園」の在り方と施設整備の方向性を検討してまいりました。

そのような中、本年5月には、幕別小中学校全保護者を対象に、「まくべつ学園」の在り方と施設整備の方向性の検討内容について、保護者の考えや浸透度合いを把握するため、アンケート調査を実施したところでありますが、回答率は83.3パーセントで、今後の方向性の三択では、「施設分離型」が28.9パーセント、「施設一体型」が32.7パーセント、「義務教育学校」が35.2パーセントで、「義務教育学校」が最も高い回答となったところであります。

今後はさらに、保護者の理解を深め、ひとつの方向性を見いだすため、9月中旬に保護者を含めた地域説明会を開催し、「まくべつ学園」の在り方を踏まえた中で、施設整備の方向性を早急に結論づけてまいりたいと考えておりますことから、今後の方向性が確定後、どちらかの校舎を使用しない場合には、該当する学校の校舎等跡地利用を協議してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「集団研修施設こまはたの今後の利活用について、民間力の活用等を視野に入れ見直す必要について」であります。

集団研修施設こまはたにつきましては、忠類小学校との統合により、平成22年3月で閉校した駒畠

小学校校舎の跡利用についての地域住民との協議を経て、23 年 4 月に供用開始したところでありますが、協議の中では、地域住民や少年団、部活動のほか、文化・スポーツ団体などの合宿や練習に利用できる地域の活動拠点、自然体験施設への改修要望が地域住民からあり、結果的に合宿などの宿泊可能な施設としたところであります。

供用開始時においては、年間 2,000 人の利用を目標としておりましたが、町内のみならず町外からの利用も多く、主に子ども会や少年団の一泊でのレクリエーションのほか、高校の吹奏楽部の合宿などに利用され、平成 23 年度の利用者は 2,592 人、さらに令和元年度においては過去最多の 2,885 人を記録したものの、その後はコロナ禍の影響で 2 年度 817 人、3 年度 719 人、4 年度においては前年を上回ったものの 919 人と、コロナ禍前の半数以下まで利用者が減少しておりました。

しかしながら、本年度は 8 月末現在で 1,256 人と、既に前年度の利用者数を上回っており、当初から目標としている 2,000 人に到達しそうな状況まで回復してまいりました。

そうしたことから、今後におきましても、コロナ禍前の利用を見込めるものと考えており、引き続き現状の手法で施設運営を行うとともに、さらなる利用者増に向けて、広報紙や SNS 等を活用しながら施設の PR に努めてまいります。

ご質問の 3 点目、「古舞小学校閉校後の在り方について」であります。

本年 2 月の第 1 回町議会臨時会の行政報告において、古舞小学校 PTA と古舞公区から、「令和 5 年度末をもって、古舞小学校を閉校し、札内南小学校へ統合をすること」の要望を受け、町といたしましても、その思いを尊重するとともに、円滑な統合に向けた準備や校舎等の跡利用について、地域と相談しながら進めていく旨をご報告申し上げたところであり、3 月の第 1 回町議会定例会で、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」について可決いただいたところであります。

一つ目の「地域住民との対話の状況について」と、二つ目の「古舞小学校閉校後の利活用について」は関連がありますので、併せて答弁いたします。

教育委員会といたしましては、これまで 5 月 16 日と 7 月 10 日に、古舞近隣センターにおいて、古舞小学校の PTA 役員、保護者などで構成する古舞小学校閉校記念事業協賛会や町内会役員などの地域の方々、古舞小学校校舎等跡地利用に係る地域協議を開催し、地域としての要望や意見、質問などを聞かせていただく場を設けてきたところであります。

その中では、地域の思いとして、スポーツやレクリエーション活動などの地域での活用を含め、当面は閉校後の校舎等を残すことを望む声が多かったことから、今後も、さらに協議を行い、早い段階で跡地利用の結論を見いだしてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「今後の幕別町教育施設等の全体的な管理計画と方向性について」であります。教育委員会では、「幕別町学校施設の長寿命化計画」の策定により、児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう施設環境を維持管理するため、老朽化の進む学校施設の現状と課題を把握し、これまでの対症療法的な保全方法から計画的、予防的な保全方法へと維持管理手法を転換することで、中長期的な維持管理等に係る経費のトータルコストの縮減や平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能を確保することとしております。

このことから、学校施設につきましては、「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき、令和 3 年度から 10 年ごとの 4 期に分けた長寿命化の実施計画の中で、順次、長寿命化改修を進めてまいりますが、町を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、社会情勢や町民ニーズを踏まえながら、5 年ごとに長寿命化改修計画の見直しも行っています。

また、社会教育施設や社会体育施設につきましては、学校施設の長寿命化計画に類する改修計画を策定しておりませんことから、今後、学校施設と同様に、建築年数を踏まえ、それぞれの施設の劣化度評価を行い、長寿命化改修計画の策定を考えているところであります。

教育施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でありますことから、今後におきましても教育施設に求められる機能と安全

性の確保に努めてまいります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

1 市 3 町の中で、町民 1 人当たりの公共施設の平米数が多い。これは、幕別本町、忠類、札内と分かれていますから、それぞれ施設が必要なものですから、それはそうなのだろうと認識をしているところであります。そういう意味では、利用される町民におかれましては、幸せといいますか、いい対応をしていただいているのだろうと。避難所との問題もありますから、全体鑑みたときに、そういう数字は妥当なのだろうと思うところでありますけれども、やはり施設が多いということは、管理コストがかかってまいります。その辺のところにつきまして、最後のところにもお話し申し上げますけれども、やはり様々に計画を持って、一つ一つの施設についての在り方だとか、これは教育委員会だけにとどまらず、そういう見直しが必要になってくるのではないのかなというふうなことを念頭に置いて、今回は教育委員会に特化して質問をさせていただいたところであります。

公共施設の概要でありますけれども、公共施設等総合管理計画の中において、公共施設及びインフラの概要ということで、合計 21 万平方メートルあるのだそうでありまして、これは資料に載せられています。一番多いのは、やっぱり公営住宅等でありまして、これが約 6 万 7,000 平米、その次に学校施設、学校教育等の施設であります。約 5 万 4,000 平米、それぐらいあると。あと、町民文化系と社会教育系で 4 万平米があるということで、大まか 21 万平米の中で、公営住宅と学校関係のところが多く占めているのだなということは確認できることでありまして、学校教育等の施設と町民文化、社会教育施設で約 9 万 4,000 平米ですから、半分近いそういう平米数があるのだということであります。そういうところを見させていただいて、今回の質問に及ばせていただいたところであります。

進められてあります、まくべつ学園の件でありまして、ご答弁にもありましたように、一つの校舎で進めていくという、いわゆる施設一体型と義務教育学校のほうがパーセンテージでは多かったということでありまして、ほぼそういう方向で進められるのであろうということで、今回、答弁で、9 月に一応方針を出されて、具体的には検討されるということでありましたので、ちょっと質問が早かったのかなというふうな考えをしております。と申しますのは、言い訳になりますけれども、認定こども園の件は 9 月に出されるはずだったのですよ。ところが、6 月に出されたのですよね。遅かったのですよ。今回、このこともずっと前から私は念頭にあったものでありますから、だから少し早めに出したほうがいいのかということを出させていただいたら、今月具体的な検討に入られるというふうなことでありましたので、その議論の内容にご期待を申し上げたいと思うことであります。

ふるさと館、そしてしらかば大学、認定こども園、これは利用者側の考えの中にも、いろんな考えがあるかと思ひまして、羅列をしまして書かせていただいたのでありますが、そのことにつきまして、議論ができる状況ではないのでありますけれども、一つの考え方としまして、様々に一応お話し申し上げて、お考えをお伺いできればと思うのでありますけれども、せっかく幕別小学校が今度改修されるわけですから、だからどっちかが空くことになりますね、今の方向性でしたら。どちらかについての、どのように使っていくのか。例えば中学校であの学校で使うのであれば、小学校のほうが空く。そしたら、その小学校をどう使っていくのかということを念頭に置きながら、来年の改修設計に臨むべきではないのかなというふうな思いがあったことでありまして、ただ改修して、さあ何に使うのだという話はならないと思うのでありますよね。その辺のことにつきまして、まずお伺いをさせていただきたいなと。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現段階では、まだ正式にこの 3 通りのうちのどれでいくかということが決まっていないものですから、どちらかの校舎を使用しなくなるかどうかということ自体も、決まったものではないのですけれども、例えばどちらかの校舎を使用しなくなった場合には、同時に跡利用についても検討していかなければならないというふうには考えておりまして、ただ来年度の予定といたしま

しては、例えばどちらかの校舎を使用することになった場合に、そちらの使うほうの校舎の改修ですとか、増築ですとか、そういったことが必要になろうかと思しますので、そういったことの設計、調査、費用を来年度ということで考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） これから大変な議論になってくると思うのでありますが、議論を深めていただきたいと思うのであります。

ふるさと館につきましては、ずっと私が議員になった頃から議論がありまして、様々な経過があります。昔のいわゆる百年記念ホールの近くだとかというような経過もあって、なかなかふるさと館について手がつけられない状態であったわけでありまして。そういうことを考えたときに、やはりふるさと館について、別な形で建てるのではなくて、例えば相川小学校が今、校舎はほとんどしらかば大学で使っておられて、地域の方だとか子どもさん方は体育館を使われていらっしゃるわけであって、地域の集会なんかは、ほとんどそこ使われていない状況だと聞かせていただいております。そう考えたときに、認定こども園から小中から、そしてしらかば大学というふうなことで、一つの文化ゾーンとして、幕別町につくり上げていく、新たなまくべつ学園と申しますか、そういうふうなその考え方もあるのではないのかなと、方向性としてですね。

そのときに、相川小学校が上がりましたが、そのところに例えばふるさと館を移設していく。考古館も近いことでありますから、今その事業が進められておりますので考古館も近いし、あそこは万城目正氏の出生の地ということになっておりますから、そういう意味を含めて、そういうふうな考え方もできるだろうし、またあそこは新耐震の前の年に建築されているのですね。鉄筋で。1979 年であります。だから、1980 年が新耐震の起点の年でありますから、だから使用するについても、恐らく耐震改修が必要になってくるのだろうというふうなことがありますから、そういうことも恐らく既に御存じだと思うのでありますが、そういうことも含めながら、もしふるさと館を空いた学校のほうに移設することができるのであれば、相川小学校の改修は必要がなくなる。体育館は避難所で必要なものですからね。そして、ジビエ使っていますから、大切なところでもありますから、そういうふうな考え方もあるのでなかろうかなと思うのでありますが、そういう今後に向けた議論について、教育委員会のほうでこれから進めていく中で、多少そういう話が出ているのかどうなのかと、考え方としてどうなのかということ、まだまだ決まった話でないですから、しかし向こうに向けてそういう考えはどうであろうかなということ、ちょっと私の考えとして伺いをさせていただきたいと思うことであります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ただいま、今、相川小学校を活用しているしらかば大学を、例えば緑町の幕小なり幕中がもし使われなくなった場合に、そちらのほうに移行して、空いた相川小学校の校舎については、ふるさと館にというようなお考えかなということでお伺いしました。

これ具体的に、正式に話し合っているわけではないのですけれども、教育委員会の内部では、既存のふるさと館をどうするか、あるいはしらかば大学をどうするかというようなことは、常に話し合っておりますので、そうした内部の話し合いの中では、選択肢の一つとしては、そういうことはあり得るというようなことは考えておりますし、話題にもなっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） この間頂きました資料を拝見いたしまして、令和 4 年度のやつなのですけれども、まなびや相川の目標利用者数が 3,400 人でありまして、令和 3 年が 2,495 人、令和 4 年が 1,686 人なのですね。減っている。やっぱりそのことにつきましても、集まりにくいのか、参加者が少なくなっているのか。もしこちらのほうに来ましたら、住宅近いものでありますし、幕別本町の高齢者の方々が、いろんな形で利用していただけるような形でなるのでないのかなというふうなことも含めて、お考えを申し上げさせていただいたところであります。決まっておりますので、これから議論をされる中で、いろんな方向性について、そういう話も議論されたのだということを踏まえていただいて、

また深めていただければと思うことでございます。そこはちょっと時期が早かったのかなと。

集団施設のこまはたの件であります、私が想定をしておりました数よりも、令和4年にたくさんの方々が利用されているということ、新しい資料で確認をすることができて、ご答弁にもいただいたところでありました。あそこはしっかりした建物でありまして、もう御存じのように、調理室からシャワーから音楽室から体育館から、宿泊できるような形にある程度完備をされたところでありまして、非常に利用するにつきましては、大変利用しやすいところなのだろうなということが、前々から思っておりました。だから、利用数が少なければもったいないなと。もっと利用していただけるような形のものがあつたらいいなというふうなことで、お考えを出させていただいたのでありますけれども、目標を2,000人ですかね、上回るような形で、今推移をしているということは、非常に喜ばしいことだなと思いますし、地域の方も利用されていらっしゃるって、喜んでいらっしゃるのだらうなと思いますけれども、それだけいろんな形で利用できる施設であるのならば、例えばきれいに草を取って、環境整備をして、そしていわゆるノウハウを持った民間の方に、いわゆる運営についてお願いをして、もっとあそこが幕別町のそういう施設として、繁盛していくような方向性が取れないものかどうか。やっぱり民間のそういうノウハウを利用させていただくということは、非常に大事なことでありますものですから、そういう検討をする必要があるのではないのかなというふうなことで、質問をさせていただきましたけれども、そういう例えば指定管理でやるだとか、いろんな民間の力を借りて、その運営をしていくという方向について、議論をされていくお考えがあるのかどうかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 集団研修施設こまはたですけれども、現在も民間の方に管理をしていただいているのです。直営ではないということですね。職員採用しているわけではないということで、民間の方に管理をしていただいているのですけれども、この施設を利用される方が、その場所を使って、自分たちのやりたいことをしているというような感じの施設になっていますので、そこで何かテーマを与えて研修してもらうですとか、レクリエーションしてもらうというようなところまで発展はしていないものですから、そこも考えなければならぬところかもしれませんけれども、今は1泊での少年団ですとか、そういうところの、宿泊して、お楽しみ会みたいなどころが多い利用になっていますので、現在の利用の方法、管理の仕方で、ほかのところに対してのPRに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 努力はしていただきたいと思うのでありますけれども、やっぱり一つの施設を民間で運用してもらう。いろんな合宿を含めて、呼び込んで管理をしてもう、運営してもらうということ、そういうふうにしたほうが、委員会が直接関わっていくよりは効率よく、またいわゆる認知度も違ってくるのではないのかなと思うわけでありまして。そういう意味で、外から人を呼び込んでくることについて、やはりどのようにしたら呼び込んでくれるのかなというものの考えを、前回、幼稚園跡の合宿所の話もしましたが、やっぱりニーズがあるわけですね、いっぱい。ニーズがないとお答えになったけれども、ニーズあるわけですよ。中札内なんかは、サッカーなんかで毎年来ていますよね、子どもたちが。だから、結構ニーズがあるはずなのですよ。だから、それが呼び込めるような形のもの、これはあんまり行政では限度がある。だから、人を呼び込んでいくところについて、民間の力をお借りして、そして協力して、盛り上げていくというふうな形の手法というものを、やっぱり考えていくべきだと思うわけでありまして。そのことについてのお考え、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 施設の利用について、例えば土曜日、日曜日ですとかは、ある程度利用されているわけなのですから、ほかの曜日の活動というのは、なかなかこういう施設については、新しく考えを持たないと利用できないものかなとは思っています。例えば土曜日、日曜日ですとか、夏休み等は、利用については盛況に利用いただいておりますので、そのほかの時期というのですか、曜日に

ついても、何か呼べるような、地域の方が使っていただくというようなことであれば、平日でも可能かと思しますので、そういうことについても対応していきたいなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） 将来に向かって、民間の力を借りるというふうな、平日でも休み中なんかは子どもは来られるわけですからね。だから、そういうことも含めて、ご検討いただければなと思うことでございます。

古舞小学校のことにつきましては、地域との協議が進められていらっしゃるということで、これは丁寧に進めていただければなと思うことであります。その辺のどのように進められていらっしゃるかということを確認させていただくべく、質問をさせていただいたことでありまして、できるだけ丁寧に進めていただければなと思うことでありまして、方向性としては校舎を残していって、いろんな形で地域の方々を含め、利用していただくというふうな形で進められていらっしゃるということであります。

こういういわゆる閉校になって空いていく、いわゆる学校の施設というのが増えてこようと思うのですよね。増えてこようと思う、そういういわゆる校舎に対しての使用用途、どのような形で生かしていくのかということの一つのいろんな方向性、パッケージと申しますか、そういうその計画を持つ必要があるのではなかろうかなと。本当に民間に売却してしまって、民間でそこを利用しているというようなところも、外ではあるわけでありまして、それはもうほとんどそこが、地域がないところでもありますけれども、そういうふうなところもあります。だから、そういう今後に向けた利用についてのある程度の一つの方向性みたいなものを、やっぱり検討しておく必要があるのではなかろうかなと思うわけでもありますけれども、お伺いをさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 閉校になった学校の跡地利用ということなのですけれども、今後増えてくるのでないかというお話であります。

確かに子どもの数が減ってきておりますので、どうしても学校運営上、難しい部分が出てきて、やむなく閉校という場合も今後もあるかもしれません。そういったことも考えていかなければならないというふうには思うのですけれども、まずはこういった閉校に関わっては、農村部の学校が多いということもありまして、農村部の学校につきましては、やはり長い間地域の核施設として親しまれてきたという施設でありますので、地域としての思いがあるのではというふうに思いますので、まずはその跡利用については、地域との協議が大切であるということをおもっております。なので、第一には、やはりあらかじめ町側でどうこうということではなくて、まずは地域との協議が大切かなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） それは当たり前の話でして、その上での話をさせていただいているわけでありまして、地域飛ばして物事をするという話にはならないわけでありまして、その上でどのようなパッケージがあるのかというような形のものを、やっぱり考えていく将来は必要であるのではないのかなと、私は申し上げているところでありまして、その地域を全く無視して進めていくというようなことは、私は申し上げていないのでありまして、その辺は誤解のないようにしていただきたいなと思うところであります。

今後の教育施設の全般的な形でありますけれども、やはり例えばまなびや中里見ましたら、ゼロ人なのですよね、去年は。その前までは、4人でしたか。今年新しいのが、この間頂いたのが、ゼロ人になっておりました、令和4年度。やっぱり空いている先生方のいわゆる役宅も、教員住宅もあることでありますでしょうし、やはりここにこれからいろんな施設について、長寿命計画に類する改修計画を策定しておりますことからというふうになっておりまして、建築年数、あと劣化等の評価を行いやるのご答弁いただいているのでありますけれども、やはりこれは早急に取り組んでいく必要があるのだらうなと思いますね。複雑化も含め、やはりどのような状態なのかということもきちっと踏

まえながら、早急にやっていく必要があるのだろうと。それで、やはり使用する目的を達成して、そしてその達成を終えたというふうなことにつきましては、やはりそれなりの考え方で対処をしていかないと、何でもかんでも残していきましたら、これはコストばかりかかるわけでありますから、その辺の整備、最初に申し上げましたけれども、やっぱり平米数は教育施設、社会教育が多いわけでありますから、やはりそのところがニーズがあるところ、ないところ、目的が終わったところ、これから大事にしていかないとならないところというふうなところの精査をして、やはり全体の教育関係の施設についての今後の在り方について、やはり具体的に調査をしながら、方向性を進めていく必要が早急にあるのでなかろうかなと思うのでありますが、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教育施設について早急に検討を進めていく必要が、計画を策定していく必要があるのかというようなお話であります。

答弁の中でも申し上げましたけれども、学校の施設については既に長寿命化計画を持ってございますので、学校施設についてはその計画に基づいて改修なりを進めていくと。社会教育施設、社会体育施設につきましては、そういった長寿命化計画がないものですから、早急に策定を進めていきたいというふうに思っておりますので、その中で先ほど議員が言われましたように、使用が少ない施設だとかそういった部分については、しっかりと整理した中で、策定をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） 早急にしていきたいなと思うことであります。

木造の関係の耐震基準は 2000 年なのですよ。新耐震から以降、阪神淡路の大震災経てから、1995 年ではありますが、その 2000 年に木造の耐震化、だから筋交いを入れるだとかということで増やされています。だから、木造の建物についてもいわゆる 2000 年の耐震の基準というのが、やっぱり念頭に置いていかないとならないでしょうし、鉄筋の建物については、またもとの新耐震の基準について、念頭に置いていかないとならないだろうし、あと耐用年数のこともありますでしょうね。そういうことを具体的に、やはり念頭に置きながら整理をしていっていただきたいなということを申し上げておきたいと思うことであります。

公共施設の 1 人当たりの平米数が多いということは、ありがたいのでありますけれども、それはまだ非常にコストがかかるということでありまして、教育施設を含めて公営住宅、あとは近隣センター等につきましても、やはり広い意味で公共施設についての今後に向けては、一つの今後利用について、有効的な利用の形、無駄はないのか、どうしていくのかというような方向性を、ぜひ早急に進めていく必要があるのだろうと。それが大きな意味で、財政の負担ということにつきまして、大きな役割を私は果たしていくのでなかろうかと。それは、将来の町民にその負債を残すのではなくて、将来の町民にやはりいい形でその施設を残していく、有効活用をしていただくというふうな形で、全町を挙げて具体的に進めていただくよう申し上げまして、質問とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13 番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問させていただきます。

安心安全なまちづくりのための環境整備、防犯カメラの設置についてであります。

今年 5 月から 6 月にかけて、忠類地域において、乗用車の運転席のガラスが割られ、現金などが盗まれるという事件が発生しました。同様の手口で、ほかに 7 件の被害があったものの、防犯カメラの映像などから、犯人が特定されたとの報道がありました。

幕別町は防犯の町を宣言、また生活安全条例を制定し、安全で住みよいまちづくりの実現を図っております。児童生徒の安全登下校、犯罪の抑制、高齢者などの行方不明者の安否確認、災害発生時の被害状況の情報提供など、防犯カメラの設置の必要性は高まっていると考えるが、以下の点について

伺います。

1、学校施設における防犯カメラの設置状況、導入費用及び維持管理の状況、通学路への防犯カメラ設置の考えは。

2、学校施設の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン策定の考えは。

3、学校以外の公共施設の防犯設備の設置状況は。

4、生活安全条例に掲げる広報、啓発活動、犯罪防止の環境整備について、どのように実施しているのか。

5、防犯カメラ設置に対する、幕別町生活安全推進協議会での協議、また町内会等住民からの要望、助成の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の3点目から5点目につきまして答弁をさせていただきます。

「安心安全なまちづくりのための環境整備、防犯カメラの設置について」であります。

幕別町におきましては、複雑多様化する犯罪や交通事故を未然に防止するため、町議会が平成元年9月に「防犯の町」宣言を決議し、16年には幕別町生活安全条例を制定して、生活環境整備のほか、犯罪被害防止のための啓発活動を行うなど、「防犯」および「交通安全」に係る対策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域を目指して施策を進めてまいりました。

北海道警察が公表している「北海道の犯罪統計」によると、令和4年の町内における犯罪認知件数は55件で、人口1万人当たりになると21.2件の発生となっており、北海道の人口1万人当たりの発生件数38.1件と比較して低い水準となっておりますが、「犯罪のないまち」を目指し、今後も防犯のための積極的な取組を推進していく必要があると考えているところであります。

ご質問の3点目、「学校以外の公共施設の防犯設備の設置状況は」についてであります。

はじめに、防犯設備については、その種類を防犯カメラや機械警備、人感センサーライトとして、また公共施設につきましては、平成29年3月に策定しました「幕別町公共施設等総合管理計画」に位置付けされている建築物を対象としてお答えいたします。

現在、本町が設置及び管理している学校以外の施設は、コミュニティセンターや近隣センターなどの町民文化系施設が57施設、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどのスポーツ・レクリエーション系施設が22施設、保育所や学童保育所などの子育て支援施設が19施設、公営住宅等が254施設のほか、その他施設が104施設で合計456施設であります。

このうち防犯カメラを設置している施設は、役場本庁舎や札内コミュニティプラザのほか、アルコ236など合計6施設に20台、また機械警備は、町民会館やコミュニティセンターのほか、道の駅・忠類など合計20施設、人感センサーライトは、図書館や保育所のほか、近隣センターなど合計23施設に69か所設置しており、これら防犯設備を設置している実施施設数は、456施設のうち40施設となっております。

ご質問の4点目、「生活安全条例に掲げる広報、啓発活動、犯罪防止の環境整備についてどのように実施しているのか」についてであります。

生活安全条例は、住民の皆さんの安全意識の高揚を図り、自主的な生活安全活動と防犯、交通安全に係る総合的な対策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域の構築を目指し、平成15年に制定いたしました。

この条例では、町の責務として、生活安全確保に関する広報、啓発活動や犯罪防止のための環境整備等を掲げており、広報活動としては、不審者の目撃情報や特殊詐欺に関する情報などは、広報紙や幕別町生活安全推進協議会で発行する「生活安全だより」を通して、周知及び啓発を図るとともに、特に緊急性の高い情報については、即時性の高いプッシュ型の登録制防災情報メールや防災LINEによ

る配信を行っております。

また、各町内会の生活安全推進員と帯広警察署との合同で、お祭りなどイベント開催時の防犯パトロールや歳末防犯警戒を行っているほか、幕別町消費生活センターにおいても、特殊詐欺の手口や被害を未然防止する方法などについて、街頭啓発や広報紙への掲載、しらかば大学や老人クラブなどへの出前講座により、啓発を行っております。

犯罪防止の環境整備については、夜間における防犯対策として設置している防犯灯の維持管理のほか、防犯旗を町内会や施設管理者へ配布するとともに、「子ども 110 番の家」を示すステッカーやのぼりの配布、子ども 110 番の家マップを整備し、学校を通じて児童や保護者への周知を行うなど、地域ぐるみで犯罪防止に取り組んでおります。

ご質問の 5 点目、「防犯カメラ設置に対する、生活安全推進協議会での協議、町内会等住民からの要望、助成の考えは」についてであります。

幕別町生活安全推進協議会は、防犯と交通安全の連携をより一層強固にするため、平成 16 年 5 月に交通安全協会、交通安全推進委員会及び防犯協会を一本化し活動している団体であり、町民自らが生活の安全確保と地域安全活動を推進することを目的として、防犯パトロールや交通安全街頭啓発をはじめ、「生活安全だより」の発行などを通して、犯罪や交通事故等の未然防止に取り組んでいただいております。

これまで、事業の実施に伴う役員会や総会の場において、防犯カメラの設置に対する話題は上がっておりますが、窃盗被害から守る対策などの周知について協議を行っており、「光」「音」「時間をかけさせる」ことが効果的であることから、人感センサーライトの取付け、割れにくくする防犯フィルムを窓に貼り付けるなどの対策について、「生活安全だより」を通して啓発しております。

町内会からの要望に関しては、高齢者の徘徊や不法投棄現場を監視する目的のカメラの設置や、助成制度の問合せが令和 3 年度および 4 年度に、それぞれ 1 件ありましたが、防犯カメラの設置に当たっては、事件発生時の迅速な犯人検挙につながるほか、犯罪抑止効果も期待できる一方で、本町は刑法犯の犯罪発生件数が少ない上、周辺に住む方の日常生活の行動履歴を記録することにより、プライバシーの保護に配慮した録画面像の適切な管理などの課題がありますことから、現時点において助成制度を設けることは考えておりません。

以上で、藤谷議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 1 点目、「学校施設における防犯カメラの設置状況、導入費用及び維持管理の状況、通学路への防犯カメラ設置の考えは」についてであります。

町内の小中学校におきましては、現在、授業中の校舎出入口の施錠と、来校された方にはインターホンでの対応を基本としておりますことから、防犯カメラにつきましては、職員室から児童生徒玄関まで距離がある、あるいは職員室から生徒玄関が死角となっているなどの、防犯上必要であると考えられる最小限度の箇所に限定し、幕別中学校、札内中学校及び札内東中学校の 3 校で設置しているところであります。

導入費用につきましては、設置年度や導入機器によって異なるため、現在の導入費用で申し上げますと、カメラや台座、レコーダーやモニターなどの記録機器を合わせて、1 台当たり約 30 万円になると想定しており、維持管理費用につきましては、電気料金相当と見込まれるところであります。

また、通学路におきましては、現在、交通安全指導員 33 人により、登下校中の児童の安全確保を図るとともに、スクールガード 2 人が下校時の通学路や学校周辺をパトロールして、事件や事故の発生を抑止しているほか、町内 170 人、126 企業の方の協力を得て、296 か所に子どもが困ったときに駆け込める家として「子ども 110 番の家」を設置し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る取組を行っているところであります。

通学路への防犯カメラ設置については、事件発生時の迅速な犯人検挙につながるほか、犯罪抑止効

果も期待できる一方、道路は学校施設と異なり公衆の通行のために設けられた施設で、周辺に住む方の日常生活の行動履歴を記録することにつながり、プライバシーを侵害するおそれがあることから、防犯カメラ設置に対する住民理解と録画画像の適切な管理が重要となります。

町としては、設置場所の調整やプライバシーの保護に配慮した録画画像の適切な管理、カメラの購入経費や維持管理に係る経費などの課題があり、現時点においては、通学路に防犯カメラを設置する考えは持っておりません。

ご質問の２点目、「学校施設の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン策定の考えは」についてであります。

「防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」につきましては、北海道内では、札幌市や帯広市などの都市で策定しており、防犯カメラの設置及び運用に関し、設置する事業者等が配慮すべき事項をとりまとめたもので、住民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する住民の不安感の解消を図り、防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的としております。

本町の学校施設の防犯対策としましては、先ほど申し上げたとおり、「施錠とインターホン」での対応を基本とし、防犯カメラの設置については、防犯上必要であると考えられる最小限度の箇所に限定しているところであり、現状においては、新たな学校や箇所に防犯カメラを設置する予定はないところであります。

そうしたことから、「学校施設の防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」の策定は考えておりませんが、既に防犯カメラを設置している学校におきましては、管理及び運用の体制、画像の適正な管理や利用などを徹底してまいりたいと考えております。

学校は教育の場であると同時に、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒の健康と安全に十分配慮する必要があると考えておりますことから、今後も引き続き、防犯カメラを設置していない小中学校を含めて、防犯カメラ以外の防犯対策のほか、全ての小中学校で策定している、学校への不審者侵入時や登下校時の犯罪被害への対応を記した「学校の危機管理マニュアル」に基づき、教職員が状況を的確に把握し、適切に対応できるよう努めてまいります。

以上で、藤谷議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中でありますが、この際 13 時まで休憩いたします。

12：00 休憩

（13：00 藤原議員着席）

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、藤谷謹至議員の一般質問を続けます。

藤谷謹至議員。

○13 番（藤谷謹至） それでは再質問をさせていただきます。

今年 2 月に発表されました、警察庁の令和 4 年度の犯罪情勢によりますと、昨年 1 年間の刑法犯罪件数がおおよそ 60 万件となりまして、20 年ぶりに増加したという警察庁の犯罪情勢統計で分かりました。

コロナ禍の制限行動と、それが緩和された影響もあると見られるのですが、警察庁が行ったアンケート調査では、治安が悪くなったという回答が、昨年よりも増加しておりまして、体感治安というものが悪化しているという状況でございます。警察庁によりますと、刑法犯認知件数は、ピーク時の 2002 年が 285 万件。それから年々減少を続けまして、2021 年は、戦後最少のおおよそ 56 万件までに減少するように記録されているということでございます。しかし、昨年は自動車の窃盗や路上での暴行、傷害など街頭犯罪が前年比に比べて 14.4 パーセント増えた。それで、おおよそ 20 万件を越えまして、全体の認知件数を押し上げたという報告がございます。これもコロナ禍の行動制限の緩和が、

犯罪増加につながっているという分析のようでございます。

これは、調査は闇バイトが、強盗が多発する判明の前に行われておりまして、体感治安というのは、現在はさらに悪化しているのではないかと予想される事態でございます。また札幌では、頭部切断という凶悪な犯罪が起きたばかりでございますし、答弁、通告書にもございましたけれども、忠類地区でもよもや車上荒らしが8件も発生するということには、思ってもみなかったところでございます。人口密集地で起こる可能性が、こういう車上荒らしとかは高いとは思っておりましてけれども、本当に平和な田舎でこんなことが起こると思ってもみなかった。今では、都会も過疎地も関係なく犯罪は起きてしまうものだと、改めて感じたところでございます。

報道によりましては、犯人特定の決め手になったのは、通告書でも示してあるとおり防犯カメラの映像のようでございます。現在では、ドライブレコーダーや携帯電話の映像、ビデオ。世の中には、簡単に映像を記録できるものが当たり前の世の中になってしまいました。これはいいことなのか悪いことなのか、ちょっと分かりませんが、犯罪を抑止するには、防犯カメラは必要なものというか、犯罪を減少させる影響のあるものとして認識しているところであります。

防犯カメラの設置の契機は、平成7年に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件というふうに言われています。答弁のほうでもございましたけれども、防犯対策の活用や、犯罪防止抑止効果が期待できる一方で、やはり不特定多数の住民を撮影することになって、被害者のプライバシー権などを侵害するおそれがありまして、慎重な運用が求められているところでございます。

1番目の学校施設における防犯カメラの設置状況、導入費用及び維持管理の状況、通学路の防犯カメラの設置の考えについてでございますけれども、令和元年、谷口議員の一般質問の中で、教育長が答弁された内容とほぼ変わらない状況かなと。防犯カメラは、幕別中学校、札内中学校、札内東中学校3校に設置して、その設置している理由が、職員室から生徒玄関まで距離があると。生徒玄関が死角になっているから、防犯カメラをつけているということでございますけれども、ほかの小学校、中学校全校に対しては、インターホンをつけて防犯体制に当たっていると。ちょっと気になった部分なのですが、全小中学校にインターホンを設置してあるというのは分かりましたけれども、そのインターホンがどのような機種なのか。というのは、今の現状のインターホンというのは、当然、録画機能もついていて、押したら顔が分かるという状況でございますけれども、そのインターホンが今、全校に設置してある機種というものは、どのようなものなのかお答えください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 全校に設置しているインターホンの内容なのですが、どのような機種、もちろん機種名だとかそういったものは、それぞれまちまちなのですが、今おっしゃったように、画像で相手の顔を確認できるというような、映像でまず確認できるという機能でございます。それは全校全てそのような形になっています。ただ、今おっしゃったような録画機能というところの、そういった機能はついていないことを確認しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） インターホン、自分の家にもついているのですが、私は20年前につけたのですが、その当時はまだカラー画像ではなくて白黒画像。このインターホンを全校につけた年度というか時期は、どのぐらいのものなのか、そしてカラーであるのか、しっかり相手の顔が確認できるものなのか、その点をお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） インターホンの設置時期なのですが、こちらは平成24年5月31日に発生した帯広市内繁華街通りの通り魔事件、そういった犯人の学校への侵入等の、そういったところから、町内全ての学校において整備したところでございます。ただ、今おっしゃられたカラーか白黒かというところについては、もちろんカラーの学校もございました、確認もしております。ただ、もちろん白黒の映像になっている学校もございますので、混在しているというような状況になっているのかなというふうに、今のところ確認しているところです。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 今、質問をさせていただいたのは、幕別中学校、札内中学校、札内東中学校は、これは職員室から玄関まで距離があって、死角があるから防犯カメラをつけているという答弁でございましたけれども、来訪者の映像を確認できるのであれば、これは防犯カメラをつけているという根拠がちょっと弱いと思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 三つの中学校に防犯カメラをつけているという理由なのですが、防犯カメラ自体の設置がかなり古くて、詳細な記録が残っておりませんので、なぜつけたのかというところは、先ほど申し上げたとおりではあるのですけれども、当時の事案で、市街地の中学校周辺に不審者等が出たような事案が発生して、市街地のみ整備したのではないかということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 設置目的が定かではないというような古い事案だということが分かりました。記録媒体というか、どのように記録して運用しているか。古いものであると、今はもう SD カードとかで録画機能がしっかりしていて、ドライブレコーダーもそうですけれども、自動的に書換えをするわけです。その画像の管理、その辺はどのように行っているのか。古いから分からないかもしれないのですけれども、答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 設置年度については、先ほどの教育長の答弁のとおりなのですが、今現状といたしまして、レコーダーというデッキ状になった、そういったもので記録を保存するような形になっておりまして、またこれも学校によってはまちまちなのですけれども、約 1 か月保存できるものと、2 か月保存できるもの、そういったものでございます。あとは、今、藤谷議員がおっしゃったように、自動的に書き換えられていくものという形での機能となっております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） その 3 台の防犯カメラでございますけれども、やはり機械でございますから、更新時期、耐用年数というのはあるわけでございますけれども、今後、その機器を更新する場合の考え方についてお答え願います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） まず防犯対策、学校の防犯対策については、現行で行っております全校にインターホンがついておりますので、子どもたちの課業時間帯については、しっかり施錠をして、来訪者は職員玄関なりのインターホンを通じて確認をした上で、入っていただくというようなことが大切だというふうに思っておりますので、今ついている防犯カメラの必要性というのが、ちょっと薄らいできているかなというところもありますので、今後の更新においては、そういったことも含めて、研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 3 校の防犯カメラの更新でありますけれども、先ほど私がインターホンで画像を録画する。今はインターホンが、大分性能がよくなりまして、押して、自分のスマホでも確認ができるようなものもございますし、防犯性が高くなってございます。古い防犯カメラを、これから維持管理していくよりも、随時全校、小中学校のインターホンの更新のほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたように、インターホンの更新等も含めて、研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 令和元年の一般質問の中で、やはり教育長は防犯カメラについては、やはり犯罪の抑止力もあるし効果はあるというふうに答弁をしております。それで、学校の大規模改修等のと

きには、セキュリティーも含めて考えていくというふうな答弁をしてございました。先ほど、芳滝議員が大規模改修の件をお話ししてございましたけれども、これから随時始まるこの大規模改修についてのセキュリティー対策の中での防犯カメラというところでは、どのようにお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 抑止力という意味合いでは、効果はあるのかなというふうには考えてはおりませんが、以前の答弁の中で、私、今後の大規模改修というか長寿命化計画に基づく改修に、そういった形で検討してまいりたいというふうなお答えもしたところではありますが、先ほども申し上げましたように、不審者の侵入を防ぐということが一番だというふうに思っております。町内の各学校では、授業中については玄関の施錠、それから来校者については、インターホンでの対応が基本となっておりますので、今後、新たな防犯カメラの設置については考えていないところであります。

さらに、施設整備の面だけの対策だけで、児童生徒の安全を守り切るということ、これはなかなか難しいのかなというところもありまして、物理的に完全に学校を遮断してしまう、塀を造って遮断してしまうということであれば、また別なのかもしれないですけれども、そのようなこともなかなかできませんので、そういったことが逆に閉鎖することによって、学習環境を損ねたり、地域との関わり、連携が阻害されたりするということもあろうかと思えます。そういったことも含めて、施設設備の面だけではなくて、学校の安全管理を推進するためには、施設整備の対策面とともに、教職員の意識向上ですとか、子どもたちへの指導など学校の管理運営面ですとか教育面、あるいは学校、家庭、地域、関係機関の協力体制が、ソフト面がまた大事だというふうに思っておりますので、またそれらの面についても、意を注いでまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 私も、防犯カメラが全て犯罪抑止につながるとは思っておりませんが、やはり今後学校の長寿命化設備改修、大規模設備改修するときには、セキュリティーも含めてどのような形がいいのかということは、考えていただかないといけないかなというふうには思っています。

次の通学路の関係でありますけれども、通学路になると、今度は教育委員会を離れて、防災環境課のほうになると思うのですけれども、令和元年度の一般質問の中に、大樹町がやるというふうに、答弁の中にはありました。大樹町にちょっとお聞きしたのですけれども、小学校中学校1校ずつの市内の信号の交差点のところに、小学校の近くに1か所、中学校の近くに1か所、交差点の上部につけてあるということで、費用は2台でおおよそ150万円。維持管理費は年間、2台分で1万7,000円程度。そして記録媒体がSDカードで、これは自動更新でやっていると。費用を計画的にこれ、幕別町は小中学校が多くて、設置にはある程度費用がかかりますけれども、計画的に、ある程度中長期的に考えれば、これはできるような感じではないのかなと思うのですけれども。それとほかには清水町では小学校の通学路のJR地下道に2台、足寄町は足寄小学校5台設置してまして、全て児童、職員玄関から外を撮影していると。職員室などのところにモニターで確認できるような施設になっております。通学路の考え方について、防犯カメラの設置については、どのように考えているのかをお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 通学路ということではなくて、通学路というのは公道ですから、通学路に限って設置する、しないということは、なかなか議論は難しいと思います。少なくとも、必要性はどれだけあるのかということ、通学路1本1本について勘案した中で、効果があるのかないのかということを検討すべきでありますので、今のところは交通安全指導員もおりますし、スクールガードもおります。人的な面でカバーができていますと、そういう認識がありますので、通学路ではなくて、通常の町道、これも含めて議論をしなくてはならないというふうに思いますので、通学路については、今のところは教育委員会の年に1回の通学路の検査もしていますので、そういう中から必要性を見いだすべきであるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 分かりました。次に行きたいと思えます。防犯カメラについては、各種団体等も

あるわけでございますから、これから議論を深めていただきたいと思います。

学校施設の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、次の、学校以外の公共施設の防犯設備の設置状況はと、これは同じくして質問したいのですけれども、これだけ幕別町内に防犯カメラ、施設内だとは思いますが、防犯カメラは設置されているとは、私は思っていなかったのです。防犯カメラを設置している施設は、本町役場、札内コミュニティプラザ、アルコ 236、合計 6 施設に 20 台、これはどのようなタイプのもので、どのように運用しているのかが分かれば、お知らせください。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 町内で設置しておりますのは、答弁でも申し上げておりますとおり役場、それから札内のコミュニティプラザ、それからアルコ 236、ほか 3 施設あるのですけれども、役場で申し上げますと、2 か所、正面入り口の風除室の上部の、それから職員玄関側、庁舎の北側になりますけれども、そこの玄関に入った通路、トイレに行く廊下の部分の角に、その 2 か所に設置をしておりますけれども、実際の目的、防犯カメラ、監視カメラとも言いますが、防犯の意味もございしますが、実際の施設の利用者の安全確保ですとか、いわゆる施設の管理、そういったものを目的に設置をしているところでございます。それからコミュニティプラザについても、全部で 6 か所設置しておりますけれども、東西の出入口付近ですとか、札内支所の事務所の入り口に、併せて設置をしております。

どんなカメラかという、ものは施設によってタイプは違うのですけれども、役場のタイプで申し上げますと、円球の半分になって、それが壁にくっついている形になるのですが、大体 90 度ぐらいの角度で映すような形で、管理については、内蔵の、当直室にありますハードディスクの中で、30 日間保存がされるというような内容のものでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 防犯カメラですね。不特定多数の方の住民が映って、その画像は保存をしていると、30 日ということでもいいですね。ということは、ガイドラインがあってもいいと思うのです。これ防犯カメラを設置している、公道等の関係ですけれども、防犯カメラ設置しています、運用していますと掲示して、法的にはないらしいです、法律的には。ただ個人のプライバシーを侵害する関係で、防犯カメラは設置して画像を撮っていますよという掲示はしなければならないという、している自治体は結構ございます。20 か所もあるのであれば、そういうガイドラインを、誰が管理しているのか、どのような目的で防犯カメラを設置しているのか。その画像はどのように管理して、個人情報保護法の中で、外部には映像を出しませんというような規定というのは、これは必要ではないかなと考えるのですけれども、その辺をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公共施設の防犯カメラにつきましては、施設管理上の必要性から設置しているものでありますので、不特定多数というようなおっしゃり方をしましたけれども、庁舎に出入りする特定の人間について映しているということでもありますので、公道上に設置して、本当に不特定多数が映るというものは性格が違うというふうに考えていますので、あえてそこをガイドライン的なものを作って管理する必要があるのかというふうに思っています。というのは、施設管理上、必要な範囲において、その施設管理者が管理をすればいいだけの話でありますから、そこの施設において、何ら事件、事故が起きたときの証明というか、反省をする、検証をする、そういうためのものであるというふうに押さえております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 防犯のためのカメラですね。やはりその防犯の情報は、例えば警察がこれ出してくださいといったときには出しますよね。そのときに、その情報を何の目的で管理しているかという何か運用の規定があってもいいと思うのですけれども。これは南幌町のガイドラインを見たのですけれども、町長が言われました、庁舎に入ってくる人は特定多数だと、不特定ではない。でも、住民

以外の人も入ってくるわけで、そうすると不特定多数にはならないのでしょうか。

南幌町の部分では、ガイドラインの対象となる防犯カメラという規定の中では、不特定多数が出入りする施設や場所を撮影するカメラ、各種公共施設、道路、公園、金融機関、スーパー、コンビニ、宿泊施設、スポーツレジャー施設、駐車場の施設や場所、この一番最初の各種公共施設というところには、私は合致すると思うのですがけれども、犯罪防止をする目的に設置されたカメラ、で、録画装置、ビデオ、DVD レコーダー等に備えるカメラというふうになってございます。

そういう意味合いからすれば、ある程度の統一された使用規定というかガイドラインも必要かと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 施設の管理上、管理していく中で事件事故が起きるということはあるわけでありますから、それがどうして起きたのか。例えば犯人がいれば、誰がその悪さをしたのかということ、施設の管理上、必要としてつけているわけでありまして、これは例えば、捜査機関が求めるといったときには、それは法的な根拠がなければ渡すつもりもありませんし、単なる興味本位で見せてくれなどということは、見せるわけもないわけでありますから、そこは公道上で、本当に肖像権関係なく、全く無視して映すのではなくて、役場庁舎内に入ってくる人間であったり、その公共施設に入ってくる人間に対して、カメラを向けられているのでありますから、そこは全く公道上のものとは違う、補填するものであるというふうに思っています。

おのずとその管理方法については、これはもう制約されるであろうというふうに思っています。わざわざと言ったら言葉が悪いですが、ガイドラインを作成して、それに従って運用するほどのものはないのではないかと。管理上、置いているだけということでもありますので、運用というところまでいけません。それは何か起きたときには、運用というのは出てくるのかもしれませんが、日常的においては、出入りする人間を映しているということでもありますから、私はガイドラインが果たして、施設管理上、置いてある防犯カメラに必要なのかというと、あってもいいのかもしれませんが、あったからどうだということでもないのかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 公道を映すようなものではない。本当に通行人等の不特定多数ではないから、今のところガイドラインは考えていないと、そういうことで理解したいと思っておりますけれども、先ほど玄関に 360 度カメラを設置している場合に、外の映像も映る可能性もあると思うのですが、そういう総体的な部分も含めて、これからガイドラインもそうでございますけれども、運営規定もある程度考えていただきたいと思っております。これは今後、防犯カメラがまた増えていく可能性もございますし、コンビニ等スーパー、いろいろなところでも防犯カメラが設置してあります。町として外に向けて設置していないから、今のところガイドラインをつくらないという考えでございましたけれども、世の中には、もうそこら辺にあると。住民のプライバシーを守るには、やはり必要なことだと、検討していただきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

生活安全条例に掲げる広報、啓発、犯罪防止の環境整備について、どのように実施しているかということでございますけれども、忠類の車上荒らしが発生したのが、5月9日に1件、5月25日、26日に3件、6月6日に4件という合計8件の発生でありました。それで、町として、5月25日、26日に起こったことの3件の事件を受けて、防災無線で忠類地域は周知をしたところでございますけれども、この防災無線の周知というのは忠類地区だけだったのか。その辺をちょっと確認したいのです。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問について、お答えいたします。

忠類地区の車上荒らし発生に伴いまして、防災行政無線を使った注意喚起を行っております。5月30日に1回、6月9日から10日にかけて3回無線放送を流しておりますけれども、この放送につきましては、忠類地区にお住まいの住民の方に対して放送を流しているものであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 生活安全条例の中には、生活安全確保に関する広報、啓発活動に関することを目的の達成に挙げてございます。この犯罪が忠類地区で行われた、忠類地区だけの周知でいいのか。というのは、駐在所だよりというものが発行されていて、駐在所だより、忠類の部分ではナウマンというのがありまして、車上荒らしに注意してくださいということで、周知されてあります。それと南幕の駐在所だよりにも、これを注意喚起してございます。町全体として、犯罪に関する注意喚起というのは、行わなくていいのか、その辺をお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、詳細を知らなくて、大変申し訳なかったのですが、これは熊と同じで、犯罪者が動いているわけですから、これは熊もそうなのですが、初め忠類地域だけで放送していたら、それは駄目だと。1日80キロ歩くのだから、それは駄目だということで、今は全町で流すとともに、報道機関にもお知らせをしているわけでありまして。この犯罪も全く同じであるということで、今後は、しっかりと忠類地域だけではなく、全町の皆さんに用心してもらえよう形での放送をしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 防災無線をしても、やはり3人に1人ぐらいは聞いて分かっていると。ほかの2人は分からないという人もいて、それは全忠類地域に聞いてみないと分からないですけども、防災無線だけでは、これは犯罪の周知にはならないのかなと。町のホームページ、広報等犯罪に関して広報するというふうになってございますけれども、私が見る限り広報等には掲載がされていないと、ホームページにも載っていないと。

やはり幕別町として、犯罪防止する観点からは、やはりこういうふうな犯罪が起こっていますので、住民の皆さん気をつけてくださいというのが、これは当たり前の話だと思いますので、その辺は、しっかり全町の住民に知らせるようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、防犯カメラの設置に対する生活安全推進協議会と町内会、住民等からの要望でございますけれども、助成金の関係でございます、防犯カメラに対する。浦河町で、防犯カメラを設置する助成制度があります。これは住民、この補助金の事業の概要を説明しますと、幕別町防犯カメラ設置事業補助金では、安全で安心なまちづくりを推進するために、地域で発生する犯罪の防止を目的として、防犯カメラの設置に対して、設置経費の一部を助成すると。補助の対象になるカメラは、街頭における防犯対策向上のために、公道などの道路を撮影する防犯カメラに限ります。特定の私有財産の保護管理等を目的として、住宅、店舗、会社などの入り口に設置する防犯カメラは対象外です。

この補助費でありますけれども、防犯カメラの設置に費用を要した2分の1、上限は2万円ですけれども、それを補助すると。これは、効果的だと思うのです。ある程度、年度内予算を立てて、運用や何か個人運用に任す。あと札幌市では町内会に対する助成もあります。1件18万円という規定があるわけでございますけれども、やはり犯罪が増加する部分では、住民の要望等に応えるために補助金の創設等も考える必要があるのかなとは思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 差し迫った需要があれば、私は、そこは一つの方策、抑止力として、そういう制度、補助制度も必要であろうというふうに思っております。ただ、幕別町はどちらかというと犯罪の少ない平穏な町であるというふうに思っています。それは日常的な犯罪防止活動が、やはりある程度功を奏しているということもあるわけでありまして、これが、本当に防犯カメラがないと犯罪が防げないというところまで来れば、そこは考えなければならぬですけども、それにしても、今、札幌の例をおっしゃっていただきましたけれども、これは札幌市内においても、町内会の合意が十分取られていなくて、せっかく設置したカメラを撤去してしまったと、そういう例もありましたので、や

っぱりもし補助制度をつくるのであれば、先ほどガイドラインのお話がありましたけれども、これは単なる要綱のみではなくて、罰則規定も設けなければ、やはり有効性を担保ができないと思いますので、そこはやはり条例もしっかり制定をして罰則規定を設けた中で、しっかりとした運用が必要であろうというふうに思っていますので、これは仮定のお話でありますけれども、今のところは、そういう必要性は感じていないということであります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○12 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

予約型乗合タクシー駒島線と古舞線の改善をであります。

現在運行している予約型乗合タクシーにおきまして、駒島線は平成 25 年 10 月から試験運行を経て、翌年 10 月から本格運行しておりまして、古舞線は平成 26 年 7 月から試験運行を経て、翌年 4 月から本格運行しております。

高齢化の加速により車を運転しない高齢者が増加していく中、交通弱者のための足として利用されておりますが、まだ改善すべき点があるのではないかと考え、以下お伺いいたします。

1、駒島線と古舞線の利用状況は。

2、駒島線は幕別市街地まで、古舞線は札内市街地まで、と自宅の場所によって、行き先が限定されてしまいますが共に、札内・幕別まで運行できないのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「予約型乗合タクシー駒島線と古舞線の改善を」についてであります。

急速な少子化と高齢化が同時進行し、人口減少社会という大きな社会構造の変動期を迎え、自ら車両を運転し移動することが困難になる方が増加していくことが避けられない中、人々の自立を支え、安心して生活ができる地域を維持していくためには、利便性の高い公共交通機関、いわゆる「地域の足」の確保が重要な課題であると認識いたしております。

このような状況の中、平成 22 年 11 月に 1,386 人の署名による「高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情」が幕別町議会に提出され、翌年 3 月に採択されましたことから、町では、24 年 1 月に開発局、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民代表で組織する「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を設置し、地域にとって必要な公共交通の在り方などを検討してまいりました。

協議会では、平成 25 年 1 月に対象地区に対するアンケート調査と現地調査を実施し、その結果を踏まえ、同年 10 月から、幕別市街地と札内市街地にはコミュニティバスを、9 月 30 日をもって廃止した町営バス駒島線の代替公共交通として予約型乗合タクシー駒島線の運行を開始し、26 年 7 月からは西幕別地区農村部からの要望を受け、予約型乗合タクシー古舞線を運行し、地域公共交通のエリアを拡大してまいりました。

ご質問の 1 点目、「駒島線と古舞線の利用状況は」についてであります。

予約型乗合タクシーは運行開始以来、利用方法や利便性などを広報紙や出前講座などを通して PR することで利用者数は年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度をピークに駒島線では 2 年度まで、古舞線は 3 年度まで利用者数が減少し、それ以降は両線ともに緩やかな回復傾向となっております。

駒島線の利用状況については、JR 幕別駅のほか、医療機関や美容室への移動が主な利用目的で、令和 4 年度の運行実績は、延べ利用者数 518 人で前年度と比べ 99 人が増加しております。

また、古舞線の利用状況については、大型スーパーのほか医療機関や温泉への移動が主なものであり、令和 4 年度の運行実績は、延べ利用者数 696 人で前年度と比べ 65 人増加しております。

ご質問の 2 点目、「駒島線は幕別市街地まで、古舞線は札内市街地まで、と自宅の場所によって、

行き先が限定されてしまうが共に、札内・幕別まで運行できないのか」についてであります。

予約型乗合タクシーは、公共交通空白地域を解消して最寄りの公共交通機関と接続して、支線として運行するフィーダー系統路線に位置付けられ、居住地から最寄りの駅周辺までを運行範囲とする、国の地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けて運行していることから、現状では、駒島線・古舞線それぞれの運行エリアを越える目的地までの運行は認められていないところでもあります。

今後においては、現在、策定中の幕別町地域公共交通計画の中で、予約型乗合タクシーを含めた町内の移動手段を総動員したより利便性の高い公共交通体系の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 再質問させていただきます。

利用状況をお聞きしましたがけれども、コロナの影響で利用者数が減少したというのは、当然、外出控えますので致し方ないことであると思います。それ以外におきましては、減少することなく利用が進められてきているということが分かりました。

次に、もう②に移りますけれども、札内・幕別市街地両方に乗り入れができないのかということについてでありますけれども、まず昔からの公区制度、今となりますと、行政区と町内会ということできちんと整理されるようになって、それは今年4月からの行政区設置条例の一部改正ということで見直されたばかりだと思うのですけれども、公区制度、公区イコール町内会というのが、町民の方の認識はもろんなのですけれども、肝心の町のほうも曖昧な形でやってきたこともありまして、そういったことが長らく歴史的に続いてきた経過があるわけなのですけれども、一応地図上では、行政区の境界線というのはきちっと引いてあるのですけれども、でも実際のところ境界線の近くに住んでいる方もいらっしゃるって、例えばA町内会、これイコール公区というふうな感じでやってきたのですけれども、A町内会で地域活動しているけれどもB行政区に属する、そういったことがあるようでありまして、それで本当は札内市街地のほうに行きたいのだけれども、駒島線の行政区に属するので、札内には行きませんと、そういった不都合なことが起きているようであります。そういった事例を把握されているのでしょうか。

それと、そういった事例のように、行政区の境界線近くに住んでいて、町内会と行政区が違うという方、ほかのところでも多く起きたりしているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてお答えいたします。

予約型乗合タクシー、駒島線と古舞線、2路線を運行しているのですけれども、先ほど町長の答弁からもありましたとおり、フィーダー路線という位置付けになりまして、幕別駅のほうに近い行政区のお住まいの方については、幕別駅周辺に向かう駒島線を利用させていただいております。また、札内駅に近い行政区にお住まいの方につきましては、札内駅前に向かう古舞線のほうをご利用いただいているということで、それぞれ地図上にお示しをして、どちらの路線が利用できるかを広報しているところでもあります。中には、札内駅、幕別駅、どちらからもほぼ同じような距離に位置している行政区、例えば美川ですとか、明倫ですとか、新和ですとか、豊岡2ですとか、こちらの行政区につきましては、古舞線、駒島線、どちらも利用できる行政区ということで設定をしているところでもあります。

どちらの路線を使えるのかとか、どこに住んでいるのだけれども、札内駅に行けるのかというようなお問合せは、それほどたくさんお問合せいただいているわけではありませんけれども、乗合タクシーの利用方法とともに、お問合せをいただいた際には、今申し上げたような内容をご紹介しているところでもあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 町内会と行政区が違ったりということは、問合せがあるということはあるにはあ

るというふうに受け止めましたけれども、過去にちょっと遡ってくるのですけれども、令和3年4月のご案内チラシのほうを見てみたのですけれども、それには公区という言葉を使って線引きされておりまして、町としては行政区という意味合いだったと思うのですけれども、利用者側としては、これはちょっと誤解につながったものというふうに思います。特に境界線近くに住んでいる方なんかは、なおさらだと思うのですけれども、この点についてのお考えについてお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 予約型乗合タクシーは、こういったようなチラシというか、お知らせをしまして、その中で乗降者公区という表現をしております。これは、正式には幕別町行政区設置条例ですから、行政区ということなのですけれども、公区というのは通称で、町民の間に定着しているものですから、このお知らせについても公区という表現をさせていただいております。その公区、行政区というのは、地べたの区割りを指しているものであります。そして、その地べたの区割りの中で、一定のコミュニティ活動、住民活動をやっているのが町内会でありますので、どこに住んでいるかは、この地べたですから、公区は、地べたの割り方ですから、これによって十分分かるというふうに思います。

ただ、紛らわしいというか、二つ、古舞と駒島の二つのエリアで運行していますので、境目の人たちはどちらでも利用できますよということにしてあるわけでありまして、先ほど課長からも答弁申し上げましたように、豊岡の2公区であったり、新和公区、明倫公区、美川公区、これらについては、このエリアの接点に近いところにありますので、これは駒島線も古舞線も利用できると、そういう形にしているわけでありまして、お知らせの仕方としては、私、住民の方は十分分かっていらっしゃるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 住民の方、分かっていらっしゃるという話だったのですけれども、理解がちょっと及んでいない方もいらっしゃるって、今いろいろお話あったのですけれども、問題となっているのが、実はその利用者のほうから不公平、不満の声が出ておりまして、駒島線は幕別市街、古舞線は札内市街ということで、居住によって行き先が限定されるということで、お話ありましたように、駅周辺との接続とかそういったことで、要は補助金の関係でそうなっているということはある程度理解はしたのですけれども、ただ、その札内・幕別市街地への線引き、もうちょっとのところで行ける、行けないとかという、この線引きがとても微妙といいますか、これ、どういうふうに行われてきたのか、また利用者の不公平、不満についての考え方、もう少しちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まずはエリアの設定ですけれども、これ駒島線が先行していますので、先に駒島の交通結節点というのは幕別駅ということになりますので、その幕別駅を含む、何と申しますか、西幕以外の、今の幕別本町だったり農村部を一つのエリアとして設定をしたということでありまして。その後、古舞・日新地区から要望がありまして、後からそちらのほうにも運行してほしいのだよというお話がありました。そうすると、そこの結節点というのは札内駅になるわけです。ですから、一つのエリアで運行することができなかった。できなかったというか、補助制度上、二つのエリアを分けて設定せざるを得なかったと、そういう歴史的な経過がありました。

ただ、小島議員おっしゃるように、何で南幕の人たちが札内行けないのだと、そっちのほうで用事があるのだぞという、そういうニーズがあることは十分承知しております。まずはそういうニーズを踏まえた中で、今の補助制度の中で、どこまで弾力的な運用ができるかということ、もう少し陸運支局とも協議をしながら、改善ができる方向に持っていきたいというふうに思っています。それができない場合については、全町一本で運行ができるかできないかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、いずれにしてもご答弁でお答えしましたように、今まさに幕別町地域公共交通計画を策定しているところでありますので、この中で議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 今のお話を受け止めますけれども、今のお話の中にありました、もう一つの不公平のところなのですけれども、その一部の行政区によっては、両方の路線を利用できる、重複して利用できる行政区もあるわけなのですけれども、これも駅との兼ね合いでということだとは思いますが、そして町としてもいろいろと考えられて決められたことだとは思いますが、この運行について、利用者の方からは不満の声というものはまだ残っている状況であります。当然、片方の路線しか行けない方にとっては、不公平につながっている。できるだけそういった不公平、不満をなくして、利用者目線に立って使い勝手をよくしていくということで、この両方乗り入れできないのかという提案でありました。そういう姿が望ましいことであるかなというふうに思います。

また、その需要のところを考えますと、今、町長の話もありましたけれども、申し訳ないですけれども、幕別市街地というより、札内市街地への需要は多いのではないかなというふうに思います。札内には大きい商業施設、幾つもありますし、病院、温泉もあるということで、需要はありますので、行政区によって行けない、その不満、何とかならないのかなというふうにやはり思うところであります。先ほどのちょっと事例に戻ってみるのですけれども、行政区の境界線近くに居住している方、本当に微妙なところに居住している方もいるのですけれども、少し歩いて移動しましたら、先ほどの事例によると、古舞線が利用できるエリアに入ることができるのですよね。そういった、そのエリアに入れば、あくまで微妙なところに住んでいる方ですけれども、利用ができるようにするとか、少し柔軟性を持って考えてはいただけないものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、エリアを決めている以上は、常に、どこで線引きをしようが、そういった問題はやっぱり出てくると思うのです。ですから、まずはこの補助制度の中で、どこまでこういう補助制度にのっとって運用ができるかということを、まずは協議をしてまいりたいというふうに思いますし、おっしゃるように住民目線、町民目線からすると、要望からすると、やはり全町一本でどこへでも行きたいと思うのは、これは十分私も理解をするわけでありまして。ただ、それをこの補助制度の中でやれるかどうかということが一つ第1段階あります。では、それができなくなったら次どういうふうに進めていこうかという、2段階になっていくかというふうに思っておりますので、そこはすぐに解決できるものではありませんので、先ほど申し上げたように、幕別町地域公共交通計画の中でどこまでかなえられるのか、かなえられないとするならば、第2弾としてどうしていこうかというようなことで、検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） この線引きの問題なのですけれども、本当に少し、何メートルか歩いていけばそのエリアに入るという微妙なところに住んでいらっしゃる方もいて、なかなか今考えられているということなのですけれども、それは時間を要することであると思うので、少しでも早く対応していただけたらなという意味で、少しそういったエリアに入れば利用できるといったことも柔軟に考えていただけないものなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本は、行政区の線引きをしなければ、もうぐちゃぐちゃになってしまうので、そこを基本としつつ、どこまで柔軟な対応ができるかというふうな方向で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） ぐちゃぐちゃという話なのですけれども、あくまで線のそばに住んでいる方という、そこに限った話なのです。みんなみんながという話ではなくてということで私は言っているのですけれども、今、個人の話ししたのですけれども、例えば農村部なんか人口減少してきております。今後において、仮にでありますけれども、二つの町内会が併わさって活動していくというふうなことも、今後考えられるのかなというふうに思います。それで、例えば老人クラブ行事なんかで、

こういう乗合タクシーを利用するというふうになったときに、居住によって行政区がそれぞれ違ってくると。それで、本当は札内市街地に行きたいというふうになったときに、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。古舞線の行政区に住んでいる方がいれば、もうそちらのほうに集まって利用できるとか、そういうふうな考え方の下でできるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その点について、この場ではっきりとお答えを申し上げることは、ちょっと難しいかなというふうに思います。公区が合併すれば、合体すれば、これは考え方としては、両方利用できるのではないかとこの考え方もありましょうし、どっちかに寄せて利用できるのではないかとこの考え方もありますので、そこはやっぱりそういう事態になって、この問題をどう対応していくかということを考えなければならぬと思います。今から、どっちとかこっちとか、それはちょっとお答えは難しいかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） それと、今年 7 月から、コミバスのほうでは、75 歳以上の高齢者の方の運賃無料、65 歳以上で運転免許証自主返納された方も運賃無料。そして、運転免許証の自主返納を受け付ける臨時窓口も設置されておりまして、町のほうでは、力を入れ進められている状況があるわけなのですが、高齢者の方の自動車運転の事故防止、免許返納ということについても、使い勝手よければ返納を考えたり、つながっていくものだと思いますので、そういった点と関連させて、少しでも両方に乗り入れできるとか、より使い勝手のよい方法を考えていただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当然だと思います。町民の方が使いやすい制度していくことは当然だと思います。ただ、何でも自由ということにならないので、そこはどういう組立て方をしてルールをつくっていくかということになります。ただ、考えるべき方向というのは、町民の皆さんに利用しやすい、喜んでもらえるような利用に供するということだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 今、計画のほうも策定中ということで、より使い勝手よくなるように、少しでも改善につながるように、ご期待申し上げて終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 07 休憩

14 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

がん対策とがん患者に対する支援について。

毎年 9 月は、がんに関する正しい知識やがん検診の重要性などを訴える集中的な活動期間とする「がん征圧月間」であります。

日本人の 2 人に 1 人が生涯のうち「がん」にかかるという推計され、北海道でもがんにより亡くなる方は全体のおよそ 3 割と死因の第 1 位となっています。

一方、医療の技術の進歩などにより、病を患った方がこれまでの生活を続けながら通院で治療を継続したり、住み慣れた地域で過ごしたりできるよう支えていくことが大切であります。がんは早期に発見すれば治る可能性が高く、そのためには、がん検診の定期的な受診が非常に重要であります。

国の「第 4 期がん対策推進基本計画」が今年 3 月に閣議決定され、4 月よりスタートしており、全

体目標として「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」と掲げられています。そこで本町としてどのように取り組み、今後支援をしていくのか、以下の点について伺います。

1、がん検診受診率の向上に向けた取組について。

(1) 主ながん（胃、肺、大腸）の男女の罹患率は。

(2) 15 から 19 歳、20 歳代以降の年代別のがんの罹患率は。

(3) 無料クーポン券の発送数と受診率の現状は。

(4) 受診率の目標に近づけるための今後の手法は。

2、アピアランスケアについて。

(1) 医療用ウィッグや補整用下着など、がん患者の生活の質の向上につながる支援は。

3、膀胱がん、前立腺がん患者の支援として、公共施設の男性トイレの個室にサニタリーボックス（汚物入れ）の設置についての考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「がん対策とがん患者に対する支援について」であります。

がんは昭和 56 年以降、連続して我が国の死因の第 1 位となっており、令和 3 年には年間約 38 万人、4 人に 1 人ががんで亡くなっているほか、生涯で約 2 人に 1 人が何らかのがんになると推計されており、誰もががかかる可能性がある、身近な病気であることから、国では、がん対策推進基本計画に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に推進しております。

がんは不治の病と言われた時代もありましたが、治療法の進歩などにより、がんにかかった人の生存率は、多くの部位のがんで向上する傾向にあり、全てのがんを完全に治すことができるわけではないものの、根治を目標とした治療を受けた後、定期的な検査を受けながら、転移や再発をすることなく生活している人はたくさんおり、転移や再発をした場合でも、治療を受けながら社会生活を続ける人は少なくありません。

しかしながら、がんにかかってから治るまでには、手術のほか、抗がん剤などの化学療法や放射線による治療など、入院や通院が長期間にわたるものもあり、治療方法によっては、副作用などにより体調不良が起こったり、脱毛を伴ったりすることもあり、がん患者にとって肉体的にも精神的にもつらい時間を過ごさなければならないのが現実であります。

本町におきましては、生活習慣を見直していただくなど、がんになる要因を減らしていただくとともに、早期治療に結びつけ、一日も早くふだんどおりの生活が送れるよう、がん検診の受診を促し、また定期的に検診を受診していただくよう、郵送による個別勧奨のほか、広報紙やホームページ等を通じた周知を行っております。

ご質問の 1 点目、「がん検診受診率の向上に向けた取組について」であります。

一つ目の「主ながん（胃、肺、大腸）の男女の罹患率は」についてであります。

がんの罹患率は、1 年間に人口 10 万人のうち何例、罹患したかという値で示されますが、本町におけるがんの罹患率は、胃がんは男性が 126.2 例、女性が 71.7 例、肺がんは男性が 197.1 例、女性が 71.7 例、大腸がんは男性が 149.8 例、女性が 78.9 例となっており、この主な三つのがんにおける罹患率は、全てにおいて女性より男性が高くなっております。

二つ目の「15 から 19 歳、20 歳代以降の年代別のがんの罹患率は」についてであります。

市町村別の年代別がん罹患率に関するデータがありませんので、国立がん研究センターの統計から、北海道における 2019 年の年代別の罹患率を申し上げますと、15 歳から 19 歳の全部位におけるがんの罹患率は 19.9 例、同じく 20 代では 37.6 例、30 代で 114.1 例、40 代では 298.9 例、50 代では 616.4 例、60 代では 1,393.3 例、70 代で 2,214.1 例、80 代で 2,713.7 例、90 代以上で 2,741.4 例となっており、60 代以上で急激に高くなっております。

三つ目の「無料クーポン券の発送数と受診率の現状は」についてであります。

本町では、子宮がん検診ではその年度に 20 歳と 24 歳になる方、乳がん検診ではその年度に 40 歳になる方を対象に、毎年 5 月頃に無料クーポン券を配布し、受診勧奨を実施しております。

令和 4 年度のクーポン券の発送数については、子宮がん検診の 20 歳と 24 歳で合わせて 207 人、乳がん検診は 142 人で、うち、受診された方は、子宮がん検診が 31 人で 15.0 パーセント、乳がん検診が 48 人で 33.8 パーセントとなっております。

四つ目の「受診率の目標に近づけるための今後の手法は」についてであります。

本町では、住民の健康維持増進のため、まくべつ健康 21 を策定し、各種検診や保健事業を実施しておりますが、この計画で、がん検診の受診率については、胃がん、肺がん、大腸がんについては 40 パーセント、乳がん・子宮がんについては 50 パーセントと目標を立てており、毎年、目標の達成のために、がん検診の重要性やがん予防についてのパネル展の開催などの啓発に取り組んでおります。

がん検診の受診率は、確定している令和 3 年度の数字で申し上げますと、胃がん検診で 12.2 パーセント、肺がん検診で 11.3 パーセント、大腸がん検診で 12.2 パーセント、子宮がん検診で 22.0 パーセント、乳がん検診で 22.8 パーセントであり、いずれも全道・全国の受診率を上回っておりますが、目標値の半分以下の達成率となっております。

がん検診を多くの方に受診していただくには、検診を受けることで、がんを早い段階で発見し適切な治療を受けることにより、治る可能性が非常に高くなるというメリットや、がんに罹患すると手術や長期間に渡る治療と副作用等のリスクがあることについて、広報やパンフレットを通して周知するなど、未受診者への受診勧奨を行うとともに、受診いただいた方には、定期的に受診を継続していただけるよう、検診会場等において次回の受診に向けた勧奨をしております。

次に、ご質問の 2 点目、「アピアランスケアについて」であります。

アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアを指しますが、患者の中には、外見の変化により他人との関わりを避けたり、今までどおりの生活を送れなくなる方もおり、治療を継続しながら住み慣れた地域社会で生活を送るために、外見の変化を補完し、患者の苦痛を軽減することは重要なことであると言われております。

一つ目の「医療用ウィッグや補整用下着など、がん患者の生活の質の向上につながる支援は」についてであります。

がんの治療は外科手術、抗がん剤治療などの化学療法など、様々な治療方法がありますが、特に女性特有のがんである乳がんにおいては、手術による乳房の切除、あるいは手術前後の抗がん剤治療の副作用による脱毛など、外見の変化を伴う治療が多いため、ウィッグの装着や補整用下着をつけることにより、外見の変化を補完して、できる限り今までどおりの社会生活を送っております。

特に乳がんは働き盛りである 40 代から 50 代の女性に罹患者が多く、仕事を持ちながらの通院治療や、がんが治った後の職場復帰や社会生活を送るために、外見の変化に対する意識が強まってきているところであります。

本町としましては、医療用ウィッグや補整用下着の購入が各医療保険の給付対象外であることなどから、医療用ウィッグと補整用下着の購入に関する助成を行っている自治体の実績やがん患者の意向などを十分に踏まえ、「がんと共に生きる人生」の支援としてどのような役割を果たすことが適切なのか研究してまいります。

次に、ご質問の 3 点目、「膀胱がん、前立腺がん患者の支援として、公共施設の男性トイレの個室にサニタリーボックス（汚物入れ）の設置についての考えは」についてであります。

膀胱がん、前立腺がんは泌尿器がんと呼ばれ、特に前立腺がんは男性特有のがんで、高齢者に多く発症する傾向で近年もっとも増加しているがんであり、本町の膀胱がん・前立腺がんの罹患者は、国立がん研究センターの統計による罹患率から、45 人と推計されます。

膀胱がんや前立腺がんの患者は、手術などの治療により、尿道を締める筋肉が傷ついてしまう影響で、排尿のコントロールが難しくなることがあり、ほとんどの方が外出時には尿漏れパッドを使用し

ており、その捨て場所に困るという現状があるとお聞きしております。

公共施設は多くの方が来庁されるため、トイレについても多様性に配慮した対応が必要となっております。道内では札幌市のほか、釧路市や函館市、苫小牧市などの自治体で、本庁舎や保健福祉センターなどの公共施設の男性用トイレに、サニタリーボックスを設置しております。

本町におきましても、町内の公共施設のうち、常時開放している施設で多機能トイレ等を設置している施設が 14 か所あり、これらのトイレには尿漏れパッドなどを捨てることが可能なサニタリーボックスを備え付けておりますので、これらの施設を利用させていただくよう住民に周知してまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

国立がん研究センター推計で、日本人の 2 人に 1 人が生涯でがんを経験するとされ、さらには定年延長などにより、現在ではがん患者の 3 人に 1 人は就労年齢でがん罹患すると言われております。また、がん治療のため、通院での治療をする患者も増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため、仕事と治療の両立を支援していくことが必要と私は考えるところでございます。

また、日本人では毎年約 2 万人の AYA 世代ががん罹患すると推定をされており、15 歳から 30 歳代と対象が広く、年代によって状況が異なることから、15 歳から 19 歳を A 世代、20 代から 39 歳までを YA 世代と分けることもあるようです。

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者、そしてその家族の療養生活の質の向上にもつながることを願い、質問をさせていただきます。

まず 1 点目のがん検診受診率に向けた取組についてであります。がんの男女の罹患率についてお聞きをしたところでございます。男性は肺がん、大腸がん、胃がん、そして膵臓がん、肝臓がんの順に多く、女性は大腸がん、肺がん、膵臓、乳がん、胃がんの順に多いということです。このがん患者数は男女ともに膵臓がんが増加をし、一方では肝臓がんが減少しているということです。しかし、女性では乳がんが増加をしているようです。

日本人が一生のうちにがんと診断される確率は、男性が 65.5 パーセント、2 人に 1 人、女性は 51.2 パーセント、2 人に 1 人が罹患する。そして、考えたくはないのですが、この死亡確率は男性ですと 26.7 パーセント、4 人に 1 人、女性ですと 17.9 パーセント、6 人に 1 人という推計が出ております。いずれにいたしましても、働き盛りの年代であり、治療と仕事の両立は困難という思い込みから、がんと診断された労働者の 35 パーセントが依願退職、退職を余儀なくされているのが現状でございます。しかし、治療のため就労ができないのはがん患者ばかりでないのが分かっておりますが、我が国において、昭和 56 年から日本の死因第 1 位ということを踏まえましてお聞きをしたいと思っております。

北海道ではがん対策サポート企業登録制度を行っておりますが、がん治療と仕事の両立に配慮をし、新たにがん患者を雇用する事業者の促進をしておりますが、本町ではどのくらいの事業者が登録をされているのか、把握をされているかお聞きをいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 申し訳ありません。その数字については把握しておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私が調べたところで 2023 年の 8 月 24 日現在で、北海道では 966 社登録されているそうですが、我が町では 4 社ですね。我が町では 4 社が登録をされているということで、その中にはがん検診の受診を促進したり、がん患者に対しての就労支援、また受動喫煙などの推進をしたりということで、いろいろな点があるのですけれども、それに賛同しながら登録をされているということでもあります。事業者によってそれぞれのお考えがあるかとは思いますが、町としても理解の促進をもっと促すべきではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） サポート企業については、今初めて聞きましたので、どんなものか十分調査をした上で、必要とあらば、それを広くお知らせをしていくということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 北海道で行っているサポート企業ということで、このようにあるのですが、まだまだ北海道の中でも 966 社ということで、そんなに多いわけではないのですが、もっともって企業さんはたくさんいらっしゃるかと思うのですが、966 社が登録をされているということで、ある一企業なんかはすごく早い時期に登録をして、そのがんに関与した従業員に対して、すごく理解がある支援をしているというようなところも、うちの町でもあるわけでありますので、ぜひともがんに関与しても就労ができるような、そのような環境づくりに努めていただきたいというふうに思うところがあります。

では、2 番目の質問の 15 歳から 19 歳、20 歳代以降の年代別のがん罹患率ということでお聞きしたところであります。私の質問の仕方がちょっと悪かったのですが、ここ AYA 世代のがんの罹患率の実態をお聞きしたかったところであります。全国で毎年 2 万人の AYA 世代のがんを発症すると推定され、年齢別に見ると 15 歳から 19 歳が約 900 人、また 20 代で約 4,200 人、30 代では 1 万 6,300 人と、AYA 世代は年齢が高くなるほど頻度が増加し、25 歳未満では希少がん、25 歳以上の女性では子宮頸がん、乳がん患者の割合が多いということが分かっております。

そこで、我が町の 20 代から 39 歳までの子宮頸がん、乳がんの受診率などは、お分かりになりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） すみません。年代別の子宮がんの受診率は分からないところですが、先ほど全体の罹患率についてお話しさせていただいたのですけれども、もう少し詳しく申し上げますと、15 歳から 19 歳の我が町に置き換えた罹患率で考えますと、推定 0.02 パーセントぐらい、人数にすると 1 人以下、20 歳代についても 0.037 パーセントで 1 人以下。ただ、30 から 39 歳、岡本議員おっしゃるように約 3 人となりますので、やはり我が町も全国と同じような傾向にあるかとは考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） なぜ AYA 世代ということでお聞きしたかと申しますと、この年代はちょうど制度の狭間に当たるところであります。健康保険と高額医療制度しか使えないような状況になりますので、AYA 世代の方々の支援ということで、行政として何かしらサポートができないのかなというところをお聞きしたかったところであります。住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送れるような在宅サービスの実情は、どのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） がんの罹患率に対する在宅での特別なサービスというのは、町のほうでは行っておりません。ただ、がん検診に向けた今お話ししているような、受診率の向上に向けたお話については、各住民の方、対象の方にさせていただいているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） がんに罹患した方に対して、40 歳以上ですと介護保険制度が利用することができるのですが、40 歳以下の場合、在宅療養生活支援ということで、例えば訪問介護とか訪問入浴、福祉用具の購入などというのは大変お金がかかるわけでありますが、そのところを行政が何とかしてお手伝いが、支援ができないのかということをお聞きしたくて質問に加えたわけなのですけれども、今、若年成人のがんは増えているということで、千葉県なんかでは若年がん患者在宅療養支援事業ということでされていたり、和歌山県などでも若年がん患者在宅医療支援事業ということで、独自に行

われているところがあるわけなのですけれども、町独自でというようなことはなかなか、全部が全部支援をしるとは申しませんが、何とか支援ができる範囲ですることができないのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど課長からお答えしているように、実態は十分把握できていないところがあって、どの程度の方がそういう苦しんでおられるかということが分かりませんし、恐らく極めて少ないのだというふうなことは想像できるわけで。だとするならば、これ本当に町がやることなのか、必要だとするならば、まず国がやるべきだし、国ができないのだとする、道が補完するべきだという、やっぱりそういう順番になってくるのかなというふうに思います。いずれにしても、まずは実態がどうあるかということ把握した上で、町が本当にやるべきなのかどうかというのを判断してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 確かに、今、町長のご答弁、よく分かります。道もやらないのに、なぜ町がやるのだというような順番があるかと思うのですが、私、道も遅いと思うのですよね。道の支援なんかもすごく遅いのではないかなと、この先に出てくるウィッグの件に関しましても、道はまだされていない中、うちの町だけが助成をできないのかというような質問になるのですけれども、そういうことを考えると、道は少し進むのが遅れているのではないかなというふうに感じるところではありますが、そこを飛び越えて、町は住民のために、がんで悩んでいる方に助けてはいけないのかなという思いで質問をさせていただいたわけなのですけれども、町長のおっしゃることももちろん十分分かるのですけれども、この年代となりますと、大変保険にもそんなにはかかっていないというような状況もあり、また収入もそんなにあるわけではない、そして貯金もたくさんあるわけではないというような状況から、何とか住んでいる町で支援をしていけないのかなという思いでお聞きしたところであります。

その点について、町長もう一回お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは幕別町民であろうが帯広市民であろうが、全道のどこに住んでいても、あるいは全国のどこに住んでいても、その厳しさ、生活の厳しさというのは、私はどなたも同じだというふうに思っておりますので、それは本当に厳しい状況にあるのであれば、これはうちだけの問題ではない。いや、特に幕別は非常にがん患者が多くて、そういう方がたくさんいらっしゃるのであれば、これまた地域の特性からして何らかの手を差し伸べなければならないということもありましようけれども、特に今までそういった状況も聞いておりませんし、やはりまずは国、そして道という順番で、支援すべきだというふうに思います

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 分かりました。そこは理解するところであります。

では次に、3 番目の無料クーポン券の発送と受診率の現状についてであります。

今、ご答弁いただきましたが、令和4年度の内訳では、大腸がん検診が 288 人中送付したのが 45 人、そのうちの受診したのが 15.6 パーセントですね。子宮がんの検針は 207 人に送付をして 46 人が受診をし、22.2 パーセント。乳がん検診は 142 人に送付して 48 人が受診して 33.8 パーセントと出ておりますが、この結果を踏まえまして、町としてはどのようにこの受診率のパーセント、大変低いパーセントですが、この結果を踏まえまして、どのように分析をしているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まず大腸がんでございますけれども、大腸がんは今無料クーポンを送っておりますので、基本的には受けに来ていただければ無料で受けられるというようなことで考えております。なので、無料クーポンのほうは送っておりません。

子宮がんと乳がんの無料クーポンを送った後の受診率ですけれども、おっしゃられるとおりの低い。ただ、無料クーポンというのはあくまでも対象となる年齢の初年度、例えば 20 歳以上の検診ですと、20 歳とそれから町単独で 24 歳というところに無料クーポンを配布しております。また、40 歳以上対

象の検針については40歳の方ということで、あくまでもこの無料クーポンの配布時点では、きっかけづくりというようなことで考えておりますので、この後継続して受けていただいて、まずはその方たちを定期的な受診に結びつける、そして未受診の方については、その後再勧奨、リコールをしながら受診に結びつけるというようなことで、受診率の向上については積極的に周知を図りながら対策をまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 確かにこの受診率は大変低いのですが、これは無料クーポンを発送して、その方が受診をしたかという数字ですから、無料クーポンがなくても受診した方は数字には入っていいということは認識しております。この無料クーポンをいただいても受診しないという方と、または無料クーポンがなくてもきちっと行かれるという方を考えますと、本当にその人の持ち方というか、その人の考え方にもよるのかなというふうに、そこは分かるところなのですが、無料クーポンは他町村でもされていると思います。この他町村もそういうふうな無料クーポンをしている中で、そのような状況なのか、我が町だけなのか、その点は確認をしたことがあるのか。改善策には努めているとは思いますが、医療機関などにご相談などをされ、どのようにしたら受診率が上がるのかということも改善策に努めているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 無料クーポンの配布、それから受診の勧奨につきましては、国の補助事業を使いまして実施しておりますので、他市町村についても同じような無料クーポンの配布はしていると思いますけれども、その無料クーポンを配布して、どれぐらい受診率に結びついたかというようなところについては、把握は特別しておりませんでした。

受診率の向上についてですけれども、やはり検診の受診の目的が、その個人の健康状態を把握するということになりますので、私たちは受診をして早期に発見治療に結びつけてほしいということで周知はしていますけれども、特に自覚症状のない方、今言っている子宮がんですとか、乳がんはそうですけれども、自覚症状のない方ですとか、ふだんから健康に自信のある方はなかなか積極的に受信に結びつかないのかなと思っております。ただ、そんな中であつてもがんの、先ほど答弁にもありました、リスクですとか早期に発見することのできるメリット、そういったことを重ねて周知しながら受診率の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今いただいた答えが、4番目のこの受診率の目標の今後の手法ということで結びつくのではないかなというふうに思います。日本のがん検診受診率は約40パーセントで、未受診者が6割近くに上るそうです。未受診者の方は受ける時間がない、健康状態に自信があり必要は感じないなど理由のようではありますが、受診勧奨は必須とは私も認識はしているところであります。が、今までのような手法では受診率には、つながらないのではないかなというふうに感じるところであります。

そこで、答弁にもございましたが、受診率向上のためにパネル展なども開催しているというお答えをいただきましたが、これは私も認識はしておりますが、どれだけの人が見ているのか、展示物を見ているのか、展示しているところに来ていただいているのか、そういうところは把握をされているのか。ただ庁舎内のところに展示をされている、何か説明をするところがあるわけではない、保健師さんがついてくれているわけではない、毎年新しいものが何か追加されているようなこともなさそうに私は感じているのですが、この目先を変えながら、何を展示しているのかなというような真新しい物が展示されて、興味を引くような展示などにしているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） がん検診、乳がんのピンクリボンのパネル展ですとか、それからがん征圧月間ではないのですが、たばこに関するパネル展は11月にやっておりますが、それら公共施設のロビーとかで行っているものですから、特別何人がご覧になったかというのは、把握はしておりませ

んでした。ただ、興味を持っていただけるように、その年のデモの DVD ですとか、それから実際に乳がんですと、ご自身で触診していただけるようなモデルをそこに置いておいて、実際に触っていただいて自分でも触診をしてもらおうとか、そういったような興味を引いていただけるようなパネル展というか、そのピンクリボンの運動になるように、毎年工夫しながら心がけているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 触診できるようにということも、予算でこれ買っていただいて、そして本当に乳がんになるとこういうふうにとところが分かるようにということで、そのような物の展示をしていただいているということは、はい、認識しております。が、一番やはり私たちが心に残り、関心を持ちやすいというのは、生の声、現場の声ではないかなというふうに感じるところであります。そこが、やはり生の声を聞くことがとても大きなことではないかなというふうに思っております。

現在では NPO などでもがん支援に随分と関わっている方がいらっしゃいます。また実際経験された、実際にがん罹患した方が講演をしたりというような、また医療現場で働いている方などの講演なども聞いてもらうことも、またプラスになるのではないかなというふうに思いますが、その点については、今後どのように考えますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 実際にがん罹患された方の講演会などというのは、確かに有効な手だてだと考えております。がんというものが専門的な症状ですとか治療法ですとか、そういったものが多いものですから、どうしても医療機関、治療されている医療機関で専門的なスタッフのお話を聞いたり、あるいはがん患者同士でお話をする中で、今後の生活の在り方ですとかということ聞かれることが多いのだというのは、がんの患者の皆さんにお聞きをしております。私たちもその保健課、保健師のスタッフが相談窓口でお聞きした際には、その専門的な窓口も北海道にもありますので、そういったところにアドバイスなども受けながら、適切な相談に応じていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 今後、このような講演などをする予定などは立てられないのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） そうですね。講演会をするということになりますと、講師の方をお呼びしてというようなことにもなりますし、予算とかのこともありますので、どのような内容でどういうふうに行うことがいいのかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） ぜひとも来年度の予算には、このようなところもちょっと考慮しながら、予算組みをしていただきたいというふうに申し上げてまいりたいと思います。

それでは 2 点目のアピアランスケアについて質問をさせていただきます。これは、2019 年 9 月でも医療用ウィッグについて質問を私はさせていただきました。そのときにウィッグは直接的な治療ではなく、抗がん剤の副作用であり、治療終了後は髪が生えてくるため、ウィッグの購入助成制度よりは、がんにならない予防に重点を置くことが重要であるとの答弁をいただいております。しかしながら、これはがんにかかる前に予防ということととても大事ななことかとは思いますが、がん罹患してしまった方の社会復帰、患者さんの心の支えの一環として、一人に寄り添うということが重要ではないかと感じます。

抗がん剤は段階的、ステージによって違います。人によっては 1 年以上もされる方もあり、その 1 年の間にどれだけ髪の毛が伸びるかということ、普通の人で 1 か月に 1 センチは伸びるということですが、そのようなことを考えますと、一人に寄り添うというようなこのアピアランスケア、医療用のウィッグにつきましても、町として支えていける一つなのではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アピアランスケアについては、全く否定するものではありません。ただ、我が町もそうなのですが、全道を見ても音更が1番でした。2番が函館、この8月からでした。なぜ追いつかないのかな。どこかに問題があるのではないのかな、それが物すごく気になっております。しかも、その補助制度が3分の1で2万とか2分の1で2万円とかなのです。実際20万かかるというふうに言われています、20万円程度。果たしてそれが本当に、要らないという人はいないと思います。多分申請はしますけれども、本当に効果的な施策としてどう組み立てていくべきなのか、ニーズがどうあるのかというところを、まだ押さえ切れていない。全国的に見れば、県が主導してその県単位で補助制度を持っているところがありますし、県内で全然制度がない、そういうところもあるので、まずこれ北海道はどうやって考えているのかなというところもちよっと疑問ではあるわけで。やはり制度を立ち上げる、補助制度を立ち上げるのであれば、寄り添うということはもう当然必要ですので、その寄り添い方をどういうふうに寄り添っていくのかということも含めて、もう少し研究させてもらわなければならないなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 4年前に質問したときも、町長そのようにおっしゃったのですが、4年間たっていろいろ研究をさせていただいているとは思いますが、本当に町長がおっしゃるように、これ北海道がなかなかやらないのですよね。鈴木知事がどうしてやらないのかなというの、ちょっと頭をかしげるところもあるのですが、そうですね、音更が2022年の4月から、函館が2023年の8月から、このウィッグの助成をしております。以前も町長おっしゃったのですが、このウィッグのレンタルもあるのではないかとということでおっしゃったのですが、これも初回は3,000円、1日1,000円ということで、ウィッグのレンタルができるのです。そして、自分で買ってしまくと、その形しかないのだけれど、レンタルするといろんな髪型が楽しめるのではないかと、ちょっとそこで心も明るくなってくるのではないかとというようなご答弁もいただいたのですが、やはりそれだけではなくて、またこのウィッグをかぶるのにネットも、頭皮保護ネット、これも2,000円ほどするのですが、そのようなものももろもろかかるわけなのです。それで、ウィッグに対しては、そのようなこともかかるし、また女性が胸を手術した後ということの下着なんかも、大変高価な物ということで、なかなか手に入りづらいというようなこともありますので、このようなことも、今後、ぜひともうちの町としても考えていただきたいなというふうに思うところであります。この質問は、この辺でとどめてまいりたいと思います。

それでは、3点目の膀胱がん、前立腺がんの患者支援についてであります。国立がん研究センターの統計によりますと、2019年、膀胱がんは男性で6,244人、女性では2,944人、そして前立腺がんと診断された方は9万4,784例と圧倒的に男性の罹患率が高くなっております。前立腺がんの摘出手術を受けた人の大半は、手術後しばらく尿のコントロールが難しく、尿漏れパッドが必要だそうです。前立腺がんや膀胱がんの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを使用する人が増えているようで、男性用トイレの個室トイレには、サニタリーボックス、いわゆる汚物入れの設置がされていない状況であります。そこで、まず庁舎内の男性用個室のトイレのサニタリーボックスの設置について伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 本庁舎の中の男子トイレには、サニタリーボックスは設置してございません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ご答弁では多目的トイレ、日中ずっと常時開放している施設では、多機能トイレに設置をしているということでありますが、男性用トイレのサニタリーボックスの必要性について、どのような見解をお持ちか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、不必要だとは言いません。ただ、やはりそれはどこで用を足せるかということが大事だと。用を足せる場所があるということが大切だというふうに思います。ですから、役場の男子トイレの個室に、全てサニタリーボックスが必要だとは思っていません。ただ、役場の多

機能トイレがありますから、各階にありますから、そこにはサンタリーボックスがありますので、そこで用を足すということは可能だというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私は全部の個室につけてほしいと言っているのではなくて、うちの例えば庁舎内の男性トイレには3個室があるということですが、この三つのうちの1個にそのサンタリーボックスを置くことによって、それを利用する率が、設置することによって男性職員、また庁舎を訪れた人がとても気兼ねなくトイレを使うことができるのではないかなというふうに感じます。

これ、多機能トイレ、そこは各階に全部ありますとおっしゃいますが、ここは女性も使えるのですよね。多機能ですから。ですから、その中で女性が使っていたら男性が使えないというような状況がありますので。そしてまた、多機能トイレに入るのにもちょっと躊躇してしまうというようなこともあるのではないかなというふうに思います。普通のトイレに入っているのに、その三つのうちの一つのところの個室の中にあるということで、ちょっと安心感も、気兼ねなくトイレに入れるということも、私、男性ではないので、ちょっとそこはあれなのですけれども、そのようなこともあるのではないかなという思いで、今回質問をさせていただいたのですが、役場、ここの庁舎内を見ましても、男性の方がとても多いわけでありますので、そのような配慮、または職員を思ってくれとはあれなのですけれども、そのような心遣いがあってもいいのではないかな。三つのうちの一つにつけてもというような思いがあるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本町の推計患者で45人、2万6,000人弱で45人であります。今、職員で該当者は聞いておりません。ですから、これ該当者がいれば、やっぱりしっかりとそこは対応しなければならないわけでありますので、仮に来庁者がいて該当者である場合については、多機能トイレに表示をすることで、気兼ねなく使ってもらえるというふうに思いますので、男性トイレの三つのうち一つ設置しましたとしても、そこ使っていたら使えないわけですから。ですから、これそれより私は数からしても、多機能トイレにしっかりした掲示をすれば、私は今のところそれで足りると思いますし、これ職員で該当者が出てくれば、そこは1階、2階、3階に3個あるわけですから、それが常時塞がっていることもありませんし、私は果たして、サンタリーボックスですから、大して高い物ではないと思いますけれども、でも、要は多機能トイレで十分間に合うのではないかなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 確かに、町長おっしゃるように45人ということで、私もこんなに少ないのかなというふうに感じましたが、これ町長、この職員の中に該当する者がいないとおっしゃいましたが、自ら言う人はいらっしゃらないと思うのですよね。自分は前立腺のがんの手術をしました、何をしましたなんていうことは言う人はいないと思う。いや、休んだり、何したりで分かるのかもしれませんが、でもやはりこの来庁者の人にも、やはりがんということを用意ではないので、自然な感じでトイレにそのように設置していただければ、扱いやすいかな。また、多機能のトイレには、そのような設置は、現在はされていませんよね。

（されていますの声あり）

○11 番（岡本眞利子） されています。失礼しました。では、そのようにされているのでしたら、そこに行きやすいのですが、そこをもちろん男性も女性も使うということから、男性のトイレにそのように1か所でもあれば使いやすいかなという思いで、質問をさせていただいたところであります。

最後になりますが、がん患者の心理的、経済的な負担を軽減し、療養生活の質の向上を図り、就労継続などの社会生活を支援することを第一に考える町、幕別町になるように努めていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

通告順番6番、酒井はやみ議員の順番になりますが、諸般の報告にありまして、本日、酒井議員は欠席しております。したがって、会議規則61条第4項の規定により、酒井議員の通告は効力

を失います。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の議会は午前 10 時から開会いたします。

15 : 08 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第3回幕別町議会定例
(令和5年9月6日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（3人）
- 日程第3 議案第88号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第89号 幕別町スキー場条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第90号 幕別町道路構造技術的基準等条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第99号 指定管理者の指定について（スポセン・トレセン）

会議録

令和5年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年9月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 | 11 岡本眞利子 |
| 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 | 16 谷口和弥 |
| 17 藤原 孟 | | | | |

- 6 欠席議員

7 酒井はやみ

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
防 災 環 境 課 長 井上一成
保 健 課 長 宇野和哉
都 市 計 画 課 長 松井公博
学校給食センター所長 守屋敦史

副 町 長 伊藤博明
代 表 監 査 委 員 八重柏新治
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 本間 淳
福 祉 課 長 亀田貴仁
土 木 課 長 香田裕一
学 校 教 育 課 長 西田建司

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子

議事の経過

(令和5年9月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告を事務局よりさせます。

○事務局長（合田利信） 7番酒井議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定により、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

全ての子どもたちに安心・安全の学校給食を。

人々の食生活の変容の下で、学校給食は子どもにとって今まで以上に大きな役割を担っています。こうした役割の大きさは、現代の学校給食法にも反映しております。平成17年に食育基本法の制定を受け、平成20年に学校給食法が改正されました。従来の学校給食の普及充実にとどまらず、学校給食の目標として、「1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る」「2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う」「3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う」「4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う」「5 食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う」「6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める」「7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く」と七つが掲げられています。この目標は、給食を食育として位置付けています。憲法26条には、「義務教育は、これを無償とする」と定めております。この観点から、給食も学校活動の一つであり、無償とすべきです。

また、子育て世代から望まれている一番の要求は、教育負担の軽減です。町として給食費の無償化を実施することにより、少子化対策、若い世代の定住につながると考え、見解を伺います。

次に、1、給食を介して食育を進めることが栄養教育の大きな役割です。小学校、中学校での食育指導・給食栄養指導を全ての学級で実施されているのか伺います。

2、食生活の変化・ストレス・食品添加物などによって体質が変化し、食物アレルギーが増えていると指摘されています。以下、学校給食について伺います。

(1) 食物アレルギーを持つ児童生徒の人数、そのうち欠食している人数は。

(2) 食物アレルギー以外の欠食児童生徒の人数は。

(3) アレルゲンを減少させることにより欠食を減らすことが可能になると考えられるが、保護者との連携は。

3、給食食材について伺います。

(1) 幕別・十勝産の食材の活用状況と今後の対応は。

(2) パン・麺類などの原料である小麦粉の生産地は。

(3) 刺激性の強い香辛料の使用状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「全ての子どもたちに安心・安全の学校給食を」についてであります。

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を提供することにより、成長過程にある児童生徒の心身の健全な発達を図ることが目的であるとともに、食に対する正しい知識と食習慣を養う食育の教材としても重要な役割を担っています。また、学校給食法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、食生活が自然の上に成り立つものであることの理解、生命及び自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養うなどの目標が定められているところであり、これらを子どもたちに身につけさせることが大切であります。

学校教育活動の一部である学校給食であります。その費用については、学校給食法の定めるところにより、人件費をはじめ施設・設備に係る費用は自治体が負担し、食材料費相当は学校給食費として保護者が負担するとされているところであります。

現在、子育て支援策の一環として学校給食費の一部を町が支援を行っていることから、現時点で無償化を実施する考えはありませんが、義務教育に係る保護者の経済的負担の支援措置については、引き続き国の政策や他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「給食を介して食育を進めることが栄養教育の大きな役割です。小学校、中学校での食育指導・給食栄養指導は全ての学級で実施されているのか」についてであります。

学校における食に関する指導等を行うため、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する「栄養教諭」制度が平成17年4月に創設され、学習指導要領の総則においても、学校における食育の推進が位置付けられ、公立小中学校は、県費負担教職員として、北海道教育委員会の定める教職員定数配置基準に基づき、給食調理の実施形態や給食実施児童生徒数に基づき、専任の栄養教諭が配置されております。

また、栄養教諭は、学校給食法において、児童または生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別な配慮を必要とする児童または生徒に対する個別的な指導、その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととなっております。

本町における栄養教諭の配置状況につきましては、平成25年度から忠類小学校に1人の栄養教諭が配置され、さらに28年度からは、幕別小学校、幕別中学校にそれぞれ1人の栄養教諭が配置され、合計3人で全町を網羅し、食育指導、給食栄養指導を行っているところであります。

食育指導につきましては、各学校における総合的な学習、家庭科、道徳などで、児童生徒の発達段階に応じて、食事の重要性、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方、食品を選択する能力、生産者への感謝の心、食事のマナーなどの社会性、地域の産物や食文化についての

指導を行っており、昨年度の実績は、小学校 9 校で 43 学級、学級数全体に対する割合は 74.1 パーセント、中学校 4 校で 14 学級、58.3 パーセントでありました。

また、給食栄養指導につきましては、各学校の給食時間に給食の栄養量や食品構成などの栄養指導を行っており、昨年度の実績は、小学校 6 校で 34 学級、58.6 パーセント、中学校 2 校で 6 学級、25.0 パーセントと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、給食時間での給食栄養指導が思うように実施できませんでしたが、食育指導を行った学校では、給食時間に参観をしながら声かけなどを行っておりました。

本年度につきましては、食育指導が小学校 9 校で 51 学級、89.5 パーセント、中学校 5 校で 24 学級、100.0 パーセント、給食栄養指導が小学校 9 校で 48 学級、84.2 パーセント、中学校 4 校で 15 学級、62.5 パーセントの割合で実施する計画となっており、さらに令和 6 年度には、町内の小中学校の全ての学級で両指導を実施することを計画しているところであり、今後も、引き続き子どもたちに対する食育指導と給食栄養指導の推進に努めてまいります。

ご質問の 2 点目、「食物アレルギーについて」であります。

食物アレルギーを持つ児童生徒への対応には、代替食や除去食による提供方法がありますが、本町の給食センター施設では、アレルギー対応食の調理に必要な、原因食材の混入を防ぐ隔離された専用スペースがないことから、提供していない状況にあります。

一つ目の「食物アレルギーを持つ児童生徒の人数、そのうち欠食している人数は」についてであります。

近年、食物アレルギーを持つ児童生徒の数は増加傾向にあり、本年 4 月 1 日時点において、小学校で 1,323 人中 173 人の児童、中学校で 688 人中 84 人の生徒が何らかの食物アレルギーを持っており、うち欠食している人数は小学校で 5 人、中学校で 1 人であります。

二つ目の「食物アレルギー以外の欠食児童生徒の人数は」についてであります。本年 4 月 1 日時点での食物アレルギー以外で欠食している児童生徒は小学校で 1 人であり、疾病によるものであります。

三つ目の「アレルゲン物質を減少させることにより欠食を減らすことが可能になると考えられるが、保護者との連携は」についてであります。

食物アレルギー対策として、アレルゲン物質を減少させることは有効な手だてであると認識しており、食品表示法に基づく食品表示基準の規定による「国内で表示が義務付けられている特定原材料 7 品目」と「表示が推奨されている特定原材料に準じる 21 品目」の原材料を含まないアレルゲンフリー食材を、年間を通じてカレーやシチューに使用しております。また、その他の食物アレルギー対策として、「乳、卵、小麦」を持ち込まない専用工場で製造された食材など、食物アレルギーに対応した食材を選定しているほか、シチューなどの食材として使用する牛乳を豆乳に置き換える対応や牛乳アレルギーの代替飲料として豆乳のほか、緑茶または麦茶を選択できるようにしており、食物アレルギーに対応した食材を積極的に活用することにより、対象となる児童生徒が学校給食を食べられるよう努めております。

食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者との連携につきましては、献立ごとに作成した「鶏卵」や「乳製品」「小麦」などのアレルゲン物質を記載した内容を、学校を通じて保護者へ配布し、対象となる児童生徒がアレルゲン物質を摂取しないよう対応していただいているところであります。

ご質問の 3 点目、「給食食材について」であります。

一つ目の「幕別・十勝産の食材の活用状況と今後の対応は」についてであります。

本町の学校給食では、幕別産や十勝産の農産物を積極的に使用しており、令和 4 年度においては、農産物全体のうち幕別産農産物の割合が 40.9 パーセント、十勝産農産物の割合が 17.9 パーセントであり、約 6 割が幕別・十勝産となっております。

地産地消の推進を図り、さらには児童生徒が本町への愛着を持ち、地域理解を深められるよう、今後においても幕別産や十勝産農産物を中心とした食材を活用し、安心・安全な学校給食の提供に努め

てまいりたいと考えております。

二つ目の「パン・麺類などの原料である小麦粉の生産地は」についてであります。

小麦粉を原料としている食材は、主食であるパンやうどん、ラーメンなどが主なものでありますが、パンについては十勝産、麺類については十勝産を含む北海道産の小麦粉を使用しております。

三つ目の「刺激性の強い香辛料の使用状況は」についてであります。

香辛料は、カレーライスや辛みそラーメンなど一部の献立に使用しておりますが、いずれも刺激性はなく、子どもでも安心して食べられる辛さのものを使用しております。

香辛料を食生活に取り入れることは、子どもたちの味覚を豊かに成長させ、食に対する興味や好奇心を育む一助となることから、学校給食においても一定の提供が必要であると考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） では、再質問を行います。

給食費の無償化なのですが、今、子どもたちは本当に塾通いや習い事、部活などで多忙な状況です。これは全国どこでも同じような状況であると思います。子どもも大人も、家族があっても時間が合わないで独りで食べる孤食、また、同じテーブルですけれども別々なものを食べる、そして冷蔵庫から出して温めるだけ、こういう食事もあるというのがどこでも同じような状況と聞いております。子どもたちの毎日の食事を見ていきますと、3食のうち給食が最も充実した食事である場合が少なくないといっております。給食以外は孤食という子どももおります。学校給食はみんなで食べる共食です。そして、給食当番、運搬、配膳、後片づけなど多様な活動を通じて子どもたちが成長する場でもあります。以前は家族が多かったですから、ほとんどの家庭にこういうことがあったと思いますが、今では学校が主な体験の場となっているのではないかと考えます。また、コロナ禍で学校に通えなかった一斉休校の期間、給食が食べられなかったことで、今まで以上に給食の大きな役割が再確認されております。

子どもたちは、一日中、学校にいますので、お昼に食事が出され、トイレに行きたくなればトイレが使える、具合が悪くなれば保健室に行くことができる、これは子どもが人間として学校にいられることが大切、そのことの表れです。ですから、経済的に困窮している家庭ではなく、あらゆる子どもが無償で安心して給食が食べられることが重要だと考えております。

今、答弁にありましたように、学校給食は学校給食法に定めるところにより、人件費はじめ施設整備に係る費用は自治体、給食費材料の相当は学校給食費として保護者が負担する、このように答弁されておりました。私は、この質問に当たりまして、いろいろ調べてまいりました。それによりますと、この学校給食法のことなのですが、2018年の参議院の文教科学委員会、ここに国会議員の質問の中で、この法案については、1954年9月28日の事務次官通達では、「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」、このように答弁されております。ですから、この一部の補助には全額補助、つまり無償化が含まれているのかという質問に対しまして、全額補助も含まれている、これが国の法解釈ということを引き出しているのです。ですから、法としては保護者が負担するべきということが定められていないという答弁を引き出しているのです。ですから、これから見れば、やはり保護者が負担する、そういうことにはならないのではないかと、これが国会の中の答弁の中で明らかにされております。ずっと、この学校給食費の食材は受益者負担、このように答弁されておりますけれども、国ではこういう答弁をしているわけですから、根拠は崩れてきている、こういうふうに私は思っております。

ですから、今、トイレを自由に使える、それから保健室も自由に使える、そして食事も、どういう家庭の状況であっても食事は義務教育として提供される、これが一日の流れから考えれば当然のことではないかと、私は改めて思いました。ですから、食事は基本的人権と言われておりますけれども、一日の生活、朝、学校に来て、トイレに行きたければトイレに行く、トイレはいつでも受益者負担と

は言われません。食事をする、これだけが受益者負担。具合が悪くなったら保健室に行く、これは受益者負担ではありません。子どもが一日生活する学校の中で、給食費だけ、なぜ受益者負担と言われるのか、ここに大きな疑問を思いまして、調べたらこういう結果になりました。そのことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ただいまの解釈なのですけれども、私は、法律では明確に経費負担が定まっておりますので、学校給食法なりで定まっておりますので、先ほども申しましたけれども、学校給食の実施に必要な施設、設備に係る経費については自治体の負担で、それ以外のものについては保護者負担ということでありますので、当然、食材費等については保護者負担というのが法律上明確であるというふうに私は考えております。先ほどの国会のやり取りの中では、それはあくまでも経費負担について定めてある法律で、自治体が支援することについては、やぶさかでないよというような意味合いだと思うのです。ということは、自治体が独自で支援をして、一部であるのか、全額であるのかを保護者に対して支援することについては否定をしないよということであると思いますので、決して法律的に保護者負担というのが受益者負担であるということを否定する答弁というか、やり取りではないというふうに私は思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そこは法の解釈で、必ずしも保護者負担、受益者負担でなくてもいいですよ、自治体でも負担していいのですよ、こういう法の解釈で、保護者負担ではなくてもいいのですよというふうに法の解釈ができるという、そのところに私は、受益者負担ではなくて自治体で負担することもできるのではないかということです。ですから、本来これは国が給食費は無償と打ち出していくべき、私はそこが一番だと思うのですけれども、なかなか、国は少子化対策で給食費は無償にするとかと打ち出してはいるのですけれども、そこを実現しておりません。ですから、今、この経済状況の中で無償化を自治体としてすべきではないかというふうに思います。

幕別町では、1食につき8円助成しておりますよね、8円……

（「22円」の声あり）

○9番（野原恵子） 22円。22円ですね。私は、8円とと思っていたのですが、22円だとすると、小学校で220円ですね、1食。242円の22円であれば、1食220円。それから、中学校では277円、1食そういうふうになると思います。そうしますと、1か月の給食費というのは、大体20日としまして小学校で4,500円弱、中学校で5,400円弱、こういう計算になると思うのですけれども、これは保護者負担としては、本当に多子世帯にとっては大きな負担というふうに私は思うのです。ですから、本当に、今、経済的に大変な状況の中で、子育て支援として一番望まれているというのが給食費かなと思います。幕別では、今、子どもの医療費18歳まで、それから小中学校、学童保育所にエアコン設置、それから住宅の助成、こういうことをされていまして、これは本当に喜ばれておりまして、若い世代はどの地域に住もうかと考えたときに、そういうことを調べて幕別町に住みたい、環境もいいということで、特に子どもの多い家庭の子育て世代がこの幕別町を選んでくれているのです。今、全国的に491自治体が学校給食費の無償化に足を踏み出しております。ですから、幕別町でも、子どもの医療費を先陣を切って助成したように、エアコンも十勝では幕別町が一番、今、喜ばれております。この暑さで学校を休まないで子どもたちが学校に来られる、こういう状況も生まれておりまして、十勝では幕別町のこのエアコン、非常に評価されているのです。それと同時に、給食費も無償にするということに足を踏み出したら、さらに子育て世代がここに住みたいと思うのではないか、そういう視点からも、私は足を踏み出すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 給食費の無償化でありますけれども、野原議員、最初に言われていましたように、これは無償化ということになれば、本来はやっぱり国が実施すべきものだろうというふうに思います。それには、先ほど言いましたように、学校給食法なりの法律の改正も必要でしょうけれども、

そういったことで国が法律を改正して実施することが一番望ましいかなというふうには思います。

ただ、現状としてそういうことには、今すぐどうこうということにはならないということはありませんので、各地方自治体で実施している、その数も増えてきているということなのですが、町が単独施策として実施することは可能であるというふうに考えております。ただ、町が実施するという事になれば、当然、少子化対策、子育て支援策として実施することになりますので、町のほかの施策、先ほど議員おっしゃられていたように、高校生までの医療費無償化ですとか、ほかの施策も実施しておりますけれども、そういったほかの少子化、町の全体の少子化対策との選択肢の一つということになろうかと思っております。

高校生までの医療費の無償化については、本年 10 月 1 日からということで、本年度については 5 か月分ということで約 800 万円程度、年間に直すと 1,900 万円程度ということであります。学校給食費を無償化するとすれば、全体の経費 1 億 1,400 万円ほどかかります。5 倍以上ということになります。そういった財源的な関係もあるかと思っておりますので、現段階では、先ほども申しましたように、町全体の少子化施策の中で何を選択するかということなのですが、財源的な関係もあって、そこにはなかなか踏み込めないなというふうに思っておりますのと、最初に言いましたように、国がやるべきであるというふうに私は考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） 今、教育長のご答弁にありましたように、財源が本当にまず必要だというふうに私も認識しております。ですけれども、今、公立の小学校で、学校運営に関わるお金、公費と私費をどう比率で調べている研究があるのですけれども、建物と教員給与は公が出しておりますので、それを除いた家庭で負担する教育費が、小学校では公が 1 で、私費が 5、こういうことが研究の中で明らかになっておりまして、中学校だと部活とかそういうのがありますから、1 対 10 から 1 対 12 ぐらいになると。高校はもっとかかる。こういう研究も、今、進められております。ですから、子育てするのに本当にお金がかかる、こういう状況なのです。ですから、少子化に拍車をかける。そういう中でも、子どもはたくさんいたほうがいいのだということで、多子家庭の、子どもを 3 人、4 人と育てている家庭もありますから、そういうところでの負担は、本当に今、大きくなっているのです。

今までは、給食費の無償化は少子化対策というふうに言われていたのですけれども、今、義務教育は無償だとか、食は基本的人権、こういうことが大きな運動になってきていまして、教育費を無償にしている自治体も増えてきている、そこなのだと思うのです。幕別町では、子どもの権利条例がありますので、そういう視点からも、やはり子どもの食は基本的人権という立場に立てば、無償化に足を踏み出すべきだというふうに私は思います。今、予算のこともありまして、どの家庭のどの子どもたちも一律に無償化というのが、私はそれが一番だと思うのですけれども、特に多子家庭の子育てをしているところ、第 3 子以降を無償にすることですとか、それは私は望まないのですけれども、そういうところからでもスタートしていく、そういう手だても必要ではないかと思うのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 本町の場合、一部助成ということで、1 食当たり 22 円を支援しているのですけれども、ほかのまちでも、全額無償化まではいかなくても、本町のように一部を助成している自治体というのも多々ありまして、やり方もいろいろなのです。うちのように 1 食当たり幾らというところもありますし、3 子以降は無償化にしますとか、あるいは主食分を無償にしますよとか、牛乳を無償にしますよとか、そういったようなことで支援の在り方もいろいろあるかと思っておりますので、そういったところは引き続き研究はしてまいりたいというふうには思いますけれども、例えば、これはなかなか話が戻ってしまうのですけれども、国がやるべきだというのは、私のそういう思いは変わらないのですけれども、一部助成、今、22 円していますけれども、国が無償化まではいかなくても、何らかの町が行っている支援に対して補助金なり何なりを交付します、交付金なりを交付しますよというような施策が打ち出されるとすれば、例えば、今、うちが 22 円支援していますけれども、2

分の1国が支援しますよと言えば、倍の44円まで支援できますから、その分、保護者の負担が減るといふようなこともありますので、そういったことも含めて、国には引き続き働きかけてまいりたいといふふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私も、やはり国が最優先に手だてを取るべきだと思います。今、道議会でも、国に対しまして学校給食の無償化を求める意見書を提出しているのです。ですから、道とも連携を取って、国にしっかりと意見を上げていく、そして無償化に足を踏み出していく、これが、私、今、本当に緊急に求められている子育て支援、そのように思いますので、ぜひ検討をしていただきたいといふふうに思います。

次に、食育指導、給食栄養指導、この点について再質問をさせていただきます。

幕別では、2005年から、答弁にありましたように忠類小学校では1名、幕別小学校1名、幕別中学校に1名、3名で栄養教諭がその指導に入っていると、こういう答弁がされました。今、文科省の学校における食育の推進を図るために、その指標として三つ挙げられております。朝食欠食率の改善、学校給食残食率の改善、地場産物活用率の向上、これが評価の指標とされておりますけれども、幕別で栄養教諭が配置されてから、この3点についてどのように改善されてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） 今のご質問ですけれども、朝食の関係と残食の関係、あと地場産品の使用の関係ということですが、給食の献立を作成するに当たりまして、残食率でしたり、地場産品の使用率については、栄養教諭のほうも、日々、献立を立てるに当たりまして、いろいろと協議して作っているような状況であります。

ただし、ちょっと朝食の関係については、給食センターのほうでは、調査のほうを今後、学校等ででしょうか、というような調査にもなろうかと思うのです。今現在では、朝食の関係についてはちょっと把握していない状況にあります。

残食の関係になります。残食につきましては、日々、給食センターのほうでも把握のほうを毎日しております。残食の量等ですかね。残食率につきましては、コロナ禍において結構多いような状況ではあったのですが、最近では、改善のほう、コロナ禍も落ち着いております。残食率も減っているような状況にあります。

地場産品の使用状況につきましては、令和4年度の数字で申し上げますと、幕別産が1万8,954キロということで、先ほども答弁のほうにあった40.9パーセントが幕別産という数字になっております。十勝産につきましても、先ほど17.9パーセントと示しましたが、キロ数でいきますと8,318キロというような状況で給食のほうで使用しております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 栄養教諭が配置されてから、その効果、今までどういうふうに変化してきたかと統計的に、それをお聞きしたかったのですが、今、結果を、答弁聞きましたので、これから、配置されて、子どもたちが食に関する関心、それから食生活がどのように改善されてきたか、そういうところも、せっかく専門の職員が配置されたわけですから、検証していくことが必要だと思うのです。それで、まだこここのところの改善が必要だといふふうに統計的に見ていったときにその改善を図っていくことが必要ではないか、そういう意味でお聞きしました。質問の中でそこまで具体的に書けばよかったと思うのですが、そういう意味で私は統計を取っていくことが必要だといふふうに思うのです。

それで、やっぱり朝食の調査というの、これも非常に大事だと思うのですが、朝食を食べてしっかりと学校に来るということは、一日を元気に過ごせるということも結果の中で明らかになっている。これは日本スポーツ振興センターというところでの調査によりますと、朝食をしっかりと食べてくる子どもたちは、やはり一日が元気に暮らせる、それから早寝早起きの生活習慣の改善も行われ

ているという結果も出ているわけですから、そういう調査もこれから必要だと思います。それから、残食率の改善なのですけれども、これも食にしっかりと関心を持つことによりまして残食も改善されている。それから、地場産品の向上ということも、これもこの幕別でどのように自分たちが食べている食材が作られているのか、どのように調理されているのか、実際に関わることによって食べる楽しみ、嫌いなものも食べられるようになった、こういう結果も明らかになっておりますので、そういう調査もこれからしっかり行っていくことが必要ではないかというふうに私は思いますので、これからそういう調査も進めていっていただきたいと思います。

それと、栄養教諭の配置のことで、答弁の中では全ての学校は今年度から行っていくということなのですが、実際に今3人の栄養教諭が配置されております。これは栄養士さんと栄養教諭と兼ねて3人配置なのですか。そうしますと、栄養士さんの仕事と教諭の仕事一緒になりますと、これはすごく多忙だと思ひまして、全校を100パーセント学級に入ると、今、答弁あったのですが、できるのでしょうか。どういう指導を行うのか、浅い指導なのか、ただ行って、こういうことですよ一通り説明するのか、しっかり生活に根づいたところまで指導できるのか、3名で私はできないのではないかと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） ご質問にありました栄養教諭、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、忠類地区に1人、そして幕別、札内含めて2人という体制でやっております。栄養教諭の業務の内容もお話ししているように、まず給食管理業務、栄養士としての役割があります。そして、食育指導、給食栄養指導ということで、ちょっと具体的な勤務の状況をお話しいたしますと、幕別に勤務する2名についてなのですが、まず8時にそれぞれ幕別小中学校に出勤して、9時に給食センターに移動して給食管理業務を行います。そして、12時に学校に戻り、給食栄養指導を行う。食育を行う場合については、もう少し早く10時にそれぞれの学校に行き、三、四時間を使いながら食育指導を行う。そして、この行った学校ではそのまま引き続き給食の時間に給食栄養指導を行いますよという形なのですが、また2時に再度給食センターに戻って給食管理業務と。幕別の2人につきましては、それぞれ1か月ずつローテーションで交代するのですが、1人は来月分の献立だとか、そういう業務を行う。1人は、自分で献立を立てたものを1か月その調理に携わるというような形でローテーションでやっておりますので、かなり厳しい状況ではないかということはないのかなと。十分3人で回れるのかなというところを考えております。先ほど、答弁のほうでは、ちょっと4年度、低い数字も出ましたが、5年度、高い計画を持ち、さらに6年度は100パーセントというところを考えております。というのは、最低でもそれぞれのクラス1回もしくは2回というようなことも、実質、指導に行くことについては可能なかなというところも考えておりますので、栄養教諭については配置基準に基づいて配置されておりますので、今の配置基準に伴った3人で十分業務を行えるというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、幕別町にはどのぐらいの学級数があるかというのは答弁いただきました。それで、忠類は二つの学校ですから1人で可能なかなと思うのですが、幕別町では学級数が、忠類を除きますと52、小学校で学級数あります。

（「小中合わせて73です」の声あり）

○9番（野原恵子） 合わせて73ですね、ごめんなさい。そうしますと、本当に、今言ったように、朝食の指導、残食の指導、それから地場産品を活用してどういうふうにして給食が作られているのかというところまで掘り下げて栄養指導していくには、本当に課長が答弁されたようにできるのですか。私は、そこが問題、実際にこれをやろうと思えば、一つの学校に1人の栄養教諭が必要だという、そういう実践の記録もあるのです。だから、本当にそれをやろうと思ったら、道では3人ということで基準に合っているとは言えるのですが、実際に行おうとしたら、学校に1人の栄養教諭が必要だと私は思うのです。その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） 給食管理業務以外では、先ほど申し上げましたとおり食育指導、給食栄養指導ということなのですが、給食栄養指導については、それぞれの学校の給食時間に行って、例えば先ほどのお話にありました、今日の献立は地場産品を使っているよだとか、そういうのを話ししながら給食の時間で指導できる。これについては給食時間なので、学校で給食をやっている約 200 日全てで栄養教諭がそこに行くことができるのです。先ほど言ったように、給食管理業務だったり食育というのは別の時間で行いますので、お昼の給食時間約 200 日、それは全ての、幕別側で言えば 2 人の栄養教諭が行ってお話ししながら、調理方法であったり地場産品のことであったり、そういったものは給食栄養指導として行っておりますので、さらに先ほどお話しした食育指導、それも加えていくということで、できているか、できていないかというご質問かとは思いますが、またさらに充実できるように、綿密に打合せをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） 給食の時間は、食べている時間を含めて多分 30 分か 40 分だと思うのです。その中で本当に指導できるのかなと、私は疑問に一つ思います。それと、別の時間は総合学習かどこかでするのかなと思うのですけれども、それも年間どのぐらいになるのか、全部の学級を回るといったら、今 73 学級あると言っていましたけれども、実際にどういう内容で食育指導をするのか、そこが問われてくるのではないかと思います。ですから、私は、特別支援なんかでも加配を町独自でしているのですけれども、道で配置基準で適していると言うのですけれども、私は、町で加配するとか、そういうことも、道にもちゃんと要望もしながら手だてを取っていくということが、これからの、今、前段で申しましたように孤食や何か増えている、そういう中では学校給食が一番食を基本的に食べられる、そういう場に、今、変化してきているわけですから、昔のことでは違うと言うかもしれませんけれども、現在に照らし合わせた食育指導が必要だと、その点を考えますと、本当にできるのかなという不安があります。課長、今、できますと答弁されたのですけれども、実際に、ではどうなのかということとを系列的に調べて、どのような食育指導をしたのか、そこも含めて検証していく必要があるのだと思います。本当にできるのかどうか、私は疑問に思うのですけれども、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） 具体的に申し上げていなかったのも、ちょっと言葉足らずのところがあったと思います。先ほどお話ししましたように、幕別地区のお話でいくと、小中学校合わせて 73 学級です。これを 2 人の担当で回るとすると、37 学級になりますよね。37 学級、1 年間では、月に 1 人約 3 学級回ると 37 学級は網羅できる形になります。ですから、さらに三、四時間目を使ったとしても 6 時間なので、もう少し、1 回なり 2 回なりという形で食育については重ねていくことが可能なのかなと。ただ、先ほどもお話にありましたけれども、必ずしも総合の学習だったり、家庭科の学習全てが給食に関わる食育の時間ということではないですので、学校のカリキュラムの中で、可能な限り給食に関わるものについてはそのように対応していくということです。

おっしゃるように、どういうふうにもた子どもたち、児童生徒に伝わっていつているのかという部分は、何らかの形で吸い上げる方式も考えていながら検証していきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） 答弁いただきましたので、これからどのような食育指導をしていったのかということとをしっかりと検証していつて、子どもたちの立場に立つて、本当に健康で元気でいれば、学力ももう向上していくと私は思いますので、ぜひ検証していつていただきたいと思います。

次に、アレルギーの子、欠食児童のことについて質問をいたします。

今、答弁で何らかのアレルギーを持っている子どもたちが小学校では 173 人、中学校では 84 人、欠食しているのは小学校 5 人、これはお弁当だと思います。中学校で 1 人というふうに答弁されました。この 173 人と 84 人の方なのですが、これは自分のアレルギーを持っている給食は食べないとい

うことになるのかなというふうに私は思うのですけれども、保護者の中から、少しでもみんなと一緒に給食を食べたい、これが子どもの願いでもある、親の願いでもあるということで、1食の中にそのアレルゲンの量を書いて献立表に明記してもらえれば、一日の食事の中で、この子どもにはどれだけのものを食事として提供すればアレルギー物質を、アレルゲン物質を食べさせていいのかという指標になるので、学校給食の中でもアレルゲン物質に対してはグラム数を表示してほしいという要望も出されているのです。ですから、私、献立表を見せていただきましたけれども、どういう物質がアレルゲンかということを特別の別献立表で保護者に渡していると答弁されておりますけれども、その中にグラム数を書くことはできないのかということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） ただいまお話がありましたように、学校給食の献立表のほうには月の平均の栄養価等は載せてはいるのですけれども、アレルゲン自体は掲載しておらず、アレルゲンにつきましては、アレルギーをお持ちの先ほどの257名の家庭に、各学校からアレルゲンを使用した献立のほうは個別に配布のほうはしております。ただ、議員おっしゃるとおり、グラム数までは掲載しておりませんで、あくまで食材名と、あと食材に含まれるアレルゲンの内容を記載したものを配布している状況であります。

それで、グラム数の掲載ということになりますけれども、献立表のほうも含めまして、一応内容のほう、献立表の裏に給食だよりというの両面にあるのですけれども、内容につきましては十勝管内の学校給食研究協議会というものがございまして、その中で栄養士部会というのがあって、年に数回、月にですね、協議をしながら、献立表を含めた給食だより、内容も含めて協議をして掲載しているという状況になりますので、今後もそういった管内の状況も確認しながら、研究のほうをしていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、アレルギーを持っている子どもたちがだんだん増えてきておりますので、家庭でも、保護者も随分努力して、その子どものアレルギー物質を除去するような手だてを講じながら食事に気をつけているという状況も聞いておりますので、学校のほうでもぜひその対応を早めに進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、食材のことなのですけれども、パン、麺類、これは十勝産、北海道産を使用しているということなのですけれども、パスタの場合はどのような状況になっているのかなと思うのですけれども、パスタの場合は小麦の種類が違うということもお聞きしているのですけれども、現在、どのような状況かお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） 今おっしゃるとおり、パンやうどん、ラーメン、そして焼きそばについては、小麦のほうは十勝産または北海道産を使用しておりますけれども、パスタにつきましては、やはり国内でも、国内製造しているものを使っているのですけれども、やはり普及というのですか、国内で流通しているのがどうしてもやはり小麦のほう、一部輸入しているものも使っているような状況にはあるのかなというふうに思って、そういったものを使っておりますが、製造については国内製造のものを使用しております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 状況は分かりました。パスタ用の小麦が日本でも多量に作られるようになれば、学校給食にも活用できるのかなと思ひまして、そういう点でもやはり検討していくとか、努力して、生産者に努力してもらって、学校給食にも使えるような、そういう対応をやったり要請していくことも必要かなというふうに思います。

また、香辛料なのですが、今、答弁にありましたけれども、味覚を豊かに成長させるために子どもたちに合ったような香辛料を使っているという、これも私は必要かなと思います。ただ、中には低学

年や何かの子どもたちは食べられないという声もありましたので、一項設けたのですけれども、そこはやっぱり保護者にもしっかり理解していただくような手だても取りながら、子どもたちに合った香辛料を使っていくということも併せて申し述べまして、質問を終わります。

以上で、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11：00 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥） 一般質問をさせていただきます。

一つ目、「認知症基本法」の基本理念が反映した高齢者施策に。

高齢化の加速で認知症の人は増え、厚生労働省の研究班によると 2020 年時点で 600 万人と推計され、2025 年には高齢者の 5 人に 1 人に当たる約 700 万人に達すると言われています。誰もが当事者かその家族になり得る時代です。一方で、「認知症になったら何もできなくなる」「恥ずかしいこと」という理解不足や誤解、偏見も少なくないため、当事者や家族を苦しめ、孤立させてしまいがちと言われてきました。

今年 6 月の通常国会で、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」）が全会一致で成立し、同月 16 日に公布されました。「認知症基本法」では、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」などが基本理念に掲げられました。

国や地方自治体は基本理念に基づき、どんな取組をするか計画をつくることが求められています。計画作成の際、当事者や家族などの意見を聞くことも明記されました。認知症の人が個性や尊厳を保障され、希望を持って暮らせる社会づくりへ向けた重要な一步と言えます。

幕別町においては現在、2021 年度から 2023 年度までの 3 か年計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021」の見直し時期となり、2024 年度からの「第 9 期」の 3 か年計画の議論が進んでいることと思います。

ついては以下の点を伺います。

（１）「認知症基本法」の基本的施策を「第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の認知症対策にどのように反映させるのでしょうか。

（２）幕別町は「認知症基本法」で努力義務とされる「市町村認知症施策推進計画」を策定するのでしょうか。

二つ目であります。

幕別町名誉町民条例の今後について。

幕別町名誉町民条例はその第 1 条で「幕別町における公共の福祉の増進又は文化の興隆に功績があり、かつ、町民の尊敬をうけるものを顕彰し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする」とされています。1966 年に施行されてからこれまで、幕別町において特別名誉町民にお一人、名誉町民については 10 人の方々が、この条例によって功績と栄誉をたたえられています。

ついては以下の点を伺います。

（１）名誉町民に推挙される基準を明確化する考えは。

（２）幕別町名誉町民条例を廃止する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「認知症基本法」の基本理念が反映した高齢者施策に」についてであります。

我が国では、高齢化が進む中、認知症を有する方は年々増え続け、国の認知症施策推進総合戦略によると、令和7年には約700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症を有する、また若年性認知症の方も全国で4万人近くになると推計されており、認知症を有する方やそのご家族、周りで支援をする方など、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であります。

認知症という病名が広く世間に知られてきたものの、認知症の人を支える家族の方や周囲の方が、どのような対応を取ればよいのかなど、認知症をさらに深く知るための正しい知識を得ることや認知症の方を正しく理解することが必要となってきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる「認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の方と周囲の方が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を推進することを目的に、本年6月14日に成立し、同月16日に公布されました。

法の施行日は定まっておりますが、市町村は、国及び都道府県の認知症施策推進計画を基本とした当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされているとともに、法に規定する基本的施策を講じることとされております。

本町におきましては、これまで認知症の人が尊厳をもって認知症とともに生きる「共生」と、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を両輪として施策を推進するという考え方の下、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症の早期発見や早期対応に向けた取組や、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、見守りや相談体制の強化など、実態に合わせた施策の見直しや拡充に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「認知症基本法」の基本的施策を「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の認知症施策にどのように反映させるのか」についてであります。

「認知症基本法」では、基本的施策として、「認知症の人に関する国民の理解の増進等」や「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」など、八つの施策が示されております。

本町におきましては、現在、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の「認知症に対する総合的な対策の推進」の中で、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の連携」「若年性認知症施策の推進」「認知症の人や介護者への支援」「認知症介護の質の向上」「高齢者の見守りや徘徊時の対応」という六つの柱に沿って事業を進めており、八つの基本的施策については、おおむね実施できているものと認識しているところであります。

しかしながら基本的施策のうち、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」として、認知症カフェが新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降開催できていないほか、「認知症の人に関する国民の理解の増進等」として、認知症サポーター養成講座についても、開催回数が年に3回程度となっていることから、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、法で定める基本的施策が着実に講じられるよう検討を進めてまいります。

ご質問の2点目、「幕別町は「認知症基本法」で努力義務とされている「市町村認知症施策推進計画」を策定するのかどうか」についてであります。

「認知症基本法」において、市町村は「認知症施策推進計画」を策定することを努力義務として定めておりますが、町としては、現在策定中であります「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中に、「認知症施策」の項目を設け、法で定める「市町村認知症施策推進計画」に合致する内容となるよう策定作業を進めてまいります。

次に、「幕別町名誉町民条例の今後について」であります。

幕別町では、昭和41年9月に制定しました幕別町名誉町民条例に基づき、本町における公共の福祉

の増進または文化の興隆に功績があり、深く町民から尊敬されている方を顕彰し、その功績と榮譽をたたえることを目的として、これまでに特別名誉町民1人、名誉町民10人の方々にその称号をお贈りしております。

直近では、平成30年10月に前幕別町長でありました故岡田和夫氏に対して、4期16年の永きにわたり本町の行政推進のリーダーとして、生活環境や教育環境の整備、福祉の増進、産業の振興、旧忠類村との合併など、さまざまな分野で多大な功績を残されたことをたたえて、名誉町民の称号を贈呈したところであります。

ご質問の1点目、「名誉町民に推挙される基準を明確化する考えは」と、ご質問の2点目、「幕別町名誉町民条例を廃止する考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

名誉町民に該当する方の資格要件については、条例において、「町に30年以上住所を有した者で、本町の行政及び産業経済の発展又は学術技芸及び教育等文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献したその功績が卓絶であり、深く町民から尊敬されている者」、あるいは、「町に10年以上住所を有した者で、広く社会の発展又は文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献したその功績が卓絶であり、かつ町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者」と規定しております。

また、特別名誉町民の資格要件等についても条例において、名誉町民の資格要件のうち住所に関する規定を除く他の規定に該当する者のうち、特別の理由がある者としているところであります。

名誉町民及び特別名誉町民の決定方法等については、条例及び規則で定められており、10人の識見を有する者で構成する審査委員会に諮り、議会の議決を経て決定しているところですが、「識見を有する者」については、農林業、商工業、福祉、高齢者、教育、文化等の各分野の代表者などから委員を委嘱しております。

これまで名誉町民等の称号をお贈りした方々は、町長や町議会議員などの公職経験者のほか、自治、教育、商工業などの分野において、本町の発展に寄与し、名誉町民等にふさわしい多大な功績があると町内各層から評価され、決定されたものであります。

私としては、名誉町民は誰もが尊敬し、誰もが認める功績を有しており、異論なく名誉町民にふさわしいとの声が寄せられる方であるべきと考えており、このことは、まさに先ほど申し上げた条例第2条に定める資格要件の規定によって言い尽くされているものと認識いたしております。

したがって、条例の資格要件を満たした方が、審査委員会への諮問・答申、さらには議会の議決を経て、名誉町民に決定されるという過程は、町の最高位の表彰にふさわしい町民の総意に基づく、慎重かつ丁寧な決定方法であると考えております。

また、条例廃止に関しましては、幕別町の発展に多大な貢献をされ、かつ人間性の高い方に対して、尊敬と感謝の念を持って功績をたたえることは、議論の余地がないものと捉えており、たたえ方としては「名誉町民」の称号が最もふさわしいものと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それでは再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、認知症基本法に関わる点についてであります。

答弁にもあったように、公布の日から1年以内に施行されるということの中では、来年の6月までにはきつと、きつとというか必ず施行されるだろうと。だけど、それがいつになるかまだ分からない。だけど、第9期の計画の中には必ず大部分が入ってくるということの中では、この認知症基本法のさまざまな基本施策理念が反映する第9期計画にならなければならないということなのだと思うのです。恐らく私の勝手な推測ですが、国が義務付けられている認知症施策推進基本政策、これが出来上がってきて施行になっていくのかなというふうに思うのですけれども、それにはまだ時間がかかるのかなと。この質問も、それが出来たからしたほうがよいのかなというふうに思うので、またそれはその折を見て質問させていただきたいなというふうに思っているところです。

答弁の中身については、おおむね理解のできるものであるというふうに思ってお聞きしておりました。認知症の本人だけでなく、国民一人ひとりが他人事でなく、我が事として認知症を考えていまいしょうというメッセージを国が発信した。長い時間がかかってようやくそれができて、今それに基づいて各自治体がそれぞれの実情に合わせて、さまざまな施策を打っていくと、そういう流れであります。

このところで、2点質問させていただきたいと思います。1番目のところで、2点質問させていただきたいと思います。

一つは、今、幕別町介護保険運営等委員会で、この認知症基本法の学習も含めてやっていらっしゃるのではないかなというふうに思うのですが、このところが非常に大事なのだというふうに思うわけです。この運営等委員会での認知症基本法の学習の進行状況や、今の議論の到達点を教えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 介護保険運営等協議会での議論でございますけれども、先日本年度の1回目の会議を開きまして、その中では昨年度のまず実績、そしてこれから策定する計画の骨子、こういうような計画を作るというような議論が第1回目の会議の内容でございましたので、これから認知症の施策、認知症基本法に関する部分については、委員の皆さまにお示しして、こういうようなことで町としては考えていきたいというようなことを示していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 1回目が終わって、そこではまだ議論の場にはならなかったと。2回目以降の中で進めていくということのご答弁だったと思います。分かりました。その運営等協議会の中で、しっかりと認知症基本法に対する理解がなければ、法律が、認知基本法が施行されたときに、ちょっと違うぞと、例えばそんなことがあったとしたら、それは法律が優先することでありますから、変更していかなければならない。そんなようなことがないように、しっかりと議論をして、認知症基本法の考え方が反映するものにしていただきたい。まずはそのところ、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。よろしいかと。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当然、介護保険の料率に関わって、どれだけのサービスの見込みがあって、どれだけ給付していくか、そういう中では当然認知症にかかる人たちのことも出てくるわけでありますから、そこを踏まえた中での議論というものは必要になってくるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 二つ目になりますけれども、それに関わって、やっぱり共生の社会ということの中では、前回の質問で私は、内部疾患の障がい者の方のお話もしましたが、やはり広く町民の方たちが認知症というものを理解している。認知症基本法を理解している。そういうことがないと、この基本法の理念が生かされてこないのだというふうに思うのです。一般の町民に向けての、また介護、医療の従事者のところでも、町のほうで積極的に学習進めていただきたいと思うのですが、それらの計画についてはちゃんと腹積もりはありますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 認知症の方に対する対応というのは、非常に重要になっていることは、もちろん押さえておりますので、現在例えば町内会ですとか、老人クラブですとか、そういったところでお呼びいただく出前講座で認知症のお話もさせていただいておりますので、そういった中でお話をさせていただくことが一点、それから今回認知症基本法が出まして、いろいろ基本理念ですとか、基本的な施策ですとか、そういったものが具体的に示されましたので、私たちの町でやっている認知症の施策についてのご説明も、併せてそういった中でしていきたいと考えております。また、認知症サポーターの養成講座の中でも、新しい基本的な理念についても、併せて説明させていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 分かりました。

認知症サポーターという言葉が出ましたけれども、幕別町の町民全員が受講しましたよというよう
なぐらいの理解の人が増えていかないと、この認知症基本法のもので生きてこないのではないかなと
いうふうな思いでいるところです。どんどん積極的に進めていって、それは若い人のところからも、
それから学校教育の中でも、この認知症についての学習をすることが、条文の中で求められています
から、そのことの研究もしていって、子どものうちからこういう病気というのが誰でもかかる可能性
があり、関わる可能性があるのだということの理解を深めていっていただきたいものというふうに考
えております。

それで、認知症基本法の中では、こういったことが決まっていました。第9条の中でですけども、
認知症の日、認知症月間が定められたと。認知症の日は9月1日、認知症月間は9月1日から9月30
日。今、その月間の中なのだけれども、まだ施行日前なので該当しないわけですから、来年は必ずこ
このところで認知症の日、認知症月間が関わってくるわけです。どのようなものにしていくかなどと
いうことの考えは、薄々と腹積もりはありますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 基本法の中にあります認知症の日、9月21日と認知症月間1日から30日ま
で、この期間をうまく利用しながら、第9期計画が4月から動き始めますので、その後にその期間
内に、例えばどこかのスペースを利用して周知していくですとか、今、ほかのがん対策ですとか、そ
ういうことでやっているような周知活動なんかもしていきたいなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 分かりました。

ちょっと私のほうで質問の中で、日にち間違えましたね。9月21日が認知症の日。これらのことも
しっかり利用して、認知症に対する理解を広めていっていただきたいというふうに思います。

以上で、まず1点目は終わりにしたいと思います。

次、名誉町民条例についてであります。

昭和41年、1966年に幕別町で施行してから、これまで特別名誉町民にお1人、名誉町民の方は10
人の方に功績と栄誉をたたえているということが、私の質問からも、答弁からもあったところであり
ました。それで、基準の明確化も廃止のことも、私も関連するので、一つでまとめてお聞きしようと
思っていたところであります。

明確化する考えがないかということについてはないのだと、十分明確なものになっているのだとい
うことのご答弁だったのだというふうに思います。

30年以上住所を有した者で、文章は、条文は続くわけですけども、深く町民から尊敬されている
者、町に10年以上住所を有した者で、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者という、途中
略しましたけれども、そういう表現になっている。これは、非常に感情的な文章で、数字で示される
ようなものではないわけで、その点がどうなのかというふうに思ったのです。幕別町でいえば、これ
まで11人の方と言いましたけれども、いろんな方がいるわけですけども、表彰されていない方にも、
もちろんその地位に長くいたということが、絶対的な基準にならないわけですが、何をしたかとい
うことが大事なわけですけども、ばらばらなのですよね。その辺のことでいったらば、私は定めたほ
うがいいなと思ったし、二つ目の質問に関わってくるのですけれども、この条例が残っていることが
どうなのかな、町民の団結につながるかなと、そういう思いでいたところでした。

結局そういう深く町民から尊敬されている者、郷土の誇りとして深く尊敬されていると思う者を、
町長がでいいですよ、委員会に諮問して、そしてその決定でよしとなれば、議会で議決する。そう
いう流れになるわけですよ。それでいいですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 流れは今おっしゃったとおりでありますけれども、町長が諮問する前に、まずこ

の条文を十分受け止めた中で、周りの町民の方々のご意見、反応、そういったものも十分踏まえた中で、諮問に行くということでもありますから、私は資格要件としては条例に書いてあるとおりでありますけれども、その前のどういう町民の方が思いを持っていらっしゃるか、対象者に対してですね。ここは非常に重要になるかなというふうに思っていて、そこで否定的な意見が出るとするならば、私は、それは果たしてふさわしいのかなというふうには思うわけで、これは時の町長が諮問するわけですから、あんまりアンバランスがあってはいけないわけでもありますけれども、町民の皆さんがこぞって尊敬して功績をたたえる人でなければならないというふうな感覚の中で、そういう思いの中で、否定する思い、そういう町民の方がいらっしゃる場合は、これはどうかな、そういう感じでおります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 今、名誉町民、特別町民に該当する方が、今存在しないわけですから、この議論がしやすいな、そういうときにすべき議論だろうなというふうに思って、この質問をさせていただきました。

帯広市議会のことになってしまいますけれども、昨年も秋ぐらいから、それから改正の直前ぐらいまで、帯広市に名誉市民条例というものがないものだから、北海道で35市ある中で、帯広市だけが持っていないということが報道されました。そして、十勝管内で言うと、帯広市以外の18町村全部が、名誉町民条例、あるいは名誉村民条例を持っているということが明らかにされています。そこで、帯広市の総務委員会の中で資料が出されていて、これが帯広市のホームページにアップされているものですから、ちょっとそこから私なりの精査をさえていただいたところではありますが、そのことちょっとお話しさせてください。

まずは、今言ったように、18町村全てに名誉町民、名誉村民を表彰する制度はあるのだと。活用状況なのですが、活用状況というのは名誉町民、村民に近年なっているかということの話です。令和の時代になってからは、士幌町で3人の方が名誉町民になっています。あと、まだ令和は5年たっていませんけれども、どの自治体でもそういう議論はないようであります。この士幌町の3人の内訳ですけれども、町長歴24年、町議歴28年、町議歴20年、そういう方が3人です。あとのどんな、ほかにそのことをやりながら、功績あったということはないので、まずはこの年数だけお聞きになってください。あとの17町村は、令和になってからないと。平成18年以降で言うと、平成18年というのは幕別町の歴史で言うと、合併の年であります。それで言うと、今から15年たっているわけですが、音更町で平成22年に町長歴12年の方が1人なっています。鹿追町で平成21年に町長歴12年、町議歴12年、町議歴12年という方々が3人なっています。芽室町では、平成22年に北海道の農業団体のトップの方がお1人なっています。更別村では平成19年に村長歴12年が1人、大樹町では平成29年に町長歴16年の方が1人、陸別町では平成30年に町長歴24年と町議歴8年の方がお1人、足寄町では平成20年に町長歴16年、町議歴12年の方がお1人と、平成28年に歌手の松山千春さんのお2人、そして幕別町になるのですが、先ほど答弁にもありましたけれども、平成30年に岡田前町長が名誉町民ということでなっています。ほとんどの名誉町民条例が、昭和30年代の後半から昭和40年代の前半に制定されていて、幕別町は昭和41年。制定後の表彰数ですけれども、18市町村では3人から12人、平均すると6.1人、幕別町は11人ですから、忠類村との合併で忠類の村からも3人ありますけれども、芽室の12人に続いて多い。平成後にも、平成元年に戻っても、一人もそういう対象になっていない自治体もあったりして、大部分が昭和の時代、また日本が高度成長の行け行けの時代、東京オリンピックの前後の、どんどん日本人が豊かになっている時代の表彰制度になっていて、今の状況とは違う。いろんなことの情報が飛び交い、人の評価もできる時代とはまた違う。そんな状況になっているところです。

ちょっと長くなりましたけれども、結局申し上げたかったことは、古い時代であるということが一つと、それから表彰されているのは、どの町村も町長経験者、村長経験者、それから議員の経験者がほとんどを占めていて、幕別町においもお1人、特別名誉町民の方を除けば、全員が町長の経験がおありだったり、国会議員と道議会議員も経験された元町議であったり、それから町議会議員、村議会

議員ということになっていて、公職のバッチをつけている人を表彰するような制度になってしまっているという、そういう現状があることに、私はちょっと気が重たいです。そういう制度が、果たして必要なかどうなのか。ちょっと私は長くなって申し訳ないのですが、こういう傾向がある制度ということについて、今、ご報告したわけですが、町長はどうお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現在までに表彰された方、顕彰された方の紹介をしていただきました。結果としては、町長歴がある方、議員歴がある方が大多数である。これはやはり全町的に町政の発展に寄与された方、功績の大きかった方ということになると、なかなか一部分の産業なら産業の農業だけというのは、果たしてどこまで認められるかなというところの裏返しでもあったのかなと。実際にはあってもいいのですよ。あってもいいのですけれども、全町的な町民皆さんにとって、この人は本当に幕別町のこの分野ではあったけれども、全体の発展に寄与していただいた、そういう功績が大であるという認められとするならば、どうしても町長であったり、議員が対象になりやすいのではなからうかというふうに思っております。結果としてそうなるかなというふうに思っていて、ただやはり昭和41年にできた制度であるから、古くさいからやめるというのではなくて、やはりその当時も今もその人の功績が多、本当に大きな功績があって、尊敬するに足りる人であれば、それはたたえるのは人間として当たり前のことかなと、私は思っているものですから、それは今の幕別町民が、そんなもの要らない、古くさい、要らないわとなれば、また違ってくると思いますけれども、現状において私は、昭和41年にできた条例であろうが、今もそのたたえるという気持ちは何ら変わっていないのかなと。そういう価値観でいるわけであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 町長の価値観は分かりましたけれども、ひとつ語弊がないように申し上げておきますけれども、私は古くからこの条例が適さないのだというふうに言ったわけではない。古くても立派なものはたくさんあって、例えば日本国憲法なんかもそうなのだというふうに、私は思想信条として持っています。もっと古いわけだ。昭和41年前後にできた条例が、そのときの時代背景として、もう日本の国力がどんどん上がっていく中で、とても未来があった時代だ。そういう時代の中で、この条例ができてきて、それでも運用のほうは、ふさわしい人がいないのに無理しに表彰する必要は全くないわけだけれども、さほどというか、されていない傾向があったり、あれ、本来この人もあってもよかったのではないのかなという人がなかったりするものだから、この条例の該当要件がどうかという話や、それからこういう個人の生き方の問題、尊厳の問題を町のほうで表彰して、例えば名誉町民になれば、弔辞や弔花をもらうとかということは、それはあったにしろ、町民葬であったり、あるいはブロンズ像や顕彰碑を建てるのであれば、補助金が出ますよというようなことまであるという制度にしているのが、どうかというふうに思っているのですよ。時代に合ってきていないのではないかなというのはそういうことであって、制定年度が古くからということでは全然ないのです。どうでしょう。

私は、この条例については、違う形の表彰の仕方があるものだから、名誉町民という、今言ったような大きな表彰の仕方のあるやり方でなくてもいいのではないかと考えていて、廃止のほうに、もうこの条例は、この町は持たないというふうにしたほうが、町民からの理解は得られるのではないかなと思うものだから申し上げているのです。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人それぞれいろんな考え方はあろうと思いますので、私は谷口議員の考え方を否定するつもりはありませんけれども、今いる幕別町民がどう考えるかということが一番大事でありますから、私は、私が先ほど来申し上げている、功績が大きくて尊敬するに足りるというか、余りある人については、私は古くから今も、そういう気持ちを持ってたたえることがいいのだろうと。ただ、これそれが重荷になったとしても、辞退すればいいだけの話でありますから、そこはあなた名誉町民に推挙したいのだけれどもと言ったときに、必ず意思確認をするわけですから、そこは私なんかそん

な価値がないと思えば辞退できると、絶対ならなければならないというものでもありませんので、そこは、私はむしろたたえる側の気持ちをしっかりと集約して、大切にしたいなというふうに思っています。ただ、これ、あれですね、谷口議員のように、ほかの方がたくさんの方が、これ今時代に合わないのではないか、そういう時代ではないのではないかという方がいらっしゃれば、それは、私はそういう声をお聞きしながら、これをどうするかということで考えねばならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 町長の考えは分かりましたけれども、私が気になったのは、廃止についての投げかけの中で、議論の余地もありませんという、そういう答弁の言葉なのですね。議論の余地もありませんということは、これは議論の場なのですから、何言っても無駄ですよということを最初から返されたのかなと。おまえの話なんか聞いていられるかと言われたのかな、そんな思いでいて、すごく遺憾なのです。こういう文章は議場での答弁にふさわしくありませんから、これはもうおやめになったほうがいいのだというふうに思います。

それで、いろんな形の表彰の仕方、町が敬意を表すればいいのだというふうに思いますよ。例えばそれが今、この議会で報告のあった自治功労賞とかいう形では駄目なのかなと。それでも、僕は十分な賞だと思うのです。それから、スポーツや文化の分野だったら、名誉町民ではなく、特別町民栄誉賞、あるいは町民栄誉賞という、そういうものもある。そういった形で町がたたえる。それでいいのではないかな。名誉町民という形で長く残るような、そんなことにしなくてもいいのではないかなと、思っているのです。この私の考えについてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やっぱり価値観が千差万別でありますので、私は谷口議員の考え方を否定するつもりもありませんし、私は私の考えありますし、町民は一人ひとり、そういう考えがあると思いますから、それをいかに集約して形にするかというのは、私の役割でもありますので、そこは今日是否定的なご意見を伺いましたので、そこは今後、町民の皆さんの意見を聞きながら、どういう形がいいのかは考えていかなければならない。それが地方自治である、自治の本旨であるというふうに思いますので、今日はいい機会をいただいたというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和哉） 一つの町民の声の中にあることです。これは、必ずしも適切な考え方かどうかは分かりません。今聞こえている声の中で一つで言うと、1947 年統一地方選挙が始まって、中島元町長が当選されて、7 期おやりになったと。名誉町民には表彰されているところであります。その次、大石元町長が 2 期おやりになって、やはり名誉町民になられております。その後、林元町長が町長になられて、そして名誉町民になられております。その後、岡田前町長が当選されて 4 期お務めになって、そして名誉町民になられて、残念なことにもう既に亡くなられてしまったことになるわけですが、町長を経験したならば、名誉町民になれるのかと、そんなようなことが町民の中から出ていて、今こういって言う、全部がそうなものですから、過去やめられた 4 人の方がそんなものですから、そのことは記憶にとどめて、そういう声があるのだということは記憶にとどめておいていただきたいなというふうに思います。これは、決して飯田町長あなた駄目ですよと言っていることではなくて、この名誉町民条例が、そういうふうなところから見られていて、そして一番はやっぱり人の評価というのを、そういうことである必要がないのではないかと、ところから出されている声だというふうにお聞きになってください。

町長は、町長のほうからこの名誉町民条例を廃止する発議を出すなんていうふうには、今は思えないなと思っていますけれども、多分そうなのだと、間違いなくそうなのだろうと思うのですけれども、いろんな形でこの条例に対するこれからの議論は進められるし、廃止するに当たっても、議員からの発議も可能なわけですから、その都度、その都度、機会あるたびに、議論していくことということとはしていきなというふうに思います。改めて最後、私の質問これでやめますけれども、町長の考えもお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状においては、私は自分からこの条例を廃止する気持ちはありませんし、やはり功績のあった方は、やっぱり心からその功績をたたえて、ずっと何年たっていようが、すばらしい人だったなというふうに振り返ることは必要であろうというふうに思っております。ただ、これはだんだん人情というものが随分変わってきています。これどちらかというと、人情の部分が結構多いのです。功績はもちろんそうなのですが、きちっとした年数を決めていないというのは、やっぱり人情の部分が、より多くの方がというか、全町民が尊敬をしていると、感謝をしているということでありますので、そういう気持ちがだんだん薄れてくる世の中が来たとするならば、それはそのときにまた考えるべきであって、町民の総意でこの条例、この条例に限らないですけれども、全てがそうですけれども、それは適宜というか、随時その判断をしていく必要はあろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：54 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

災害に強いまちづくり、自治体の防災・減災対策についてであります。

平成 30 年北海道胆振東部地震では多くの方が亡くなり、全道 295 万戸に及ぶ大規模停電は、町民の多くの方が備えの大切さを認識したところでもあります。最近でも、西日本豪雨、大阪府北部地震、今年 5 月の石川県能登地方地震など、いつ、どこで、どんな災害が起こるかわからない状況です。特に自力避難が困難な方への支援の取組が遅れていることが課題です。

今後切迫していると指摘されている道東沖の巨大地震や十勝平野断層帯による直下型地震をはじめとした、あらゆる災害で被害の軽減につなげ、被災者に寄り添った支援につながるよう、以下の点を伺います。

1、防災に関する本町の令和 4 年度から 5 年度における取組状況は。

2、東日本大震災の教訓を踏まえた、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。そして、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成が努力義務化されましたが、町の取組は。

（1）避難行動要支援者名簿登録者数は。

（2）個別避難計画の策定状況は。

（3）個別避難計画は、作成を行ったら終わりではなく、実効性のある取組を実施することが大切であり、避難訓練等で計画を確認することが必要と考えるが、町の見解は。

（4）医療機関、関係団体との連携の状況は。

3、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和 3 年 9 月に施行され、自治体の支援が責務となりました。災害時における町の取組は。また、大規模災害時の在宅人工呼吸器等装着者の電源の確保などをどうするか、町の考えは。

4、避難所の生活環境についてであります。憲法 25 条に基づいた避難所生活環境の確保が、行政責任として果たすことが必要と考えるが町の見解は。また、福祉避難所における生活環境の確保状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「災害に強いまちづくり、自治体の防災・減災対策」についてであります。

近年、地球温暖化に伴う異常気象などにより、全国で豪雨災害が頻発しており、この夏も秋田県内や鳥取県内において線状降水帯による猛烈な雨で河川が氾濫し、甚大な被害が発生しております。

また、全道で大規模な停電が発生した胆振東部地震から5年が経過しましたが、地震調査研究推進本部によりますと、十勝平野断層帯や千島海溝などを震源とする巨大地震の発生リスクが高まっているとしており、行政と住民の双方に防災・減災の備えが求められているところであります。

ご質問の1点目、「防災に関する本町の令和4年度から5年度における取組状況は」についてであります。

防災に関する本町の取組状況は、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の制約が残る中、防災出前講座を20回実施したほか、忠類小学校及び忠類中学校で一日防災学校を開催し、児童生徒への防災教育を行ったところであります。

令和5年度においても、防災出前講座を8月までに11回実施しているほか、防災のしおり及びハザードマップを3年ぶりに改定し、全戸配布したところであります。

また、今月には糠内小学校及び糠内中学校で、一日防災学校を行うとともに、全町一斉防災訓練と称して、各自で簡単に行うことができる「シェイクアウト訓練」を防災行政無線の合図で全町一斉に実施する予定であります。

このほか、本年度中に自主防災組織の設立を計画している1町内会に対し、自主防災組織の役割や結成手順に関する資料の提供や、規約の作成支援等を行うなど、組織率の向上に向け取り組んでいるところであります。

ご質問の2点目、「個別避難計画の作成が努力義務化されたが町の取組は」についてであります。

一つ目の「避難行動要支援者名簿登録者数は」についてであります。

避難行動要支援者名簿には、介護認定を受けている方や、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方、難病患者などが登録されており、本年7月末現在の町内の登録者数は2,271人で、このうち、平常時から町内会や民生委員などの避難支援等関係者に対する名簿の提供に同意している方は1,482人となっております。

二つ目の「個別避難計画の策定状況は」、三つ目の「避難訓練等で計画を確認することが必要と考えられるが、町の見解は」及び四つ目の「医療機関、関係団体との連携の状況は」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

個別避難計画とは、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、起こり得る災害を事前に想定し、それぞれの特長事情を踏まえた上で、避難の方法や避難先、避難支援等実施者など、その人に必要な支援をあらかじめ決めておくことで、周囲からのサポートを円滑に進めるための個別計画であり、令和3年の災害対策基本法の改正により、策定は市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定に当たっては、対象者の心身の状況や生活実態などを把握するため、地域防災の担い手だけでなく、介護支援専門員や相談支援専門員、医療機関と連携を図る必要がありますが、居住空間やプライバシーに踏み込む必要があることに加え、避難を手助けする側の担い手不足などの課題があり、計画の策定に時間を要している状況にあります。

このことから、令和4年度に二つの町内会をモデル地区に選定し、町内会長や介護支援専門員、相談支援専門員などと連携し、モデル的に計画の策定を進め、本年8月までに5人の方の計画策定が完了し、現在は4人の方の計画策定を進めているところであります。

今後においては、町内会長や介護支援専門員、相談支援専門員のほか、民生委員児童委員にも協力を要請し、支援を必要とする方やそのご家族の方に、個別避難計画の必要性を啓発するパンフレットを配布するなど、引き続き、関係機関と連携しながら個別避難計画の策定件数を増やしてまいりたいと考えております。

また、要支援者の身体的な状況の変化や生活環境の変化などに応じて、個別避難計画の見直しも必要となることから、介護支援専門員や相談支援専門員などに、計画の見直しの要否について、定期的

に聞き取り調査を行うとともに、個別避難計画のとおり円滑に避難できるか検証することも重要であることから、災害を想定した模擬訓練の実施や地域の防災訓練への参加について、積極的な呼びかけを行ってまいります。

ご質問の3点目、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、災害時における町の支援は、また、大規模災害時の在宅人工呼吸器等装着時の電源の確保について、町の考えは」についてであります。

日常生活および社会生活を送るために、人工呼吸器による呼吸管理やその他の医療行為を恒常的に必要とする子どもたちを「医療的ケア児」といい、令和3年6月に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、同年9月に施行されました。

これを受け、北海道においては、令和4年6月に、道内全ての市町村において、子どもとその家族が医療的ケアとともに安心して生活できるよう、さまざまな相談を受け付ける「北海道医療ケア児等支援センター」を開設したところであります。

本町においては法律制定に先駆け、令和2年度に幕別町自立支援協議会に、庁内関係課や医療機関および訪問看護ステーションを構成員とする「医療的ケア児支援部会」を設置し、町内の医療的ケア児について現状把握を行うとともに、医療、保育、教育、保健など適切な支援を行えるよう、個別にケース検討を行っているところであります。

また、法律の附則において、医療的ケア児及びその家族に対する災害時の支援に係り、政府は、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされておりますことから、本町においても、今後、国から示される必要な措置に沿った支援体制を整えてまいりたいと考えております。

このため、当面の災害時における医療的ケア児等に対する支援については、状況に応じて福祉避難所に避難していただくほか、人工呼吸器を必要とする医療的ケア児1人については、自身において予備電源のほか、ソーラーパネルおよび自動車のシガーソケットからも充電できる蓄電池により、約14時間分の電源を備えておりますことから、停電が長期化する場合において、非常用発電機を備えている避難所を案内するほか、防災協定を締結した企業から発電機の提供を受ける考えであります。

このほか医療的ケア児以外に、町内に在宅する酸素療法をされている方16人においても、大規模災害時の医療機器の電源の確保については、状況に応じて医療的ケア児と同様に、非常用発電機を備えている避難所への案内や、防災協定を締結している企業から調達する発電機により、対応する考えであります。

ご質問の4点目、「憲法25条に基づいた避難所生活環境の確保が行政責任として果たすことが必要と考えるが町の見解は、また、福祉避難所の生活環境の確保は」についてであります。

幕別町地域防災計画では、災害の区分に応じ避難所を指定しており、一次避難所として35か所、二次避難所として43か所、福祉避難所として13か所を定めています。

このうち、暖房設備や冷房設備が不足している避難所については、町が備蓄している灯油ストーブやジェットヒーター、冷風機を運搬設置するほか、感染症やプライバシー対策としてのパーテーションや段ボールベッドを複数のリース会社との協定に基づき調達するなどして、避難所の環境維持に努める考えであります。

また、避難所を利用される要支援者の方においても可能な限り不便が無いよう、令和2年8月に、一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等の供給等協力に関する協定」を結び、介護用品や車椅子、特殊ベッド、手すり等の福祉用具の供給を受けることを可能としており、障がい者や要介護者等への一定の対応ができるものと考えております。

なお、福祉避難所については、全てバリアフリースロープが設置されたバリアフリー化をしている施設となっており、高齢者や障がい者、乳幼児、そのほか特に配慮を要する方、いわゆる要

配慮者が、安心して避難生活を送る環境を確保しており、本町では幕別本町地区に4か所、幕別農村地区に1か所、札内地区に4か所、札内農村地区に3か所、忠類地区に1か所の計13か所の避難所を、状況に応じて開設する予定であります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは再質問をさせていただきます。

今日で、北海道胆振東部地震から丸5年を迎えました。本当に44名の方が亡くなって、たくさんの方が被災し、いまだに仮設住宅で暮らしている方がいる中で、本当に痛ましい状況が続いています。災害対策を行うということは、本当に重要なところでありますので、町の取組についてお聞きしたいと思います。

十勝でも、先ほどご答弁にもありましたが、千島沖の巨大地震や、幕別の下には断層帯があるという状況がありますので、いつ大きな地震が発生するか分からないという状況はあります。こうした下で、深刻な災害が増えて、住民と行政が力を合わせてということは分かりますが、しかし課題も多くて、困難を抱えているということは間違いないのです。ここでやはり住民の命を守るために、一つひとつの課題を解決していくことが、何よりも大切であり、そのことについてお聞きしたいと思います。特に要配慮者への手だてが進んでいないように感じたことから、今回質問させていただきました。

幕別町でも、ご答弁にもありましたが、防災無線やその基地局、防災マネージャーやハザードマップの更新と、この間、中止してきた防災訓練等、防災教育、防災学校が進められてきたということは、理解しました。今後、一人ひとりが災害を我がこととして捉えて、平時から災害避難行動を想定して準備をすることを促すことが、何よりも重要なのです。町として、今後の取組、計画について、具体的なものをお知らせいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

今後の防災に係る取組の予定についてであります。まず町長の答弁にもありましたが、今年度新に行うものとして、全町一斉防災訓練ということで、シェイクアウト訓練を9月に実施する予定であります。こちらは、日程としては9月24日日曜日になりますが、14時から15時の間の時間帯に地震が発生する想定で、防災行政無線を使いまして地震発生時の訓練放送を流して、それに合わせて住民の方に、地震発生直後の身を守る体勢、姿勢を低くして机の下に潜って、揺れが収まるまで頭を守って動かずに待っていただくということで、1分間程度でできる訓練になりますので、防災行政無線の合図に合わせて訓練をやっていただきたいということで、先日「広報まくべつ」の9月号にも記事を掲載して、参加を呼びかけているところであります。

そのほか、同じ9月24日になりますけれども、百年記念ホールでは、防災訓練のフェスティバルということで、昨年度に引き続きまして、幕別町も共催の形で参加するのですが、イベントがございます。メインのイベントとしては、避難訓練コンサートということで、コンサートを開いている会場で、途中で避難訓練を行うと、演奏の途中で突然地震が来たという想定で、参加されている聴衆の方に、避難訓練を行っていただくと。そのほか、防災に関する、我々防災環境課でもブースを設けますけれども、展示や暗闇体験コーナーですとか、いろいろとブースを設置する予定になっております。直近の予定としては、そういったところになります。

そのほか、9月に行うものとしては、一日防災学校、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今月、来週になりますけれども、糠内の小中学校の生徒を対象にしまして、今年も一日防災学校を実施する予定であります。

当面の計画としては、以上になります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） いろいろと取組が行われて、啓発活動が進められているということは、意識いた

しました。

その中で、要は要配慮者、いわゆるそういった視点、たくさん困難を抱えている人たちの視点について取組等が行われるのか、お聞きしたいのですが。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいま説明をした今後の計画、訓練等について、具体的に要配慮者の方に訓練に加わっていただくというような、具体的な計画は、今のところございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 要配慮者がいますという啓蒙活動でもいいのだと思います。要は参加していただくことが何よりも必要であり、そこで課題が見つかるということもあるので、一番最初にそういった方が参加されて、一緒に避難訓練やそういった行動を取るということは大切ですが、やはり避難が必要な人たちがいます、こういう人たちがいるということをお知らせして、協力を呼びかける、そういったことも必要なのではないかなと思うのですが、そういった配慮や観点というものはなかったのか、ちょっと聞いていいですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 要配慮者の方について、一般の方、広く住民の方に知っていただく機会を設けるという意味であれば、先ほどご紹介した9月24日の百年記念ホールのブースの中でも、今回は防災のしおりやハザードマップも改定しておりますので、その内容の紹介の中で、当然しおりの中にも要配慮者についても紹介しているページがございますので、こういった方、自力では避難が困難な方も町内にいらっしゃいますというようなご紹介ができるかと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはりぜひそういった方もいる、いろいろな人たちがいるということをお知らせするということはまず第一歩ですので、そこからまず進めていただいて、避難計画、行動計画というものをつくっていただければと思います。

先ほどの町長の答弁でありましたが、担い手がなかなかいないというような話がありました。やはりこういったところも理解していただく。こうした人たち、自分たちのこともそうですけれども、そういった地域の人たちを共に支え合うという意味でも、啓蒙活動を同時にいろいろな形で入れ込むことが、何よりも重要ですので、そういった視点を持って、ぜひ防災訓練を実施していただければと思います。

次です。防災対策の取組であります。

今回、ハザードマップが3年ぶりに更新されたということで、報告を受けました。この中で、いわゆる浸水域の変更とジェンダーの視点ということで、ジェンダー視点という意味では、積極的な取組が内容として入ったというところで、大変評価したいと思っています。

要は、ユニバーサルデザインを意識したハザードマップの考えについて、持っているかということをお聞きしたいのです。要は国土交通省が2年前、2021年の6月から7月にかけて、全自治体にアンケート調査を取っています。そのときに、障がいの特性に応じた水害のハザードマップを作成しているという自治体が、全体の2.6パーセントしかなかったということで、内閣府が危機感を覚えて、すぐに同年12月に主体的な避難計画、あらゆる主体が避難行動に必要なハザードマップの情報を活用できるように、ユニバーサルデザイン検討会議を設置して、昨年度末に手引書を作って改定を出しているのです。

昨年末なのですが、こうしたことが今回のハザードマップで反映することができたのか、もしくは通知等がなかったのか、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 防災のしおり、それからハザードマップについて、ユニバーサルデザイ

ンを意識して作成されたかどうかというご質問かと思えますけれども、しおりについてもハザードマップについても、見やすさに配慮して、文字の大きさとかレイアウトについては、できる限りの配慮をしたつもりであります。

あと色の組合せ等、見分けがつけづらい方もいらっしゃるというところも多分あるかと思えますけれども、その色合いの部分について、この色の組み合わせが全ての方に見やすいものになっているかどうかというところまでは、正直、全てに配慮できているかというところ、そこはもしからしたら、人によっては見分けづらい色合いになっている部分があるのかもしれないので、そこは今後、次回改定のときには、その部分にもさらに配慮して作成してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） こういった通知や、こういったことを取り組んでほしいということは、来ているわけなのです。それで必要かどうかということは、やはり町の判断にはなるので、その辺については、必ず入れようというふうなことには、私もならないのかなとは思います。そういった議論がされて、そういった視点が入り入れられたかということが、やはり内部で議論されたのかということが、すごく大切なのではないかと思いますものですから、今回、そういったことが視点としてあったのかどうかをお聞きしたところであります。

いわゆる今回のユニバーサルデザインがスタートした理由は、視覚障がい者、いわゆる障がいがある人たちでも見やすいものにしていこうというふうなものがあったのだそうです。通常、先ほど課長が言われたとおり、いろいろな方が見やすいようなという意味で、ハザードマップは全国的に作られてはいるのですが、障がいのある人たちでも、自分たちのことと思って、いろいろなことを思いながら、そういったものに触れてもらうということは、やはり大切なことです。そういったところから、いろいろな課題や自分たちの思いというものが出てくるということがありますから、やはりいろいろな人たちが手に取っていただけるようなハザードマップの作成やしおりの作成について、ぜひ考えていただきたいと思います。

困難に寄り添うという意味で、ユニバーサルデザインのまちづくりというものが進められてきました。それに併せて災害時の対応についても、そういったまちづくりとともに一緒に、そういったものを一緒に取り組んで、いろいろな人たちが避難行動を取ったり、避難所に行けたり、そういったことを想定したものを作っていこうということで、今回内閣府がそういったものを作っているのです、ぜひ検討していただければと思います。

個別避難計画に移らせていただきたいのですが、正直びっくりしたというか、悲しかったというところが正直なところですね。町長の答弁にありましたが、2,200人の方の登録者がいて、1,482人の方の同意が取られています。その中で、実際に個別計画の策定まで行ったのが5人で、現在4人が策定中。9人の方ができたとしても、1,400で割ったら0.06パーセントという数字なのです。帯広でも少ないというふうな話があって、18パーセントしかなくて少ないのではないかなというふうなことではあったのですが、幕別の状況を見ますと、やはりもっとその状況を考えていく必要があるのではないかなと思っています。

要支援者が、自ら避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な方たちという理解であるということは、認識は間違いないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 避難行動要支援者について、先ほど町長の答弁にもありましたが、最新の数字で登録者数2,271人、平時からの名簿の提供に同意されている方が1,482人というふうになっております。この方たちは、個別避難計画の話にも出てきましたけれども、それぞれ持っていらっしゃる心身の状況、独り暮らしかどうかから始まって、どういった場所に住んでいるか。いろいろな状況がさまざまございます。

個別避難計画の策定が必要な方について、我々もこれだけの数がございますので、そのうち例えば

要介護度で行けば要介護度 4 と 5 の方で、名簿の提供に同意されている方となると 101 名ということになります。そのうちに独り暮らしされている方が 44 名いらっしゃるというようなことも、名簿の抽出から分かっております。

身体障がいをお持ちの方につきましても、総合等級でいきますと、総合等級 1 と 2 に該当される方が、名簿提供に同意されている方になりますが、306 名いらっしゃって、そのうちに独り暮らしの方が 115 名いらっしゃるというようなことも分かっております。

ですので、ある程度優先度、自力での避難が特に難しいという方、それから独り暮らしで、外から応援に入らなければ避難が難しいという方、そういう方をある程度優先順位をつけながら、個別避難計画の策定をしていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） ちょっと補足になりますけれども、まず避難行動要支援者名簿に登録される方というのは、要介護認定、要支援 1 の方から要介護 5 の方まで全ての方と、あとは療育手帳を持っている方ですとか、難病指定、あとは身体障がいを持っている方が全て自動的に登録されるようになっております。

そのほかに手上げ方式、健康なのだけでも、何かあったときに心配だからと手を挙げている方も含め 2,271 名。その中で、ふだんから名簿を自主防災組織だとかに提供していいと同意されている方が 1,482 人です。ですので、この 1,482 人の中に、自ら自力で避難ができない方という方が、全員が全員そういう方ではない。逆にいうと、自力で避難できない方がどれだけいるのかというところが、正確にはまだ把握できていない状況でございますので、ただ想定で言うと要介護 5 や 4 を持っている方は、恐らく独居とか、あとは高齢者のみの世帯ですとかという方は、可能性としてはすごく高いのかなと思っておりますので、1,482 人が全て自力で避難できる方とは限らないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） いろいろな状況、いろいろな人たちがいるということは、理解いたしました。

でも、やはり独りで困難だからこそ登録をされているのです。こういう人たちが、制度は分かりましたが、災害に遭ったときには何らかの手だてが必要な人たちが 1,400 人いるということですね。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 先ほど、部長からも答弁しましたとおり、1,482 名の方の中にはさまざまな方がいらっしゃいまして、町のほうで設定している要介護認定を受けている方ですとか、その他身体障がい者手帳を持っておられる方等々、それから特にそういったものには該当しないけれども、何か大きな災害があったときに、避難の助けをしてほしいというような希望をされている方がさまざまございますので、それぞれの方に、どんな支援が必要なのかどうなのかというのは、さまざまだと思いますので、これから個別避難計画をつくっていく中で、それぞれの方の事情を確認しながら、どんな支援が必要なのかどうなのかというところを判断していく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 分かりました。全ての人たちが歩けないわけでもないですし、自分で行動もできる人たちも中にはいらっしゃいますということで理解しました。

それでも少ないです、0.06 パーセントですから。要は数字を上げればいいのか、そういった状況ではないのですが、いろいろな住民の方がいて、どういう状況に置かれているのかということ、やはり把握するということが大切だというふうに思うので、区別ができないとか、そういった状況があるのでしたら、まずそこは、どういう人たちがいるのかということは、課長の答弁もたくさんの方がいらっしゃるで大変だというようなお話もありましたが、でも逆に、そういう一定程度の状況が分かる

方たちもいらっしゃるわけですね。障がいがある方、福祉課につながっている、ほかの課でつながっているという方、どういう人たちがいるということは、分かっているということでもありますから、そういったところとも連携をして、全体の把握を早急に急ぐ必要がありますし、避難計画を可能な限り進めていくということも必要ではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいま荒議員からご指摘がありましたとおり、関係課、庁内にも関係課ございますし、帯広保健所をはじめ、役場の外にもいろいろな情報を持っておられる機関、ケアマネージャーの方を含め、いろいろな方がそれぞれの情報を持っておられるところです。直接ご本人に聞かなければ分からないこともあろうかと思しますので、まずは関係機関で連携しながら、それぞれの避難行動要支援者の方の状況の把握に努めて、ご本人がもし何か大きな災害が起きたときに、どのような対応を取っていったらいいかという部分を、個別避難計画策定の作業の中で、現在5件策定済み、4件策定中という状況ではありますが、この避難計画の策定を、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 個別避難計画は、行動計画になりますので、実際に災害があったときに、避難所までの運行をどうするのかということで、計画を策定するのです。実際にその避難と一緒にされる方、援助をされる方は、きっと町内会の人たちが、その地域に住んでいる介護支援の方々たち、誰が入ってくるのかは、そのときによって分からないのですが、やはり町内会の人たちの力も必要になってくるのだと思うのです。

そういった意味でも、町の状況が進まないというのは、単純にいろいろな人たちがいるから進まないというだけではなくて、そうした助けてもらうそういう地域のつながりや地域のそういった状況が、なかなかうまくいっていないという状況があるのではないかと思うのですが、まずその辺については、町はどのような認識をお持ちですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） まず、避難行動要支援者名簿につきましては、地元の町内会のほうにも名簿提供に同意していただいている方については提供をして、同じ町内にこういった方、避難のときに支援が必要と思われる方が、こんなふうにこれだけいらっしゃいますという情報はお渡ししているところです。

例えば、現在策定中の事例が4例ございますけれども、その中には、避難のときにすぐ近所の方が、大体一人で避難が困難な方の状況が分かっているので、助けに行けますよというようなこともおっしゃっていただいているような事例もございますので、地元の町内会それから隣近所の方、ふだんの避難行動要支援者の方と接する機会の多い方にも協力を求めながら、いざというときに、きちんと避難ができるような態勢を整えてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 全部が全部、1,400人全部という話はしませんけれども、やはり困難を抱えている人たちがいて、なかなかどうしたらいいのだろう、助けていただくことができないのかもしれないというような状況にある人たちがいるのは、町として認識していただいているところであるのだと思うのです。

ただ、そういうところでなかなか進んでいない。では、どのようにして進めていくのかというのは、やはり今後の課題だと思うのです。今の現状では、大変少ない数ではありますが、今後どうしていくのか。それこそ先ほど町長も言いましたが、いつ何が起こるか分からない状況で、やはり災害があったときには、こういう人たちが一番最初に犠牲になってしまうということは、やはり悲しいことでもありますので、町としてそういった寄り添った対応を、積極的に取り組んでいただきたいというふうに

思うのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状、このままうまくいけば9人しか個別計画ができないと、非常に寂しい限りでありますし、やはり一番は自分でどうしようもない、自力では助からない人たちを一番重点に、そこから介護度についてはだんだん低い人を、順番に計画を立てていくということが必要であります。

実は、もう少し詳しく説明すると、要介護で言うと要介護4、5で101人が名簿登録してもいいですというふうに同意を得ている方なのであります。その中でも特に独居が44人いますから、やはりこういう方が一番最優先になるのかなというふうに思いますし、また障がい者についても、級の総合等級2、総合等級1で言いますと306人いるのですが、独居も115人いますので、これを足しますと、やはり160人ぐらいを一番先に個別支援計画をつくっていかなくてはならないと、そういう思いであります。そうしたときに、やはり向こう3軒両隣の協力を得なければ、これはどうしようもなりませんので、そこをしっかりと説得、お願いをしながら、まずは160人程度を優先的に作成していきたいという考えであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町の考えについては、理解いたしました。いろいろな方たちがいますので、町がこういった形を最優先で取り組みたいということで、理解いたします。

本当になかなか町内会から抜け出してきてしまったとか、今こそ町内会のような地域のつながりを生かした防災の関係とか、そういったみんなでどうしていこうかという地域づくりが大切な中で、そういったものがなかなか進んでいないというのは、やはり悲しい問題でもあります。

これはきっと、町がトップダウンで行っていくのか、その辺については分からないのですが、やはりボトムアップの視点で町内会の人たち、そこにいる町内会長や防災担当の人たち、地域の人たち、いわゆる地域で頑張っている人たちも、そういった人たちも踏まえて考えていく必要もあるのかなというふうに思っています。

すごく長くなってしまうのですが、努力義務が始まったときに、国がモデル事業を進めたのがこれですか。令和3年度に個別避難計画の作成モデル事業が予算化されて、今年3年目を迎えて、全国でどういうふうにしたら、個別避難計画が進められるのかということで、全国でいろいろなモデル事業をやって取り組んでいるのです。令和3年度については、もう既にその結果報告が上がっていますので、こういったふうにうちの町はやっていますというような、いろいろな情報やノウハウがあって、もしかしたら幕別で、これいいかもしれないと、こういうのが取り上げられるかもしれないと、都市部については、またいろいろとあるのかもしれないのですが、もう3年やっているのです。そういったものを参考にしながら、こういった取組ができるかということをぜひ検討していただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 荒議員からご指摘のありましたとおり、令和3年度に市町村の策定努力義務になってから、全国の市町村でこの個別避難計画の策定、取り組んでいるところですので、事例集も出ているというご指摘もありましたけれども、さまざまな事例、参考になるところはもちろん取り入れてまいりたいと思いますし、十勝管内でも帯広市をはじめ、さまざまな町で取り組んでいるところですので、周辺の町の防災担当のほうにも、いろいろと聞きながら参考になる情報を活用しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 個別避難計画もそうなのですが、やっぱり実効性がある計画が一番求められていますので、無理に町の計画がたくさん積み上がればいいというわけではないものですから、やはり実効性があるもの、場所によっては、千葉県の自治体からは、計画で1人の支援者が複数の要支援者を担当するというような状況で、これは現実的なのかというようなことが出ていました。専門家

の愛媛大学の防災情報センターの研究では、机上の計画にならないように、確実に避難が取れる実効性のある計画を策定することが、何よりも重要というようなこともありますので、計画をつくって、それを実際に取り組んでもらって、必要な支援とか必要なもの、車椅子が必要だったか、こういうものが必要だったというのが、結構多分やって初めて出てくるものですから、そういったところの支援についても、町は考えていただきたいのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 個別避難計画の策定の中で、机上の空論にならないようにというようなご指摘かと思います。

例えば、現在策定中の四つの事例の中には、ふだんは寝たきりだと。車椅子に座ることはできるけれども、ご自宅にはふだん車椅子がないというような方もいらっしゃいます。ですので、避難のためには、まず車椅子を持ち込んで避難しなければならないというような状況も、聞き取りの中で分かっているようなこともございます。

ですので、支援にどれだけの、どのようなものが必要か、何人が支援に行けば避難ができるのかというところも、一つひとつ確認を取りながら、本当に避難ができるような個別避難計画にしなければ意味がないと思いますので、そのあたりについても、きちんと留意しながら策定を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） そういった指摘がありますので、その辺については、ぜひ十分に考慮して取り組んでいただきたいというふうに思います。

ケア児について、お聞きしたいと思います。

医療的ケアが必要な方々の取組についてお伺いいたしました。まだ国から示される必要な措置がまだ来ていないということで、状況によってそういった措置を取っていききたいということで、理解いたしました。

特に、今回長期にブラックアウトになったときも、困難をすごく聞いてきました。16人あるという話がありますけれども、やはり電源が使えなくなって、バッテリーの状況で命に関わる状況なものですから、すぐに病院に連絡をして、その方は何とか受け入れていただいたという話はしていました。でも、やはりすごく不安になる、今後どうしたらいいか。バッテリーを買ったら大変な金額になる、買って10万円、レンタルでも5万円という話もしていました。

こういった中で、町として発電機の供与も考えたいというようなことでありましたので、ぜひ長期化、どのタイミングでそういった方に声をかけるのかということも踏まえて、具体的な取組を、ぜひ考えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 医療的ケア児のお子さんに対して、特に災害で長時間の停電になったときの対応ということで、ご質問をいただきましたけれども、町内にいらっしゃる医療的ケア児のうち、人工呼吸器を使用されている方は1名いらっしゃるということは把握をしております、そのお子さんも、現在策定中の個別避難計画、四つの事例の中の一つということになっています。

人工呼吸器の電源、命に関わる医療器具ですので、バッテリーの使用可能時間というところも、個別避難計画策定の作業の中で、いろいろと聞き取りをしております、先ほど町長からの答弁にもありましたけれども、内蔵バッテリー、外部バッテリー、それから持ち運び可能なバッテリー合わせると14時間程度の駆動が、使用が可能だということまで確認ができております。その先、それ以上の時間になったとき、停電が続いてしまったときに、どういった対応を取るかということも、きちんと個別避難計画の中に書き込みながら、実際にそういったことが起きてしまったときに、スムーズに対応ができるように、策定を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。医療的ケア児についての対応はしっかりと取られているということで、理解いたしました。

もう一つあるのですが、呼吸器等装着者の方たち、もちろん16人の方は把握しているというお話でもありました。こちらの方も同様に、電源等が壊れたらやはり呼吸ができないといった状況でありますので、同様に計画策定して、町としてしっかり把握していただいて対応を取っていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 在宅酸素の方たちに対する対応ということで、こちらにつきましては、帯広保健所のほうで持っている情報を提供していただきまして、それと避難行動要支援者名簿の情報を突き合わせて、状況を把握しているところです。幕別町内に16名の方がいらっしゃるということで、その方についても、これから個別避難計画を考えていくという段階になりますけれども、先ほど申し上げました医療的ケア児の方同様、それぞれの方の置かれている状況、個別にきちんと把握した上で、その方に合った個別避難計画を策定できるように、作業を進めていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。対応していただけるということで、すごく安心したところであります。

次に移ります。避難所運営についてお聞きいたします。

毎年のように私は聞いているのですが、避難所の整備用品についてなのです。防災備蓄倉庫なのですが、これまで何度も何度もお聞きしていたのですが、札内北エリアで造るというお話があったのですが、なかなかそういったものが具体的に出てこないものですから、この辺について、どのようにお考えになっているのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 札内北地区の防災備蓄に関してのご質問だということで、お答えをしたいと思いますけれども、現在、札内地区については、札内コミュニティプラザの敷地内に備蓄倉庫、それから札内南コミュニティセンターのところにも独立した防災備蓄倉庫を設けて、札内地区で使用する防災備蓄品の備蓄をしているところです。

札内北地区につきましても、札内北にも避難所がございますので、近くに防災備蓄できるスペースを確保すべく検討はしているところですが、現時点で、ここにこういった規模の施設を造るといような具体的なものは、まだ決まっていないところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほどもお話ししたのですが、国の緊急防災減災事業が5か年計画でやっているのですが、この事業で、地方債発行で充当率100パーセントで交付税措置70パーセント、かなりの町の負担も3割あるのですが、かなり充当率が高いものですから、ぜひこの機会に、こういった必要なものを計画して、設備を整えていくということも必要かと思っています。場所の関係で今すぐというようなことは難しいというご答弁はいただきましたが、あとにもありますので、その辺について、具体的に考えて取り組んで、なるべく早期に北地区の防災備蓄倉庫を整備していただきたいと思います。

福祉避難所について、お聞きしたいと思います。福祉避難所が令和3年5月に、福祉避難所のガイドラインの改定がありました。ご存じだとは思いますが、ここで福祉避難所はあらかじめ決められた人しか入れないということになって、いわゆる常時福祉避難所を開設しますということではなくて、決まった方しか受け入れませんということになってきていますので、その辺について、町の取組はど

のように変わってきたのかについてお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 福祉避難所の利用者、対象者についてのご質問ということで、答弁をさせていただきます。

幕別町内、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町内 13 か所に福祉避難所を設けております。ただ、こちらの福祉避難所について、利用できる方、できない方をあらかじめ幕別町として決めているものではありませんで、避難された方の中から、福祉避難所で過ごしていただいたほうがよいという方につきまして、こちらの福祉避難所をご利用くださいということで、ご案内をして避難をしていただくというような対応を想定しているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 避難所なのですけれども、まず災害が発生したときに、まずは一次避難所を開設いたしますので、そこに避難された方の中で、例えば妊婦さんですとか、そういった要配慮が必要な方は移っていただくと。全ての避難所を一遍に開けることができないので、そういった対応を取っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 今回、結構厳しくガイドラインが制定されてきていたものですから、町がどのように取り組んだのかと思って、確認させていただきました。町としては、柔軟に状況に合わせて対応していくということで、安心していただいております。

もう一つ困難なのが、移動困難な人たちが避難所に来て、次に福祉避難所に行くときの移動がさらに困難で、ガイドラインにも載っていたのですけれども、直接避難所に行きたいという声があったと。でも、なかなか制度的にはそういったものはできません、難しいというようなことで載っていたのです。部長の答弁で、なかなか両方併設するのは難しいということであったのですが、可能であれば、状況に応じて一次避難所に移って福祉避難所に行ったときに、何らかの手配ができたり、その方に負担がかからないような手だて、もしくは場所によって併設しているという福祉避難所もあったものですから、そういったことも、町は既に決まっているものですから、なかなかそういうふうにはならないと思うのですが、そういった移動の手だて等を、ぜひ今後、考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 一次避難所から福祉避難所に移る方の移動についてのご質問ということでしたけれども、福祉避難所 13 か所ございますけれども、ほかの避難所と併設されている避難所もございます。同じ例えば幕別北コミュニティセンターですとか、札内コミュニティプラザといった施設については、一次避難所と福祉避難所を併設していると、部屋が幾つかございますので、一部の部屋を福祉避難所として利用するというような使い方を想定しております。

そういった避難所につきましては、実際に移動していただくといっても、同じ建物の中の別の部屋に移っていただくというような対応になると思います。ですので、一次避難所から遠く離れた場所に福祉避難所に移動してくれといっても、なかなかその移動自体が困難だということは起こり得ると思いますので、なるべくそういった移動距離が生じないような福祉避難所を案内しながら、対応していくということになると考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） そのしおり等を見ても、福祉避難所がどこにあるかというのは、実際分からないのです。載せるか載せないかというのは、いろいろあるものですから、急に福祉避難所に来たら大変なのではないかというのも、多少は理解するところではあるのですけれども、やはりそういった方々に対応で

きる施設もしっかり完備していますよということは、伝えていただきたいなと思っています。

札幌市では、別で福祉避難所のパンフレットを持っているのです。しおりとはまた別に、こういった方たちは、こういった施設に入ることができますから、声をかけてください。こういった状況を、こういったものをそろえていますとか、こういった人たちが入れますということを、すごく細かくやっていたものですから、ぜひそういう人たちが安心できるものにもつながるものですから、町として、ぜひそういったパンフレットづくりといたらあれですけども、考えていただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 福祉避難所、防災のしおり等に載っていない理由としては、災害が発生して、いきなりそっちに行かれても開いていないということが起こり得るので、まずは一次避難所をご案内しております。

荒議員がおっしゃるとおり、明らかにもう福祉避難所に逃げなくてはいけないような、要配慮者の方の中にはいらっしゃいますので、これからつくる個別避難計画書の中で、直接そちらのほうに向かえるような、そういった計画も考えていかななくてはいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ柔軟な対応を求めて、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

1点目、ジェンダー平等のまちづくりの促進を。

誰もが尊厳を持ち、安心して生きることができる社会を目指し、ジェンダー平等を求める運動が国内外で大きなうねりとなり広がっています。

しかし、日本のジェンダーギャップ指数は、2023年の世界経済フォーラム発表で、146か国中125位と低く、前年より9ランクダウンし、遅れた国になっています。幕別町でも男女共同参画やパートナーシップ制度の重要性などが度々示されてきましたが、具体化がまだ見えてきていません。取組を促進するよう次の点を伺います。

（1）男女共同参画について

①男女共同参画について、条例化はせず第6期総合計画に基づき取り組むと示されてきました。これまでの具体的取組と実績はどうか。

②男女共同参画の目標を明確にし、実現に向けるためには条例を持つべきであると考えるがどうか。

（2）パートナーシップ制度の実施時期と、どのような内容で検討されているか。

（3）女性の貧困について。

①シングルマザーのみならず、特に単身女性の貧困が深刻化しています。町の窓口には相談は寄せられているかどうか。

②住まいの確保のために町営住宅の入居基準を60歳未満の単身者にも広げるなど支援策の実施をする考えは。

（4）相談体制について。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年に施行されます。市町村には必要な施策を講ずる責務が求められています。相談窓口を設けるなど町の対応は。

2点目、行政改革は、住民主体のまちづくりで。

幕別町では現在、第4次行政改革大綱に基づき、効果的な行政システムの確立を目指し、最小の経費で最大の効果を目的に計画を推進しています。具体的には、これまでの保育所の民営化、公共施設の管理運営の民間委託、受益者負担の見直等を行い、効率化や市場の論理が取り入れられてきました。

その結果、非正規職員が増え、正職員の業務負担も増えているのではないのでしょうか。以下、次の点をお伺いいたします。

(1) 現在、職員構成で会計年度任用職員が5割を超えています。その仕事は必ずしも補助的業務ではなく、むしろ非正規職員がいなければ仕事が回らない状態にあると思います。このような現状では、住民の声に耳を傾けるというのは難しくなってくると思います。また、業務の専門性も継承されにくく、結果として住民サービスの低下につながりかねません。正職員の割合を増やす考えはどうか。

(2) 住民がまちづくりの提案をする各種諮問委員会は、多様な人が関われるようにする必要があります。男女、年齢の比率と、委員会に重複して委嘱されている状況は。

(3) 直近3年間のパブリックコメントに対する意見数は。

(4) 行政主導のまちづくりから、住民と職員が一体でまちづくりを担う地域主権の普及が開始されています。まちづくりの真ん中に町民を位置付け、行政がバックアップする地域づくりこそ、行政改革につながると考えるがどうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「ジェンダー平等のまちづくりの促進を」についてであります。

人間は、生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼んでおります。

ジェンダー平等の実現は、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の中でも、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして掲げられ、全ての人が性を理由に差別されず、あらゆる種類の差別や暴力、搾取を世界の全ての場所でなくすことを目指し、それぞれの国が主体的に取り組むべき世界的な共通課題であります。

「男性だから」「女性だから」と生き方を押しつけられることなく、誰もが正しい理解と認識を持って、ジェンダー平等を社会全体で共有していくことができるよう推進していくことが大切であると考えております。

ご質問の1点目、「男女共同参画について」であります。

一つ目の「男女共同参画について、条例化はせず第6期総合計画に基づき取り組むと示されてきました、これまでの具体的取組と実績はどうか」と、二つ目の「男女共同参画の目標を明確にし、実現に向けるためには条例を持つべきであるがどうか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題の一つとしており、12年にはこの法律に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・計画的に施策を整備、推進することとし、5年ごとの見直しを経て、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたところであります。

市町村の計画の策定は、男女共同参画社会基本法において努力義務となっておりますが、本町においては、国の男女共同参画基本計画および北海道の男女共同参画計画を勘案して、令和6年度中の策定に向け準備を進めております。

基本計画の構成としては、基本目標の1として、住民意識を醸成させる「男女共同参画及び多様性

を尊重する社会の実現に向けた住民意識の醸成」、基本目標の2として、子育て支援や雇用の継続、職場における男女平等の促進など「男女が共に活躍できる環境づくり」、基本目標の3として、貧困やDVなどの問題を抱える人への支援など「安心して暮らせる社会の実現」の三つの柱を基本目標に掲げ、それら基本目標に付随する具体的施策を計画に盛り込む予定であります。

また、これら具体的な施策の一部については、既に第6期幕別町総合計画に基づき取り組んでおり、具体的には、働きながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続に対する「両立支援等助成金」について町ホームページで周知するとともに、「育児・介護休業法の改正」のパンフレットを雇用実態調査の実施に合わせて事業者へ送付したほか、6月の男女共同参画週間に合わせパネル展の開催や図書館に特設コーナーを設け、関係図書を紹介するなどの取組を行ったところであります。

その他、「女性のための人権なんでも相談所」や「女性の人権ホットライン」「とかち生活あんしんセンター相談会」など、女性をめぐるさまざまな人権問題や「生活」「仕事」についての困り事などの相談窓口を町広報紙において周知したほか、帯広人権擁護委員協議会に寄せられるDVや虐待、性暴力といった相談には、必要に応じて町の相談窓口に取り次ぐこととしております。

本年度中には、男女共同参画基本計画策定に向けた庁内部会を設置し、素案づくりを進め、令和6年度の早い時期に有識者や公募委員で組織する審議会を設置し、計画案について審議いただくほか、議会への説明やパブリックコメントの実施を進めていく考えであり、既に実施している施策を含め、三つの基本目標に基づく具体的施策や事業を体系化して整理する実施計画的な性格を包含した計画にしようと考えておりますことから、条例を定める考えはありません。

ご質問の2点目、「パートナーシップ制度の実施時期と、どのような内容で検討されているか」についてであります。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められない日本において、自治体が独自にLGBT等のカップルに対して、「婚姻に相当する関係」とする証明書の発行や届出を受理することにより、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度で、平成27年11月に渋谷区と世田谷区が先駆けて制度を導入し、本年5月31日現在、12都府県を含む328自治体が制度を導入しております。

北海道内では、これまで8自治体が制度を導入しており、十勝管内では帯広市が令和4年12月1日から運用を開始しております。

制度を利用して受けられるサービスの例としましては、自治体では公営住宅への入居、民間では携帯電話の家族割適用や生命保険の受取人指定といったものが挙げられますが、一方では、法で認められた婚姻制度と異なり、健康保険の被扶養者やパートナーが亡くなった際の相続人になることはできません。

LGBT等の方々は社会生活のさまざまな面で生きづらさを抱えているとされており、性的指向や性自認に伴う差別や偏見を解消し、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図るために、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えつつあります。

これまで制度やサービスについて、具体的に相談を受けた例はありませんが、本町においてもパートナーシップ制度の創設を望んでおられる方が潜在的に存在しているものと推測されますことから、本年1月に、道内でLGBT当事者への差別や偏見、社会的な孤立をなくす活動を行っている団体「にじいろほっかいどう」の理事長を講師に招き、性の多様性について職員研修を実施したところであります。

その他、男女共同参画推進機関である国立女性教育会館による研修や帯広市の男女共同参画講座に参加して情報収集を図るなど、パートナーシップ制度の導入に向けて準備を進めているところであります。

本町におけるパートナーシップ制度については、自治体間での運用の違いから利用者に不便が生じないように、先行して運用する札幌市や帯広市などの制度に歩調を合わせる形での制度導入を検討しており、具体的な実施時期については、令和6年度中での運用開始を予定しております。

ご質問の3点目、「女性の貧困について」であります。

一つ目の「シングルマザーのみならず、特に単身女性の貧困が深刻化しています、町の窓口相談は寄せられているか」についてであります。

福祉課に設置した「よろず相談窓口」に寄せられた令和4年度の貧困に関するシングルマザーからの相談は、延べ15件、10人、単身女性からの相談は、延べ50件、26人となっており、その例としては、シングルマザーで本人の障がいや子どもの体調不良などで仕事が長く続けられず生活が安定しない、単身女性で精神疾患などの体調不良により離職したため生活ができないという相談などであります。

二つ目の「住まい確保のために町営住宅の入居基準を60歳未満の単身者にも広げる等支援策の実施する考えは」についてであります。

低廉な家賃で住戸を供給することを目的としている公営住宅は、入居者の収入基準のほか同居親族がいることを入居者資格とし、町営住宅でも収入要件はありませんが公営住宅と同様に同居親族要件を入居者資格としております。

ただし、特に居住の安定を図る必要がある60歳以上の方、障がいのある方、生活保護を受給されている方、DV被害者の方などにつきましては、同居親族要件を具備せずに単身入居できるものとしております。

このほか、忠類地域は民間賃貸住宅が少なかったことから、忠類地域の公営住宅は、合併前から60歳未満の単身者についても入居を可能としており、合併後も引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定する過疎地域に指定されている忠類地域内の公営住宅については、同居親族がいない場合でも同居親族要件を具備するものとみなし、単身入居を認めているところであります。

ご質問の60歳未満の単身者を入居可能とすることについては、要件緩和により空き住戸が減り、高齢化が進む団地内での年齢層が広がることで、コミュニティの活性化につながることを期待されますが、一方で、高齢者世帯や低所得者の家族世帯が入居しづらくなるなどの問題が発生することも懸念されるところであります。

近年は人口減少及び高齢化社会が進行する中、単身者世帯が増加する傾向にあるなど、人口構造や世帯構成が変化してきているため、多様化した住民ニーズに対応した適正な住宅供給ができるよう、他自治体の事例や公営住宅委員会の意見を踏まえ、入居資格の要件緩和について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「相談体制について」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が2024年に施行され、市町村には必要な施策を講じる責務を求められていますが、相談窓口を設けるなど町の対応は」についてであります。

現在、町の相談窓口として、相談したいときに気軽に相談できる「よろず相談窓口」を設置し、関係する担当部署との連携の下、昨年度は133人の女性から266件の相談に円滑に対応しておりますことから、現時点では女性専用の相談窓口の設置は考えておりません。

また、本年度から重層的支援事業に着手し、さまざまな相談を包括的に受け止め、複雑化・複合化している事例については、福祉課に配置したコミュニティソーシャルワーカーが調整役を担い、課題の解決に向けて、関係部署や社会福祉協議会、とかち生活あんしんセンターなどの関係機関が連携した支援を行っており、困難な問題を抱える女性に対しても、同様に連携した支援に努めているところであります。

今後におきましては、引き続き、よろず相談窓口において安心して相談いただけるよう十分プライバシーに配慮し、不安を抱える女性に寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じたサポートに努めるとともに、必要に応じて、北海道立女性相談援助センターや民間団体などと連携を取りながら、町として必要な支援に取り組んでまいります。

次に、「行政改革は、住民主体のまちづくりで」についてであります。

行政運営を取り巻く環境は、厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加え、少子高齢化等を背景に、社会保障、子育て支援等対応すべき行政課題が多様化するなど年々変化をしております。

こうした環境の中、本町では、昭和 62 年に「第 1 次行政改革大綱」を初めて策定し、平成 8 年に「第 2 次行政改革大綱」を、忠類村と合併後の 18 年に「第 3 次行政改革大綱」を、28 年に「第 4 次行政改革大綱」を策定し、組織・運営全般にわたり時代の要請に合わせた改革に着手し、健全な行財政の運営に取り組んできたところであります。

「第 4 次行政改革大綱」は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 か年を推進期間とし、「行政改革の最終目標は行政サービスの向上にある」との基本的な認識の下、「町民との協働に基づく行政経営の推進」や「迅速で機動性の高い行政組織の確立」などを推進事項として掲げており、その取り組むべき推進項目を定めた「行政改革大綱（第 4 次）推進計画」は、5 か年を一期間として前期、後期に分け、現在、令和 3 年度から 7 年度までを後期計画として位置付けております。

後期計画においては、「町民との協働に基づく行政経営の推進」についての推進項目として、「附属機関等の効率的運営と活性化の推進」などを掲げているほか、「迅速で機動性の高い行政組織の確立」についての推進項目として、「適正な職員配置に基づく定員の管理」や「会計年度任用職員等の適正配置」などを掲げており、それぞれの推進項目の実現に向けて取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「正職員の割合を増やす考えは」についてであります。

本町では、平成 16 年からの合併協議で、適正な定員規模として将来目標の職員数を設定し、目標人数に達するまで退職者数に対する新規採用者の補充率を約 4 割と定め、職員の補充を実施していましたが、多様化する住民サービスへの対応や地方分権の進展による権限委譲業務の増加などを勘案し、25 年 4 月からは退職者数に見合う新採用職員の補充を基本としながら業務量の増加などに応じて適正な職員配置に努めてきたところであります。

この結果、平成 24 年 4 月に 235 人であった職員数は、30 年 4 月には 245 人、令和 5 年 4 月には 257 人と年々増員しており、そのうち専門職についても、平成 24 年 4 月に 35 人であった保育士は、令和 5 年 4 月には 38 人に、平成 24 年 4 月に 13 人であった保健師は、令和 5 年 4 月には 15 人に、いずれも増員している状況であります。

増員の主な要因といたしましては、行政ニーズの多様化、高度化に伴う業務量の増加や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための組織機構の見直しのほか、ここ数年では、早期退職者や精神疾患などによる休職者等が一定数いることから、これらに対応すべく町独自の職員採用試験の実施や会計年度任用職員の任用などにより職員体制の確保を図ってきたところであります。

今後におきましても、これらを踏まえ、将来にわたり安定的な行政組織を運営するため、退職者の動向や定年延長による職員の年齢構成等を考慮しながら、長期的視点に立った計画的な職員採用を実施していくとともに、社会情勢の変化に対応した業務量の増加にも配慮しながら適正な職員数の確保に努めてまいります。

ご質問の 2 点目、「各種諮問委員会の男女、年齢の比率と重複して委嘱されている状況は」についてであります。

町の附属機関において、令和 5 年 3 月末日現在で委員を委嘱しているのは、幕別町行政改革推進委員会や防災会議など計 38 の附属機関があり、委員総数は 524 人、男女の比率では、男性は 369 人で 70.4 パーセント、女性は 155 人で 29.6 パーセントであります。

また、年齢の比率では、39 歳以下は 31 人で 5.9 パーセント、40 歳以上 59 歳以下は 238 人で 45.4 パーセント、60 歳以上は 255 人で 48.7 パーセントであり、これらの中で重複して委嘱されている委員は、延べ 524 人中、延べ 243 人、実人数で申し上げますと、377 人中 96 人で 25.5 パーセントとなっております。

ご質問の 3 点目、「直近 3 年間のパブリックコメントに対する意見数は」についてであります。

本年度を含む直近 3 年の実績になりますが、令和 3 年度は 7 件の実施に対し意見等の提出があった

のは「明野ヶ丘公園再整備基本計画（案）」で4件、4年度は5件の実施に対し「第6期幕別町総合計画後期見直し（素案）」で2件、「幕別町アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画（案）」で3件、そして本年度は、現在までに実施した2件に対し意見等はゼロ件となっております。

ご質問の4点目、「まちづくりの真ん中に町民を位置付け、行政がバックアップする地域づくりこそ、行政改革につながると考えるがどうか」についてであります。

地方分権の推進により、地方公共団体は自らの責任と判断で地域や住民のニーズに主体的に対応していく必要があります、また、住民自治の充実を図るためには、町のさまざまな施策や計画などの策定過程において、情報公開による透明性の確保や住民への説明責任、住民の意向の反映など、住民自らがまちづくりに参画する機会を提供することが求められます。

このことから、町では、平成12年9月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念に、まちづくりにおける町民参加を推進しております。

町民がまちづくりに参画する機会の一つとして、町は附属機関の委員を任命する場合には定数のおおむね3割を目標に公募により選考するよう努めなければならないとしており、公募により委員を選考する附属機関及びその公募枠については、幕別町まちづくり町民参加条例施行規則などにおいて定めており、令和5年3月末日現在で公募の委員を委嘱しているのは、幕別町行政改革推進委員会や防災会議など計18の附属機関があります。

この委員総数は241人で、このうち公募委員は75人、率にして31.1パーセントであり、男女の比率では、男性は48.0パーセント、女性は52.0パーセント、地区別では、本町地区が36.0パーセント、札内地区が48.0パーセント、忠類地区が14.7パーセント、町外が1.3パーセント、年齢比率では、39歳以下が6.7パーセント、40歳以上59歳以下が32.0パーセント、60歳以上が61.3パーセントであり、幅広い町民の方々に参画をいただいていると捉えております。

また、平成16年から地域住民と行政が一体となり、お互いに尊重し協力し合い、快適で豊かなまちづくりを行うため、協働のまちづくり支援事業を実施しており、環境美化や防災活動など、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりを行う各種事業に対し交付金として支援するほか、「明るく、豊かな、住みよい」地域を築く住民運動を推進する手づくりのまち推進委員会に対して補助金を交付しております。

このように、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加していただくことは、地方分権時代に求められている「まちづくりのかたち」でもありますことから、まさに行政改革につながると認識しているところであり、今後も積極的に推進してまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 再質問いたします。

ジェンダーのギャップ指数が、残念ながら下がってしまいました。指標の分野別で見ますと、教育分野が1.0、健康が0.93と高いのですが、経済部門と政治部門が極端に低く、経済は0.56で123位、政治は0.06で128位という状況になっています。こういったジェンダー平等、解消をということが、SDGsも含めて、世界的な世論形成づくりが進んでいる中で日本が下がっていくということは、大変ゆゆしきことだというふうに思います。ここで基本とするところは、やはり国の姿勢や取組が一番問われるのですけれども、それぞれの地方行政が預かっているそれぞれの分野でも引き上げていく努力があって、それが積み上がって全体の数字にも生かされるという、そういう見方もあると思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員がおっしゃったように、もうG7の中で見ても断トツのげれっばというか、最下位でありますので、非常に私もゆゆしき事態であるというか、もう何か恥ずかしい、そんな感じ

を致しているわけでありまして、そんな中で、まさに地方から男女平等というものを推進していかなければならないわけでありまして、特に幕別町議会においては、非常に女性の比率が高いわけでありまして、各種委員会、附属機関についても、私はほぼバランスを取りながら任命させていただいているわけでありまして、できる範囲の中で男女共同参画、ジェンダー平等といったものを推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） このジェンダー平等については、議会の中で度々一般質問もありまして、町長の姿勢も、解消していく姿勢に立って行政運営をするということは示されてきました。その下で、今のお考えだと思うのですが、具体的に、では何をどうやっていくかということの中で幾つか挙げさせていただいた一つが、男女共同参画基本計画をいつまでにつくって、どういう役割を果たさせていくのかということがなかなか見えてこなかったものですからお尋ねいたしました。

今回3点に絞って重点項目を置き、令和6年中に完成させるということでありまして。今もう既に令和5年の9月でありますから、これから1年半の中で積み上げるというのは、かなり急がれる仕事ではないかと思っております。これまで他町村の取組の事例を見ますと、何年もかかって積み上げてつくっているところもございまして、帯広市であるとか、音更町が早かったわけですが、もう既にそういう積み上げをやって、具体的な事業に取り組まれているということでありまして。したがって、この1年半の中での取組になろうかと思っておりますが、ここに示していただいた部内の設置、素案づくりというのは、これからなのですね、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるように、時間的な余裕というものありませんけれども、ただ、つくろうとしている計画は、もう自主計画的なものを個々の事業もぶら下げたような形で、すぐスタートできるような、そういったものをつくりたいというふうに思っておりますので、ほぼやることというのは、どこの基本計画見ても同じでありますし、さま変わりするものではないです、やることはもうほとんど決まっているというふうに思っておりますので、そういう中で、一番は意識の醸成を高めていくと、町民意識の醸成を高めること、それと女性が結婚して出産しても働き続けられるような環境づくりに要は用いていくと、これは民間事業者の協力が要るのですが、この2点はしっかりやっていく必要があるだろうと。ここをやっていけば、随分それが推進力になっていくのだろうなというふうに思っておりますので、ここは1年半程度しかありませんけれども、全力を傾注してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 言われるように、行政だけではなくて、町全体の水準を上げるということでありまして、当然民間の事業所の協力が大きいと。そういった点では、やっぱり徹底させていく、周知も含めて時間を要することだというふうに思っておりますので、1年半、出来上りを先延ばしということは望みません。しかし、この間に内容を濃いものに仕上げていただきたい。その上で、これまでも条例化したらどうなのだという問いかけに、町長は一貫して、そういうものをつくっても中身が大事なのだから、まずは中身なのだと言ってこられました。

私は、やはり改めてここで条例を定める考えはないのかというふうにお尋ねしたのは、全国的に共同参画条例がつけられているのはそうそう多くはないのですけれども、しかし国が定めてからもう既に、2011年ですから、1999年ですか、24年もたっている。そこで初めて、やってきたのだからいいのだというようなことで手がけられましたけれども、決してうちの町が、いろんな点で努力はされてきたけれども、では女性の困難やそういったジェンダーギャップが埋められてきているかというのと、そういった自信を持ってそうですというようなものはありません。全国平均で、賃金の格差、さまざまな分野の参画、それからこの庁舎の中の女性の管理職の起用というような点でも、決して高いとは言えないと思います。

したがって、私は、やはり根底となる、筋となるもの、つまり一般の決め事と条例との違いは、こ

れはもう私が申すまでもなく幕別町の法律になるわけですから、男女のギャップを埋めるという、ジェンダーギャップを埋めるというのは、そのぐらいの長いスパンかかってつくられてきているものですから、やっぱり位置付けとして条例がふさわしいというふうにずっと思っておりますし、今も思います。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その考え方は、私は全く否定するつもりはありませんけれども、本当遅きに失したというか、やはり遅いと思うのです。ずっと幕別町においての取組も遅かったというふうに思いますので、ですから先ほど申し上げたように、基本計画とそれにぶら下がっている個々の実施計画をしっかり位置付けることに、事業を実施する中で、意識の醸成であったり、あるいは民間に対する協力を肌で感じてもらえる、そういったものによって、私は近道になるのかなというふうに思っております。ですから、条例をつくることは確かに意義があることであると思います。町の姿勢として、幕別町はこうやって行くのだよと表すことですから、これは政治的に、私は政治家として考えても、そのことは、打ち上げ花火とは言いませんけれども、姿勢をはっきりと内外に示すという点では、これは取るべき手法の一つであるとは思いますが、やはりここから先、非常に早く、スピード感をもって進めていくということを考えたときに、今の手法が一番着地点というか、目標達成を見据えた上では早いのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。ただ、行政に携わる方も、それから私たち議会も、時期が来たら交替していくという、そういう組織であります。したがって、そういう中で一貫性を貫くという点では、条例が一番確固たる姿勢を示すことになっていくということを、再度申し上げておきたいと思います。

具体的な設問の二つ目に、パートナー制度の実施についてお尋ねいたします。

来年、令和6年度中の実施をということで、年限も示されて、お答えをいただきました。これは、共同参画に比べたら非常に早かったなというふうに思います。

それで、お答えの中で、近隣と歩調を合わせた形の内容にしていきたいということでもありますから、やっぱりここが一番大事だというふうに思います。帯広市が一番幕別町にとっては影響が多いと思うのですが、この帯広市が制定するときにも、帯広が制定したからそれでいいということではないのだということを示されておりました。つまり、近隣の自治体が同じように整備をされていかなかったら、そこに住むこういった制度を必要とする人たちの本当の生きづらさを解消することはできないのだということでもあります。

したがって、6年度中に制定され実施に移される内容を、帯広と近い、それを超えるものにしていただきたいということで、具体的に申しますと、帯広の特徴というのは、証明制度におきまして、証明制度と登録制度二つを位置付けているということです。証明制度というのは、それぞれ当事者間の法的な権利義務関係が明確になっていくのです。いずれにしても婚姻制度とは違いますから、そういった法の下での適用は受けないのですが、証明制度によって法的な権利義務関係が明確になる。それともう一つは、登録制度ということで、これはもう当事者の合意があれば、あとは法的なものは必要としないということでもありますから、どちらでも選択できる仕組みなのですね。したがって、当事者が幅広く活用していける、そういった文面にさせていただいて、実効あるものにしていただきたい。今、お考えはお持ちですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 帯広市の内容について、細かく精査をしている段階ではありませんので、細かいことは答えられませんけれども、ただ、やはり転出入を考えたときに、帯広圏で帯広との転出入あります。それと、幕別からいうと、札幌との転出入もありますので、それが移動したことによって不利になるような、そういうことは避けなければならないなというふうに思っておりますので、そこは十分、特に帯広と札幌というものを意識しながら、内容を詰めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 併せまして帯広は、帯広に居住している人に対してももちろんですが、勤務されている人、あるいはまれでしょうけれども、通学されている人なども含めての範囲が広がっております。ぜひそういったところも十分検証されて、よい制度にしていただきたいというふうに思います。

次、3 点目、女性の貧困についてです。

1 点目で申し上げましたように、ジェンダーギャップ指数を低下させた要因の一番多いところが経済状況です。経済が日本の場合に、男女の格差が一つも縮まらない、逆に広がっているということが、今日の女性の貧困を生み出すということにつながってきています。それぞれ、縷々経済的な状況も申し上げてきましたけれども、2022 年、単身世帯の貧困は、全体、女性の家庭の場合は特に 48.1 パーセントが貧困に陥り、平均年収は 162 万 3,000 円という数字も出されております。加えまして、単身の女性、賃金が安いことに加えて、年金受給者になっていくと、その安い賃金が算定されて年金の金額になっていっておりますから、さらに貧困が広がっております。こういうことに対する支援というのは、町独自ではなかなか難しいのですが、私は特に求めたいことの一つに、ここに書きましたけれども、住まいの権利、住む権利、住まいは権利だというふうなことも言われて久しくなりますが、住む場所に事欠くというような状況をやっぱり解決していかなければならない。そこで、公営住宅の入居基準を変えてはどうかという設問をさせていただきました。

柔軟な対応をされているのではありますが、しかし、そういうふうに広げることによって、高齢者世帯や低所得者世帯の人たちに対しての影響も与えてしまうということから、慎重を要するというお答えでありますけれども、現実に関、幕別町の公営住宅に入居されている単身者の割合というのは、どんどん増えてきているのではないかと思います。町長言われるように、もちろん世帯というのがありますけれども、過去よりも単身者が増えてきている、その状況をお示しいただけますか。数字分かりますか。公営住宅、単身者はどのぐらいの割合になっていますか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 公営住宅におけます単身者の割合ということでございます。単身世帯につきましては、公営住宅で申し上げますと、現在 298 世帯の方が入居されております。高齢者で申し上げますと、このうち 206 世帯が高齢者ということになります。全体で申し上げますと、現在の公営住宅で申しますと、入居世帯が 596 世帯、このうち単身世帯が 298 世帯ということになっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 596 が入居されていて、298 が単身、5 割が単身世帯という、実態はそうですね。これは、この方たちは、もちろん初めから 60 歳を超えていたとか、あるいは障がいを持っていたということで単身で入居された方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、入ったときには世帯で入ったけれども、入居しているうちに単身になっていたと。それがどんどん増えて 298 と。だから、5 割が単身ということになれば、実態がこういう状況なわけですから、基本 60 歳を超えないと単身の方は難しいですと言っても、年齢の若い方たちが、どんどんというか、住んでいらっしゃるわけですから、これはやはり状況も十分精査した上で、これらを希望する人たちにもっと窓口を広げる入居基準というふうに見直していく一つの要因ではないかと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 入居基準の見直しの関係なのですが、これまで入居できた高齢者などが入居しづらくなるということは、町長答弁でもお話ししたのですが、そういった部分は配慮した形で、今後検討していきたいなというふうには思っています。全ての住宅を対象とした場合には、なかなか難しいかなという部分もあるものですから、現在、忠類地域は 60 歳未満が対象になっているものですから、そういった部分を拡大するという意味で、対象となる住宅を特定していこうというふうに考えてございます。そういった部分を検討しながら、慎重に進めていきたいなというふうに考え

ております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） ぜひ広げて慎重に拡大をして、実態に合うように求めたいと思います。
では、次、（４）の相談体制です。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、2024 年に施行。これ結論は、今まで行っているよろず相談も含めて、そういった中に包括しながらやっていくので、新たな体制というのは必要ないというお答えでありました。もちろんわざわざつくらなくても、困難が相談していただけると、相談に来られると、そして解決につながるという、そういった部署があれば、それはそれでいいのですが、実はこの新たな法律ができたというのは背景がありまして、経済的困難なども含めた上で、特にここでの困難というのは、DV であるとか、そういった女性特有の被害、性犯罪も含めて、そういったのが後を絶たなく、そのことが家庭破壊や暮らしの破壊につながり、困難な女性を生み出しているということから法律がつくられて、そのつくられた法律に基づいて国のやること、県、道のやること、そして市町村のやることという中で、市町村が少なくとも相談窓口をつくって、そしてこういった人たち、つまりこういう人たちというのはなかなか見えないのですよ。潜在的で、コロナ過の DV も随分やり取りもしてきましたけれども、告発できない。ここ帯広から回ってきたというのもあると思うのですが、やっぱり直接幕別に来られないから帯広からなのだと思うのですよね。そういったことも含めて、少なくとも新たに設置というのが難しいのであれば、こういう分野についても積極的にというようなことを、こちらから呼びかけるといのではないのですけれども、こちらがそういう窓口持っているのだ、来てください、いいのですよということ、ずっとアピールしていくことがすごい大事だと思うのです。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 現在はよろず相談窓口ということで、介護の相談だったら保健課とかという形で、こんな相談が受けられますよというご紹介をさせていただいているのですけれども、今、中橋議員が言われたように、DV だったりとか、女性のそういった困難な相談という項目はちょっと載せていない状況でありましたので、その中に一つそういう項目を追加した形で周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） では、行革に入らせていただきます。正職員を増やす考えはないかということから入ります。

これまで幕別町は、４回の行政改革を進めてきまして、それぞれ効果的な最低の財源でやるということに取り組んでまいりました。それで、いつとき職員はぐんと減って、随分心配しましたけれども、退職者を４割のところから退職者数を補充するというような形で、若干増えてきた経過があります。

ただ、町長、退職者数をそのままキープしたとしても、減らされたときから若干増えたということ、これを認めたとしても、業務量というのがやっぱりここにいますから、これだけ気候変動の計画でありますとか、今の求めることもそうですけれども、新たなニーズがどんどん増えていく中で、本当に職員の皆さんがゆとりを持って仕事ができているのかという点では、心配があります。町長おっしゃられたように、ここ数年では早期退職者、精神疾患者などによる休職数が一定いるという中には、もちろんご本人の希望で辞められる方もいらっしゃると思うけれども、そういう業務が果たして職員の力を発揮できるだけの配置、人数も含めて、なっていると断言できるのかどうか。それこそ一番の行革の大事なところで、職員の力、住民の力を引き出して、そして町を変えていく、改革していくというのが、一番の行革の柱だと思うのですよね。何項目並べて何ができたというような、単に項目でチェックするのではなくて、この町が本当に行政がみんなの力でつくり上げられているかというふうに見えるかどうか。そこは一番の柱だと思いますので、現状どう認識しているのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ幕別町役場のみならず世間全体が、就職してから３年以内の離職率が非常に

高くなっている。これは民間企業に聞いても、どこに聞いても同じ答えが返ってくるわけです。今の世相として、やはり私が入った頃は、とにかく辛抱して、我慢して、何とか仕事をやり遂げてやるというそんな心意気もあったのですが、最近の世相、若い人の世相、考え方としては、やっぱり我慢することが不得意といえますか、辛抱が少しできないのかな。その結果、どこの業界見ても、本当に3年以内の離職率が非常に高い。もう5割ぐらいに達しているというお話を聞きますので、そこはやっぱりそういう世相だということを受け止めながら、あまり負荷をかけない中で仕事をやってもらうということも必要である。

これは、実は町内の建設業界の方から聞いたのですが、建設業界というのは、夏はもう日が昇るぐらいから日が沈むぐらいまで、ひどくハードな仕事をやっておられる。それを1年目からやると、後ろを振り向いたら誰もいなくなるので、そこは、1年目はしっかりと仕事の内容、こんな仕事だよというのを教えてあげて、徐々に仕事の強弱をつけていくと。そんなことで結構最近つらいのだよな、そんなお話も聞くわけでありますので、そこはやっぱり若い人に対応した、なじむような仕事をしていくということ。

それと、心を病む方、バランスを崩す方、これも我が町だけではなくて、どこでも聞くわけでありますけれども、そこも常々会議があるときには、課長だったり部長の会議では、もう小さな変化を見逃さずに配慮をしてあげてくれ、声かけをしてあげてくれと言っているのですが、なかなかそのタイミングというのを図るのが難しいということもあって、結果的には病んでいる人が出ているわけで、その結果として、人は確かに25人ほど増えてはいますけれども、それがつらい状況にあるのかどうなのかということは、私はそんなに思っていないのです。そんなに思っていないというのは、仕事のめり張りというのが必要なのです、やる上では。どの仕事も同じ深さでやっていくと足りないのです、時間は。そこはある程度、この仕事はこの深さでいい、この仕事はもっと探求しようと、そういうめり張りをつけることによって時間は生まれてくるというふうに思います。

それと、もう一つは、今まさにDXを進めようとしておりますので、定例的な機械に任せれば、物すごく省力化できるものは省力化をしていくことで、本来職員がやるべき事務員との対話であったり、施策の組立てに回るような、そういう方向に持っていきたいというふうに思います。ですが、現状においては、多少つらいところがあるにしても、何とかやっていたいただいているというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○町長（飯田晴義） 私は、やはり町長はこの町のトップですから、町長の姿勢がそういったところでは物すごく大きく反映されるのだと思うのです。力を引き出すという努力、そこはやっぱり伸び伸びと職員が町長にも意見が言えるよというぐらいの、そういったコミュニケーションができる町になっていかなかったら、本当の意味の力の発揮は難しいと思います。町民の力を発揮するという点でも、先ほどの諮問委員会などの重複の構成だとか、パーセンテージ見ていると、必ずしも力が発揮できる状況とは見えません。もっと改善が要る。いろんな町で、これは東京なんかからなのですから、同じ性別、年齢40パーセント以上は絶対入れないという取組で進み出しています。広く町民の力も発揮していただける町になるように申し上げて終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時25分まで休憩いたします。

15:11 休憩

15:25 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 88 号から日程第 5、議案第 90 号までの 3 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 88 号から日程第 5、議案第 90 号までの 3 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議案第 88 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 4、議案第 89 号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 88 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 89 号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 7 ページ、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

併せまして、A3 版の 1 枚ものの議案説明資料をご覧ください。

昨年令和 4 年の第 1 回定例会において、第 4 次幕別町行政改革大綱の推進項目に掲げている「使用料・手数料の受益者負担の見直し」と「公共施設使用料減免の見直し」を行うため、同年 2 月に策定いたしました「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、公の施設の使用料や使用手続などを一括して定める「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」を制定いたしました。

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」においては、現行の使用料・手数料が適正か否かを検証するため、行政コスト計算は毎年行うものとし、料金の見直しに当たっては、行政コスト計算に基づく理論上の適正料金と現行料金を比較し、おおむね 20 パーセント以上の乖離が生じているものを対象とする旨、定めております。

このことから、令和 4 年度における施設の維持管理費用を基とした行政コスト計算を行い、使用料の理論上の適正料金を算出し、見直しの対象となりました 14 種類 37 区分の使用料と 1 区分の使用単位の改正を行おうとするものであります。

A3 版の料金改定対象の公共施設及び貸室等区分一覧をご覧ください。

これは、令和 4 年度における施設の維持管理費を基にした行政コスト計算により、見直しを行う使用料について記載しております。

表の左から四つ目の列の「貸室等区分」欄において、「個人使用」と記載のあるものと白銀台宿泊ロッジの宿泊利用以外は、全て貸室であります。

表の下段、欄外の二つ目の丸に記載のとおり、貸室の理論料金は、施設全体の維持管理費を当該施設の貸出可能面積の合計で除し、それを年間貸出可能時間で除した値に、各貸室の使用面積を乗じ、さらに受益者負担割合、受益者負担割合は、100 パーセントの白銀台スキー場宿泊ロッジとナウマン公園キャンプ場以外は、全て 50 パーセントで設定しておりますが、その受益者負担割合を乗じて貸室の 1 時間当たりの料金を算出しております。

表の一番上の「札内コミュニティプラザ」においては、現行料金の算出根拠であります「R 元決算」と記載の列の維持管理費 2,174 万 8,000 円、これが年間の令和元年度の維持管理費であります。

これから算出した理論料金は 277.38 円で、100 円未満を切捨てた 200 円が現行料金であります。

右側「R 4 決算」の列をご覧ください。

今回の見直しのコスト計算対象年度である令和 4 年度の施設の維持管理費は 2,249 万 4,000 円で、令和元年度に比して 74 万 6,000 円、3.4 パーセント増加しております。

これに基づく理論料金は 301.44 円、端数処理後の 300 円が新使用料であります。

もう一度、表の下段、欄外の三つ目の丸をご覧ください。

個人使用の場合の理論料金は、施設全体の維持管理費を当該施設の年間利用者数で除した数値に受益者負担割合を乗じて算出しております。

表の左から 2 番目の「種類」の列の上から 5 番目の「集団研修施設こまはた」の行をご覧ください。

「R 元決算」の維持管理費 239 万 1,000 円に基づき、理論料金を端数処理した 300 円が 1 人当たりの 1 日料金であります。が、昨年の条例制定時の激変緩和措置により、右側にあります現行料金は 200 円と設定しております。

この R 元決算の右側の列の「R 4 決算」の維持管理費は 255 万 8,000 円で、令和元年度に比して 16 万 7,000 円、7.0 パーセント増加にとどまっておりますが、年間利用者数の減少に伴い、理論料金の端数処理後は 1,300 円と算出されます。

しかしながら基本方針に定めている、使用料の見直しは、急激な上昇を抑制するため、現行料金の 1.5 倍を限度とするという措置により、右から 2 番目の列の改定後料金を 300 円と設定するものであります。

他の施設のコスト計算による見直しについては説明を省略いたします。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 88 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

見直しの対象となった 13 種類 34 区分の使用料と 1 区分の使用単位について、別表の改正を行うものであります。

改正対象施設ごとに申し上げます。

「1 札内コミュニティプラザ」は「使用料」の列に下線を引いております、上から 1 番目と 2 番目の 2 区分、「集会室 1」と「集会室 2」、2 ページの「2 コミュニティセンター」は 1 区分、「5 幕別町民会館」は 1 区分、3 ページをご覧ください。

「6 幕別町百年記念ホール」は 5 区分、「8 幕別町集団研修施設こまはた」は 1 区分、4 ページと 5 ページにわたっております「9 体育施設（1）体育施設は、町民プールや野球場などで 9 区分であります。

4 ページの一番下の幕別運動公園アーチェリー場と、5 ページの依田公園アーチェリー場につきましては、両施設とも 10 レーンを備えており、現在 1 レーン 1 時間につき 100 円と定めておりますが、行政コスト計算では 1 レーン 1 時間当たりの料金が、運動公園は 5 円、依田公園は 2 円となり、現行料金との乖離が大きく、これまで 1 レーン単位の利用実態がなかったことから、1 レーン単位から 10 レーン分一体を単位に改めようとするものであります。使用料の額に変わりはありません。（2）幕別運動公園陸上競技場は 3 区分。

「10 幕別町体育館」（1）幕別町札内スポーツセンターは 3 区分、（2）幕別町農業者トレーニングセンターは 3 区分、6 ページになります。

（3）幕別町忠類体育館は 1 区分、「11 幕別町保健福祉センター」は 2 区分、「13 幕別町ふれあい交流館」「（1）幕別北ふれあい交流」は 1 区分、7 ページをご覧ください。

「15 幕別町老人福祉センター」は 2 区分、以上のとおり 34 区分の使用料とアーチェリー場の単位の改正を行うものであります。

議案書 12 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

次に、議案第 89 号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。

もう一度、A3 版の料金改定対象の公共施設及び貸室等区分一覧をご覧ください。

表の一番下に記載の「白銀台スキー場」の「白銀台宿泊ロッジ」の「大人」の場合は、現行は、「R 元決算」の維持管理費 257 万 1,000 円に対し、理論料金を端数処理した 2,600 円が 1 人当たりの宿泊料金であります。

右側の列の R 4 決算の維持管理費は、燃料費の高騰等に伴い 471 万 5,000 円で、令和元年度に比して 214 万 4,000 円、83.4 パーセント増加しておりますが、一方で利用者数も増加しておりますことから、理論料金を端数処理した 3,300 円が新使用料であります。

議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

「白銀台宿泊ロッジ使用料」について、別表第 1 の改正を行うものであります。

議案書 13 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 88 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 89 号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 90 号、幕別町道路構造技術的基準等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 90 号、幕別町道路構造技術的基準等条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きください。

本条例は、平成 23 年に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第 2 次地方分権一括法において、道路法の一部が改正され、これまで国が定めていた「道路構造の技術的基準」について、地方自治体がそれぞれの判断により、政令で定めている技術的基準以外の基準を定めることとされましたことから、道路法第 30 条第 3 項の規定に基づき、国の道路構造令を参酌して、平成 25 年 3 月 22 日に制定したものであります。

国は、歩行者や自動車と適切に分離された「自転車」の通行空間を整備する重要性から、平成 31 年に、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新設し、令和 2 年に「自動運行補助施設」や「歩行者利便増進道路」の指定制度を設けるなどを内容とした道路構造令の改正を行っております。

このたびの条例改正は、令和 3 年にナショナルサイクルルートに指定された「トカプチ 400」の整

備に伴い、本町においても、令和6年度以降に町道幕別音更線十勝中央大橋などにおいて「自転車通行帯」を整備する必要が生じたことから、道路構造令を参酌し、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

第4条は、このたびの改正で町道の構造の技術的基準として、第47条を追加することから改めるものであります。

第5条は、「自転車通行帯」を「車線により構成される車道」から除くとし、第7条は、同様に4メートルを標準とする副道から「自転車通行帯」除くと規定するものであります。

10ページになります。

第9条の2として、「自転車通行帯」の規定を新設するものであります。

市町村道は、道路構造令において計画交通量に応じて第3種と第4種に位置付けられております。

第1項は、自動車及び自転車の交通量が多い道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする、ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではないと。

第2項は、自転車の交通量が多い道路または、自動車及び歩行者の交通量が多い町道には、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではないと定めております。

第3項と第4項は、自転車通交帯の幅員を定めております。

第11条は、自転車道の設置基準について定めております。

設置基準として、「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加するものであります。

11ページをご覧ください。

第12条は、自転車歩行者道の設置対象から自転車通行帯設置の道路を除くものとし、第13条は、歩道の設置対象に自転車通行帯設置の道路を加え、第34条は、待避所の区間の車道の幅員から自転車通行帯を除くと定めるものであります。

12ページになります。

第35条は、交通安全施設について「自動運行補助施設」を加えるものであります。

「自動運行補助施設」は、電磁誘導線など、自動運行車の安全な運行を道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設であります。

第47条は、「歩行者利便増進道路」の設置基準について新たに追加規定するものであります。

道路法等の改正において、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されたことから、そうした歩行者の安全かつ円滑な通行に配慮し、歩行者の滞留の用に供する部分を備えた「歩行者利便増進道路」の設置基準を定めるものであります。

議案書の15ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は令和5年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第99号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第99号、指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りいたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

「1施設の名称」は、幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンターであります。

「2指定管理者」の候補者は、中川郡幕別町札内中央町532番地12、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ理事長笠谷直樹氏であります。

「3指定の期間」は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

「1指定管理者が管理を行う施設の概要」であります。

幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンターは、「幕別町体育館条例」により設置している公の施設で、札内スポーツセンターは、平成元年11月に、農業者トレーニングセンターは、昭和58年9月に「町民の健康増進及び体育向上に資する」ことを目的として開設し、現在に至っております。

「2指定管理者が管理を行う業務」であります。

指定管理者は、施設全体の管理運営はもとより、スポーツ教室の実施のほか、本町出身のオリンピック選手を活用する事業やスポーツイベントの開催などを行うものであります。

議案説明資料には記載しておりませんが、今回の指定管理者の候補者の選定経過について申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行い、指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定いたしました。

7月24日に、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の規定に基づき、識見を有する者と施設利用者の町民委員合わせて4名ですが、この4名と町職員4名の計8名で組織する選定委員会を開催し、選定委員会での審議を経て、公募要項を定め、7月25日に公募を周知いたしました。

参加表明届が提出されたのは、1応募者で、現在の指定管理者の特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブであります。

応募者の資格審査を経て、8月25日に開催した選定委員会において、候補者選定基準に基づき、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングを行い、候補者を選定したところであります。

選定委員会においては、当該施設の目的に合った施設利用の促進が図られ、地域スポーツの好循環を生み出すことで、スポーツ文化の醸成や地方創生の実現に期待ができること、加えて、適正な運営管理の確保などの項目で、委員一同から高い評価を得られましたことから、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブを指定管理者の候補者として選定したものであります。

議案説明資料2ページをご覧ください。

「3特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブの概要」であります。

当法人は、平成23年8月に特定非営利活動法人としての認証を受けて設立された法人であります。

資産の総額は394万2,072円、令和4年度の収入は7,233万4,917円であります。

職員は、理事8名、監事1名、正職員4名、臨時職員20名であります。

事業内容であります。

特定非営利活動として、総合型地域スポーツクラブの運営などスポーツ活動の推進とスポーツ施設の管理・運営を中心に組み込まれているところであります。

「4 指定管理者候補者の選定結果」であります。

選定委員会の委員 8 人の平均点数は、200 点満点中、142.13 点であります。

本指定管理者の指定に伴う令和 6 年度から 10 年度までの指定管理料の歳出総額に係る債務負担行為につきましては、本定例会最終日にご提案することといたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第 99 号、指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 7 日から 20 日までの 14 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 7 日から 20 日までの 14 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 21 日午前 10 時からであります。

15 : 53 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第3回幕別町議会定例
(令和5年9月21日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第3 発議第8号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書
日程第4 議案第99号 指定管理者の指定について
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5 議案第100号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第6 議案第101号 令和5年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 認定第1号 令和4年度幕別町一般会計決算認定について
日程第8 認定第2号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第9 認定第3号 令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第10 認定第4号 令和4年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第11 認定第5号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第12 認定第6号 令和4年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第13 認定第7号 令和4年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第14 認定第8号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第15 認定第9号 令和4年度幕別町水道事業会計決算認定について
(日程第7～日程第15 決算審査特別委員会報告)
- 日程第16 議案第96号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17 議案第97号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18 議員の派遣について
日程第19 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和5年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年9月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

農 業 委 員 会 会 長 中村富士男

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山端広和

住 民 生 活 部 長 寺田 治

保 健 福 祉 部 長 檜木良美

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 小野晴正

会 計 管 理 者 武田健吾

忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文

札 内 支 所 長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 谷口英将

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ

議事の経過

(令和5年9月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小田議員、6番長谷議員、7番酒井議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長、令和4年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から、付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第7号及び日程第3、発議第8号、日程第5、議案第100号及び日程第6、101号の4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第7号及び日程第3、発議第8号、日程第5、議案第100号及び日程第6、議案第101号の4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第7号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書につきまして、朗読をもって提案理由の説明をさせていただきます。

発議第7号

令和5年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員藤原孟

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の 5 分の 1 以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって、持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。

加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」をより一層、推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5 か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定 2 車線区間の 4 車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 21 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第8号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書につきまして、朗読をもって、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第8号

令和5年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員芳滝仁

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

幕別町議会議員野原恵子

幕別町議会議員岡本眞利子

幕別町議会議員谷口和弥

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置づけにある。

こうした中、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、昨年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられた。

しかしながら、国が措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40パーセントを使用する算定式では、北海道の高騰率78パーセントとの乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないと生産者からの声が相次いでいる。

このため、国に対しては、価格上昇分を確実に補てんされる対策が求められている。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも19.4パーセント（ホクレン主要銘柄）引き下がり、全国でも28パーセント（全農扱い）値下がりした。

このため、国は、直接的な補てん対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示したが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策に繋がるのか懸念されている。

また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが、危惧されている。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねない。

ついては、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記の事項を要望する。

記

1 令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補てんされるよう、本年度も対策を講ずること。

2 ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず、地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組が行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月21日

北海道中川郡幕別町議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第99号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和5年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長野原恵子

総務文教常任委員会報告書

令和5年9月6日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和5年9月7日（1日間）

2 審査事件

議案第99号指定管理者の指定について

3 審査の経過

審査に当たっては、現在の指定管理者を候補者として選定するもので、事業計画概要及び収支計画について説明され、使用料収入や修繕を含む管理経費等の見込みについて質疑が行われた。

慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第99号、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第99号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第100号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第100号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました、議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、「後志広域連合」が、令和6年度の職員採用を機に、新たに北海道市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、規約を変更する必要性が生じたことから、規約の変更について、議会の議決を求めようとするものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続きは、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない、とされております。

当該協議は、同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない、と定められておりますことから、提案するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

別表は、組合を組織する市町村等、構成団体を定めております。

表の「（2）一部事務組合及び広域連合」の「後志管内」に、「後志広域連合」を加えるものであります。

議案書の1ページにお戻りください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 101 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 101 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました、議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正であります。

2 ページをご覧ください。

「第 1 表債務負担行為補正」、「1 追加」であります。

「札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理者業務に係る指定管理料」を追加するものであります。

本定例会に議案第 99 号として提出しております、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターに係る「指定管理者の指定について」の議決に伴いまして、当該指定管理の指定期間に係る指定管理料について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年であります。

限度額は、「2 億 856 万 5,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額」であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、認定第 1 号、令和 4 年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第 15、認定第 9 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、小島智恵議員

○12 番（小島智恵） 令和 4 年度幕別町各会計決算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 5 年 9 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和 4 年度幕別町各会計

決算審査特別委員会委員長小島智恵

決算審査特別委員会報告書

令和 5 年 8 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和 5 年 8 月 30 日、9 月 13 日、14 日（3 日間）

2 審査事件

認定第1号 令和4年度幕別町一般会計決算認定について
認定第2号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号 令和4年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号 令和4年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
認定第7号 令和4年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
認定第8号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
認定第9号 令和4年度幕別町水道事業会計決算認定について

3 審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより認定第1号、令和4年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和4年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、令和4年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和4年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、令和4年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、第7号、令和4年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、令和4年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、令和4年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、令和4年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第16、議案第96号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第96号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の13ページをお開きください。

地方自治法は、人事委員会を置かない普通地方公共団体に執行機関として公平委員会を置き、「公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。」と規定しております。

これを受け、地方公務員法第9条の2第2項において、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。と定めております。

本議案は、現公平委員会委員であります、酒井勝己氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続き、選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料に記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより、採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定をいたします。

投票総数18人、賛成18人、反対0人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第97号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第97号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の14ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かなければならない、とし「教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。」と定めております。

これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、「委員は、当該地

方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められております。

また、同条第5項では、「地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに親権を行う者などの保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定しております。

本議案は、現教育委員会委員であります國安環氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続き、任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

現教育委員会委員は、4名中2名が女性であり、また委員のうち保護者である方が含まれております。

任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料に記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決をいたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数18人、賛成18人、反対0人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、来る、9月27日、町内公共施設等視察研修に全議員を、10月2日、議員研修会に全議員を、10月31日から11月1日までの2日間、伊達市ほかを行政視察先として、総務文教常任委員会委員6人を、11月9日から10日までの2日間、札幌市ほかを行政視察先として、民生常任委員会委員6人を、10月10日から11日までの2日間、当別町ほかを行政視察先として、産業建設常任委員会委員6人を、11月13日、十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任を願います。

日程第19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただききたいと思います。

日程第 20、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 5 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10 : 47 閉会